

令和6年度  
集団指導資料  
【障害児通所・入所編】

令和7年3月

岡山県 子ども・福祉部指導監査課

# 適切な事業運営のために！

## <基準条例>

### ○障害児通所支援

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例  
(平成24年10月5日岡山県条例第49号)

#### <基準省令>

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準  
(平成24年2月3日厚生労働省令第15号)

#### <解釈通知>

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について  
(平成24年3月30日障発0330第12号)

### ○障害児入所施設

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例  
(平成24年10月5日岡山県条例第50号)

#### <基準省令>

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準  
(平成24年2月3日厚生労働省令第16号)

#### <解釈通知>

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について  
(平成24年3月30日障発0330第13号)

【参考書籍】事業者ハンドブック指定基準編（発行：中央法規出版株式会社）



## <報酬告示>

### ○障害児通所支援

※資料記載のページについては、[2024年版の青本のページ](#)を記載

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準  
(平成24年3月14日厚生労働省告示第122号)

### ○障害児入所施設

児童福祉法に基づく指定入所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準  
(平成24年3月14日厚生労働省告示第123号)

#### <留意事項通知>

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）

【参考書籍】事業者ハンドブック報酬編（発行：中央法規出版株式会社）

※資料記載のページについては、[2024年版の赤本のページ](#)を記載



# 目次

主な関係法令・通知	・・・ 1
基準条例の県独自基準の概要	・・・ 2
第1 サービスの質の向上について	・・・ 8
第2 サービス提供の記録について	・・・ 9
第3 事業所運営上の留意点について	・・・ 10
第4 運営指導での主な指摘事項(基準条例編)	・・・ 13
第5 運営指導での主な指摘事項(報酬告示編)	・・・ 36
(参考資料)	
① 障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れについて (令和6年7月4日付け事務連絡こども家庭庁支援局障害児支援課)	・・・ 49
② 児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との 連携の強化について(平成31年2月28日付け障発0228第2号厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長通知)	・・・ 53
③ 学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所 への定期的な情報提供について(平成31年2月28日付け障発0228第3号厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部長通知)	・・・ 59
④ 障害児通所支援事業所における緊急時の対応について (平成31年2月28日付け障発0228第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課長通知)	・・・ 68
⑤ 児童発達支援等における支援プログラムの作成・公表の手引きについて (令和6年7月4日付け事務連絡こども家庭庁支援局障害児支援課)	・・・ 70
⑥ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う個別支援計画作成にあたっての 留意点及び記載例について (令和6年5月17日付け事務連絡こども家庭庁支援局障害児支援課)	・・・ 77
⑦ 保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について (令和4年12月26日付け事務連絡厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課)	・・・ 83
⑧ 障害児支援における安全管理について (令和6年7月4日付けこ支障第169号こども家庭庁支援局長通知)	・・・ 91
⑨ 障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き (令和6年8月9日付け事務連絡こども家庭庁支援局障害児支援課)	・・・ 100

## 【主な関係法令・通知】

関係法令・通知	省略標記
児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）	法
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年10月5日岡山県条例第49号）	通所基準条例
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第15号）	通所基準省令
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第12号）	通所解釈通知
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年10月5日岡山県条例第50号）	入所基準条例
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年2月3日厚生労働省令第16号）	入所基準省令
児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第13号）	入所解釈通知
児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）	通所報酬告示
児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第123号）	入所報酬告示
児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号）	留意事項通知
児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年10月5日岡山県条例第47号）	施設基準条例

※上記の法令・通知等はホームページ等でご確認ください。

- 厚生労働省 法令等データベースシステム  
<http://www.mhlw.go.jp/hourei/>
- 岡山県子ども・福祉部指導監査課ホームページ中県条例のページ  
<http://www.pref.okayama.jp/page/571262.html>

# 【基準条例の県独自基準の概要①】

## (1) 人員の基準

### 栄養士の配置について（従業者の員数）【福祉型障害児入所施設のみ】

入所基準省令（第4条）	入所基準条例（第5条）
<p><b>従うべき基準</b> ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第五号の調理員を置かないことができる。</p>	<p>ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であって<u>児童の栄養管理に支障がない場合</u>は第四号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては第五号の調理員を置かないことができる。</p>

#### <基準設定の理由>

発育途上の児童にとって、年齢に応じて栄養のバランスに配慮した適切な食事を提供することが重要であることから、40人以下の福祉型障害児入所施設であっても、栄養士を置かないことができるのは、児童の栄養管理に支障がない場合に限定する。

#### <関係条項等>

施設基準条例（第67条）

## (2) 運営の基準

### ア 内容及び手続の説明及び同意【共通】

通所基準省令（第12条）	通所基準条例（第13条）
<p><b>参酌すべき基準</b> 重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>重要事項を記した書面を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について<u>書面により</u>当該利用申込者の同意を得なければならない。</p>

#### <基準設定の理由>

利用申込者及び事業所双方の保護の立場から書面によって確認することを規定しているが、電磁的記録により行うこともできる。

#### <関係条項等>

入所基準省令（第6条）、入所基準条例（第7条）

### イ 情報開示（「サービスの提供の記録」に第3項を追加）【共通】

通所基準省令（第21条）	通所基準条例（第22条）
—	<p><u>3 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者から第1項の規定による記録（支援の提供日、内容その他必要な事項）の開示を求められた場合は、当該給付決定保護者に係る障害児の不利益にならない範囲において可能な限り開示するよう努めなければならない。</u></p>

#### <基準設定の理由>

通所（入所）給付決定保護者等への正確な情報提供を行うため、積極的に情報開示を行うことを努力義務とする。

#### <関係条項等>

入所基準条例（第16条）

## 【基準条例の県独自基準の概要②】

### ウ 金銭の支払の範囲等【共通】

通所基準省令（第22条）	通所基準条例（第23条）
<p><b>参酌すべき基準</b> 通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。</p>	<p>通所給付決定保護者に対して説明を行い、<b>書面によりその</b>同意を得なければならない。</p>

<基準設定の理由>

保護者及び事業所双方の保護の立場から書面によって確認することを規定しているが、電磁的記録により行うこともできる。

<関係条項等>

入所基準省令（第16条）、入所基準条例（第17条）

### エ 食事【障害児入所施設・児童発達支援センター】

通所基準省令（第31条）	通所基準条例（第32条）
<p><b>参酌すべき基準</b> 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。 2 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。</p>	<p>1（国省令の1項と2項の内容を統合）  <b>2 指定児童発達支援事業所において、障害児に食事を提供するときは、地域で生産された旬の食材を活用し、季節、行事等に応じたものとなるよう努めなければならない。</b></p>

<基準設定の理由>

食の安全や食育、地場産品の消費拡大の観点から、季節感のある食事の提供を行うとともに、食事の地産地消に配慮することを努力義務とする。

<関係条項等>

施設基準条例（第14条）、入所基準省令（第26条）、入所基準条例（第27条）

## 【基準条例の県独自基準の概要③】

### オ 社会生活への配慮（社会生活上の便宜の供与等）【共通】

通所基準省令（第32条）	通所基準条例（第33条）
<p><b>参酌すべき基準</b>            指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児の<u>ためのレクリエーション行事を行わなければならない。</u></p>	<p>指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児の<u>嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するよう努めなければならない。</u></p>

#### <基準設定の理由>

充実した日常生活につながるよう、障害児の個々の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するなど、幅広い取り組みを行うことを努力義務とする。

#### <関係条項等>

入所基準省令（第27条）、入所基準条例（第28条）

### カ 運営規程【共通】

通所基準省令（第37条他）	通所基準条例（第38条他）
<p><b>参酌すべき基準</b>            十一 虐待の防止<u>のための措置</u>に関する事項</p>	<p>十一 虐待の防止<u>及び早期発見並びに虐待があった場合の対応</u>に関する事項</p>

#### <基準設定の理由>

運営規程に、虐待の早期発見及び虐待があった場合の対応に関する事項を定めることを義務とする。

#### <関係条項等>

入所基準省令（第34条）、入所基準条例（第35条）  
 ※その他関係する条項（一般原則、虐待等の禁止）

## 【基準条例の県独自基準の概要④】

### キ 非常災害対策【居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援を除く】

通所基準省令（第40条）	通所基準条例（第41条）
<p><u>参酌すべき基準</u>            指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設ける<u>とともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。</u></p>	<p>指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を<u>設けなければならない。</u>  <u>2 指定児童発達支援事業者は、利用者の障害の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連絡の体制を整備し、それらの内容を定期的に従業者に周知しなければならない。</u></p>
<p><u>参酌すべき基準</u>            2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p><u>3 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。</u></p>
—	<p><u>4 指定児童発達支援事業者は、非常災害時における利用者等安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、近隣住民、障害福祉サービスを行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるめるとともに、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p>
—	<p><u>5 指定児童発達支援事業者は、非常災害時において、障害者、乳幼児、高齢者等特に配慮を要する者の支援に努めるものとする。</u></p>

#### <基準設定の理由>

実効性の高い非常災害対策となるように、避難等の計画段階から想定される災害の種類ごとに具体的な対策を立て、必要な訓練を行うことを義務付ける。

施設の火災等においては、施設職員だけでは対応が必ずしも十分でない場合が多いことから、関係自治体、近隣住民、医療機関、他の社会福祉施設等との日常の連携を密にし、緊急時の応援・協力体制を確保することを努力義務とする。

また、災害時要援護者の支援を行うため、障害児入所施設や障害児通所支援事業所は、配慮を要する者の支援を努力義務とする。

#### <関係条項等>

施設基準条例（第6条）、入所基準省令（第37条）、入所基準条例（第38条）

## 【基準条例の県独自基準の概要⑤】

### ク 虐待防止

通所基準省令（第45条）	通所基準条例（第46条）
<p><b>参酌すべき基準</b></p> <p>指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に関催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、<u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>一 <u>虐待の防止のための対策を検討する委員会</u>（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に関催するとともに、その結果について、<u>従業者に周知徹底</u>を図ること。</p> <p>二 従業者に対し、<u>虐待の防止のための研修を定期的</u>に実施すること。</p> <p>三 前二号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p><b>3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する虐待の予防及び早期発見のため、県及び市町村が行う調査に協力しなければならない。</b></p>
入所基準省令（第42条）	入所基準条例（第43条）
<p><b>参酌すべき基準</b></p> <p>指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に関催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に関催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>二 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>三 前二号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p> <p><b>3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する虐待の予防及び早期発見のため、県及び市町村が行う調査に協力しなければならない。</b></p>

<関係条項等>

施設基準条例（第11条）

- 児童虐待の防止等に関する法律「第2条各号」に掲げる行為
- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
  - 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
  - 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
  - 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

- 児童福祉法「第33条の10各号」に掲げる行為
- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
  - 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
  - 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
  - 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

# 第1 サービスの質の向上について

適切とはいえない事業所の例

以下のようなものは「不適切」として例示されています。

(H28.3.8厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議資料)

- ・テレビを見せているだけ、ゲーム等を渡して遊ばせているだけ。
- ・送迎に時間をかけ、営業時間のほとんどを車内で過ごさせる。
- ・利益を上げるために必要以上の頻度で通わせる（支給決定日数の多い自治体を探して参入している）。
- ・重度の障害児の受入れを実質的に拒否している（支援の不十分さを伝え保護者側から断らせる等）。



**自事業所等に該当する部分がないか、改めて確認を！**

## 自己評価

☆活用できるツール

児童発達支援ガイドライン

放課後等デイサービスガイドライン

保育所等訪問支援ガイドライン

- ・事業所職員向け自己評価表
- ・保護者向け評価表
- ・訪問先施設向け評価表  
（保育所等訪問支援）
- ・事業所における自己評価結果  
（公表）

<概要>

- 1 利用児の特性・適正等を踏まえた環境・体制の整備
- 2 従業員の勤務体制の整備・資質向上の取り組み
- 3 設備・備品の整備
- 4 関係機関・地域との連携・交流
- 5 利用児・保護者への情報提供・相談援助
- 6 緊急時等の対応方法や非常災害への対策
- 7 業務改善の実施状況など

## ポイント

- ・事業所等での役割ごとに設定
- ・自己評価及び利用者等による評価ができる。

自己評価の実施・結果の公表



**サービスの質の向上**

## 第2 サービス提供の記録について

### サービス提供記録の目的

- ① サービスの実施の証拠となるもの
- ② 保護者に確認を受けるためのもの
- ③ 利用児への支援状況を把握するためのもの



### (記載すべき内容)

- ① 基本事項（利用者名、利用年月日・時間）
- ② 利用者負担額等に係る事項
  - ・送迎記録・食事等の提供
  - ・欠席の際の連絡記録
  - ・家族支援加算等加算に関する記録
- ③ サービス提供の具体的な内容  
（※加算に係るものについては、加算要件に係る日時・場所の記録等を含む）
  - ・実施した支援の内容・状況
  - ・保護者等との相談の内容
  - ・健康・心身の状態等の様子
  - ・イベント・外出等の実施状況
- ④ 保護者確認欄
- ⑤ その他特記事項（事故・身体拘束など）

**記録はその児童にとって財産となりうるもの。**

**そのお子さんが当時どのような様子だったかを知ることができる貴重な財産。**

**次に引き継がれていくもの。**

## 第3 事業所運営上の留意点について①

### ① 児童発達支援管理責任者の配置要件について

- ・ **事業開始の日から**、全ての要件を満たす者を配置しなければならない。

#### <要件>

- ・ こども家庭庁長官が定める実務経験を満たすこと（実務経験3～8年）
- ・ 相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了
- ・ 児童発達支援管理責任者基礎研修修了
- ・ 児童発達支援管理責任者実践研修修了

#### <児童発達支援管理責任者研修について>

（共通編）参考資料7 参照

（H31年度～継続）

### ② 児童発達支援に配置すべき従業者

- ・ **児童指導員**、保育士、機能訓練担当職員（機能訓練を行う場合）、看護職員（医療的ケアを行う場合）
- ・ 機能訓練担当職員又は看護職員の数を児童指導員又は保育士の合計数に含める場合は、**合計数の半数以上は児童指導員又は保育士**
- ・ 時間帯を通じて2人以上（定員10人の場合）
- ・ 1人以上は常勤

（H30年度～継続）

### ③ 自己評価結果等の公表及び届出について

児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援事業所は、自己評価結果等の公表及び公表内容の指定権者への届出が義務付けられている。

#### <評価方法>

- ・ 従業者による評価を受けた上で、事業所として自己評価を実施するとともに、保護者評価（保育所等訪問支援事業所は保護者評価及び訪問先施設評価）を受けて改善を図る。

#### <公表方法>

- ・ 自己評価及び保護者評価（保育所等訪問支援事業所は自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価）並びに評価を受けて図った改善の内容を保護者（保育所等訪問支援事業所は保護者及び訪問先施設）に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表する。（おおむね1年に一回以上）

#### <県への届出>

- ・ 届出内容：公表方法及び公表内容
- ・ 届出先：事業所を所管する県民局健康福祉部健康福祉課

【参考資料①】「障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れについて」（令和6年7月4日付け事務連絡こども家庭庁支援局障害児支援課）

（R6年度～継続）

## 第3 事業所運営上の留意点について②

### ④ 報酬区分の決定について（その1）

#### ○児童発達支援

- サービス提供時間30分以上1時間30分以下⇒ 区分1
- サービス提供時間1時間30分超3時間以下⇒ 区分2
- サービス提供時間3時間超5時間以下⇒ 区分3

#### ○放課後等デイサービス

##### ≪授業の終了後・学校休業日≫

- サービス提供時間30分以上1時間30分以下⇒ 区分1
- サービス提供時間1時間30分超3時間以下⇒ 区分2
- サービス提供時間3時間超5時間以下⇒ 区分3
- ※ 区分3については、学校休業日のみ算定可

（R6年度～継続）

### ⑤ 報酬区分の決定について（その2）

#### ○児童発達支援

- 未就学児の割合が70%以上：区分Ⅰ
- 未就学児の割合が70%未満：区分Ⅱ

（R3年度～継続）

### ⑥ 児童指導員任用資格の取扱いについて

- 1 幼稚園の教諭の免許状を有する者  
⇒ 地方公共団体からの提案に基づき、追加
- 2 短大卒業者、専門職大学前期課程修了者  
⇒ 大学において、社会福祉学等を専修する学科等を修めて卒業した者には、含まれない。

（H31年度～継続）

## 第3 事業所運営上の留意点について③

### ⑦ 障害児通所支援事業所における緊急時の対応について

- ・参考資料②「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成31年2月28日付け障発0228第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- ・参考資料③「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月28日付け障発0228第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

（H30年度～継続）



○障害児通所支援事業所が「学校等」、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等」として整理

- ・一定の場合に市町村、児童相談所から利用児童について情報提供を求められる。
- ・児童虐待の早期発見・早期対応に努め、市町村や児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行うこととされた。



○ポイント

- ・参考資料④「障害児通所支援事業所における緊急時の対応について」（平成31年2月28日付け障発0228第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

障害児支援利用計画上利用が予定されていた幼児児童生徒等が、その理由の如何にかかわらず、利用の予定されていた日に欠席し、当該欠席日から数えて休業日を除き7日以上の間、当該幼児児童生徒等の状況を把握できない場合は、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村等に情報提供すること。

ただし、保護者以外の者から当該幼児児童生徒等の状況が把握できた場合（保育所等と併行通園をしている場合の保育所等への確認等）は上記の取扱いをしないことができる。

- ・上記の対応等により、情報元が障害児通所支援事業所となった場合には、保護者から情報元に関する開示の求めがあった際にも開示されない。

また、保護者から威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、組織として対応すると共に、市町村・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有し、連携して対応すること。

## 第4 運営指導での主な指摘事項①

※根拠条文として、通所基準条例を主に掲載しています。入所基準条例では同じ項目でも内容が異なる場合があります。対象となる事業の基準をご確認ください。

※「●」のある記載内容は、不適切な事例です。基準を遵守し、適切な運営に努めてください。

### 1 基本方針

**指定障害児通所(入所)支援事業者の一般原則** ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第3条。

第三条 指定障害児通所支援事業者は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(第二十八条第一項において「通所支援計画」という。)を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、指定通所支援が障害児にとって適切かつ効果的なものとなるよう、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講じなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。)第五条第一項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等必要な措置を講じなければならない。

青本P509

●サービス提供開始後に、個別支援計画が作成され、説明同意日もサービス提供後である。

暫定的な内容であっても、サービス提供開始日までに当該利用者の個別支援計画を作成し、また、保護者及び障害児に当該計画について説明し、**書面によりその同意を得た後**に、当該計画に基づき支援を行ってください。

なお、暫定的な個別支援計画を作成した場合は、早期にモニタリング(継続的なアセスメントを含む。)を実施し、当該計画の見直しを行い、必要に応じて、個別支援計画の変更を行ってください。



●人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な措置を講じていない。

- ・虐待防止担当者を設置していない。
- ・従業者に対し、虐待防止に関する研修を実施していない。
- ・従業者に対し、他の従業者等による虐待を受けたと思われる障害児を発見した場合に、速やかに、これを市町村等に通報しなければならないことを周知していなかった。

●人権擁護、虐待防止のための体制を整備しているが、虐待案件が発生した。

- **虐待防止担当者を設置し、重要事項説明書等に明記**してください。
- 従業者に対する虐待防止に関する研修体制を整備してください。
- 従業者に通報義務及び通報先(通所：市町村、入所：県民局健康福祉部等)を周知してください。
- 虐待案件が発生しているか否かにかかわらず、体制が有効に機能しているか検証するとともに、各従業者の意識の定着を図ってください。

## 第4 運営指導での主な指摘事項②

### 2 人員に関する基準

**従業者の員数** ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第5条。

第六条 指定児童発達支援の事業を行う者(以下「指定児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。))に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 児童指導員(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成二十四年岡山県条例第四十七号)第二十七条第六項の児童指導員をいう。以下同じ。))又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる**障害児の数**の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ **障害児の数**が十までのもの 二以上

ロ **障害児の数**が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

二 児童発達支援管理責任者(障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。) 一以上

2 ～略～

3 ～略～

4 ～略～

5 第一項第一号及び第二項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

6 第一項第一号の児童指導員、保育士のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

7 第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号に掲げる従業者の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

8 第一項第二号の児童発達支援管理責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

青本P513～516

- 定員を超えて利用児を受け入れているのに、必要な人員を配置していない。
- 毎月の勤務実態管理ができておらず、人員基準を満たしているかどうか曖昧な状況であった。
- 2名(児童指導員又は保育士)の配置が必要な時間帯であるにも関わらず、1名しか配置できていなかった。
- 一人で複数の職を兼務するなど、兼務の状況が過剰となっている。
- 児童発達支援管理責任者が児童に対して直接支援の提供を行っていた。

※従業者の員数については、各基準に定められるものによること。

- ・基準条例中「障害児の数」とあるのは、定員ではなく**サービス単位ごとの実利用者の数**を言うものであることに注意してください。したがって、定員が10人であっても11人を受け入れた日については必要な児童指導員又は保育士の合計数は3となります。
- ・日中一時支援等の他の事業や送迎、従業者の休暇等により人員が不足しないよう注意してください。



## 第4 運営指導での主な指摘事項③

### 3 運営に関する基準

**内容及び手続の説明及び同意** ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第7条。

第十三条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った通所給付決定保護者(以下「利用申込者」という。)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第三十八条の運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した書面を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について**書面により**当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

青本P522

※赤字については、県独自基準（電磁的記録によることも可）。

- 重要事項説明書に、事故発生時の対応、苦情解決の体制及び第三者評価の実施状況等必要な事項が記載されていない。

重要事項説明書に記載すべき内容として次の項目が考えられます。

- ① 事業者、事業所の概要（名称、住所、所在地、連絡先など）
- ② 運営規程の概要
  - ・ 事業の目的及び運営の方針
  - ・ 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - ・ 営業日及び営業時間
  - ・ 利用定員
  - ・ サービスの内容とその料金
  - ・ 通常の事業の実施地域
  - ・ サービスの利用に当たっての留意事項
  - ・ 緊急時の対応方法
  - ・ 非常災害対策
  - ・ 主たる対象とする障害の種類
  - ・ 虐待の防止のための措置に関する事項
  - ・ その他運営に関する重要事項
- ③ サービス提供開始（予定）年月日
- ④ 苦情解決の体制
- ⑤ 従業者の勤務体制
- ⑥ 事故発生時の対応
- ⑦ 第三者評価の実施状況 など



#### ※【社会福祉法(抜粋)】

第77条 社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用するための契約(厚生労働省令で定めるものを除く。)が成立したときは、その利用者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 一 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- 二 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容
- 三 当該福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- 四 その他厚生労働省令で定める事項

- 利用契約書について、サービスの提供開始年月日を記載する等必要な記載事項が網羅されていない。
- 「重要事項説明書」と「運営規程」とで内容（営業日時、通常の事業の実施地域など）が相違している。

利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した重要事項説明書の内容は、事業の運営についての重要事項を規定した運営規程の内容と整合するものでなければなりません。

なお、運営規程の内容を変更した場合は、変更届の提出が必要です。



## 第4 運営指導での主な指摘事項④

### 契約支給量の報告等 ※基準は児童発達支援を引用

第十四条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量(次項において「契約支給量」という。)その他の必要な事項(第三項及び第四項において「通所受給者証記載事項」という。)を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前三項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

青本P523

- 利用契約をした際の市町村への受給者証記載事項等の報告が遅れた。
- 通所受給者証等に契約内容が記載されていない。

指定児童発達支援等の利用に係る契約や契約内容(日数)を変更(契約の終了を含む。)したときは、通所受給者証へ記載の上、受給者証記載事項を市町村に遅滞なく報告してください。



### サービスの提供の記録 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第16条

第二十二條 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、その都度、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、**通所給付決定保護者から第一項の規定による記録の開示を求められた場合は、当該給付決定保護者に係る障害児の不利益にならない範囲において可能な限り開示するよう努めなければならない。**

青本P525

※赤字については、県独自基準。

- サービス提供の記録に際し、通所給付決定保護者からサービスを提供した旨の確認を後日まとめて受けていた。
- サービス提供記録に記載した内容について、給付決定保護者から確認を受けていない。
- サービス提供記録の内容が不十分であった。

給付決定保護者及び事業者が、その時点でのサービスの利用状況等を把握できるようにするため、事業者は、サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容等、利用者負担額等に係る必要な事項を、サービス提供の都度記録するとともに、記録した内容について給付決定保護者の確認を得なければなりません。また、サービス提供記録には、今後のサービス提供に活かすことができるよう障害児の心身の状況等を詳細に記録することが必要です。(入所施設において、当該記録を適切に行うことができる場合は、後日一括記録して差し支えありません。)



## 第4 運営指導での主な指摘事項⑤

### 通所利用者負担額の受領 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第18条

第二十四条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の支払を受けるものとする。

一 ～略～

二 ～略～

3 指定児童発達支援事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用(指定児童発達支援事業所が児童発達支援センターである場合に限る。)

二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定児童発達支援事業者は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

6 指定児童発達支援事業者は、第三項の費用に係る便宜の提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該便宜の内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

青本P526～527

●保護者から適当でない費用の受領がある。

●保護者からの同意を得ずに金銭を徴収していた。

●領収書を交付していなかった。

※障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて  
(平成24年3月30日付け障発0330第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

青本P782～784

### 障害児通所給付費の額に係る通知等 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第20条。

第二十六条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、第二十四条第二項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しなければならない。

青本P528

●給付決定保護者に対して、障害児通所給付費等の金額等を記載した代理受領の通知が発行されていない。

●法定代理受領により障害児通所給付費の支給を受けて通所給付決定保護者へ額の通知を行う際に、明細書を添付していない。

市町村等から通所給付費等の支払を受けたときは、本来の受領者である通所給付決定保護者に対して、代理受領した金額等を書面により通知しなければなりません。毎月、給付決定保護者1人1人に必ず交付することが必要です。



## 第4 運営指導での主な指摘事項⑥

### 指定児童発達支援の取扱方針 ※基準は児童発達支援を引用。

第二十七条の二 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第四項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

- 支援プログラムの策定及び公表がされていない。

【参考資料⑤】「児童発達支援等における支援プログラムの作成・公表の手引きについて  
（令和6年7月4日付け事務連絡こども家庭庁支援局障害児支援課）」

令和7年3月31日までは、経過措置により努力義務ですが、**令和7年4月1日より、計画の策定及び公表が義務化**され、策定及び公表が未実施の場合、**支援プログラム未公表減算**が適用されます。



### 児童発達支援計画の作成等 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第22条。

第二十八条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（以下この条及び第五十五条第二項第二号において「児童発達支援計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントを行うに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児との面接を行わなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、第二十七条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携について当該児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項の児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明を行い、書面によりその同意を得なければならない。

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付しなければならない。

## 第4 運営指導での主な指摘事項⑦

8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握(障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。)を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。

9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングを行うに当たっては、通所給付決定保護者に対し継続的に連絡を行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

一 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。

二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項の児童発達支援計画の変更について準用する。

青本531～533

- 個別支援計画の見直し(少なくとも6ヶ月に1回以上)が行われていない。
- 計画作成の際に、担当者会議が開催されていないまたは会議に関する記録が不十分。
- 児童発達支援管理責任者以外の者が作成している。
- 口頭による同意しか得ておらず、書面による同意を得ていなかった。
- 個別支援計画書の様式について、記載する内容が不十分。
- 個別支援計画に「通所給付決定保護者及び障害児の生活に関する意向等」の記載がない。
- 計画書に定めている支援内容と実際の支援内容が一致していない。
- 作成した計画書が相談支援事業所へ交付されていない。

【参考資料⑥】「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例について」(令和6年5月17日付け事務連絡こども家庭庁支援局障害児支援課)

※「児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン及び保育所等訪問支援ガイドラインの改訂等について」(令和6年7月4日付けこ支障第168号こども家庭庁支援局長通知)

### 【個別支援計画に記載する事項】

- ・ 利用児及び家族の生活に対する意向
- ・ 総合的な支援の方針
- ・ 長期目標、短期目標
- ・ 「本人支援」「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」の各項目ごとの支援目標、具体的な支援内容(取得する加算の内容を含む)、達成時期、担当者・提供機関、留意事項、優先順位
- ・ 支援に係る時間(サービス提供にかかる標準的な時間)
- ・ 延長支援時間 など

※「本人支援」「家族支援」「移行支援」は必ず記載してください。

※「本人支援」については、5領域全てと関連付けられるよう記載してください。

※「移行支援」については、利用児の地域社会への参加・包摂(インクルージョン)に係る支援を含んで記載してください。

- 保育所等との交流を実施しているが、計画書において交流における具体的なねらいや支援内容等が明記されていない。

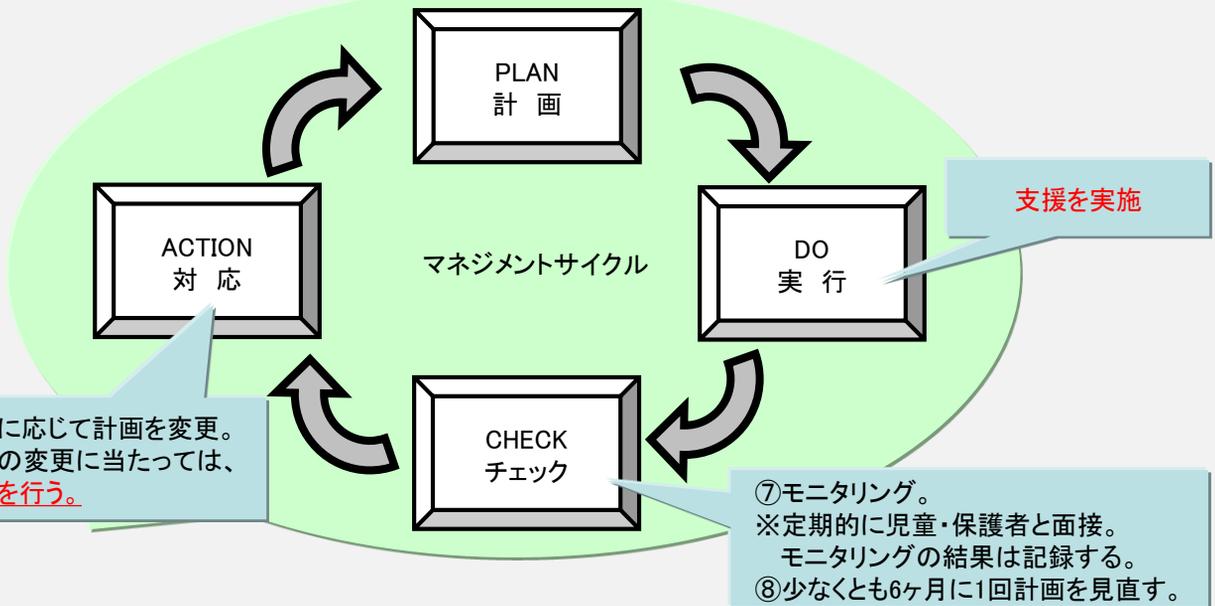
【参考資料⑦】「保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について」(令和4年12月26日付け事務連絡厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課)



## 第4 運営指導での主な指摘事項⑧

(参考) 平成28年度岡山県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修 共通講義資料(一部体裁変更)

- ①児童・保護者と面接(アセスメントのため) ※面接前には面接の主旨を児童・保護者に説明し、理解を得る。
- ②アセスメントを行い、支援内容を検討。
- ③計画の原案を作成。※この中には家族に対する援助や他サービスとの連携も位置付ける。
- ④担当者会議を開催し、計画の原案に対して意見を求める。
- ⑤児童・保護者に計画について説明。書面(電磁的記録可)により同意を得る。
- ⑥保護者及び障害児相談支援事業所に計画を交付。



### サイクルを通じて

- ・障害児の状況等の的確な把握 障害児及び家族の相談に適切に応じ、かつ必要な助言その他の援助。
- ・他従業者に対する技術指導及び助言。

## 第4 運営指導での主な指摘事項⑨

### 運営規程 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第35条。

第三十八条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営に係る重要事項に関する規程(第四十四条第一項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- 一 目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービスの利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 十一 虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項
- 十二 その他運営に関する重要事項

青本P536～539

●運営規程に規定された内容と実態が相違（祝日の営業、夏季休暇等の期間、送迎等）している。

●運営規程と重要事項説明書（及び重要事項の掲示）の間で内容が相違している。

※運営規程の項目については、各基準の運営規程の項目によるものとする。

●虐待の防止及び早期発見並びに虐待があった場合の対応に関する事項についての記載がない又は不十分。

### 勤務体制の確保等 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第36条。

第三十九条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業者によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

青本P539～541

●管理者及び従業者等（特に非常勤職員等の短時間雇用従業者）の勤務条件が雇用契約書等により明確になっていない。

常勤・非常勤を問わず、従業者に労働条件（雇用期間、就業場所、従事する業務、勤務時間等）を書面で示すことが必要です。（労働条件通知書・雇用契約書等を作成し、交付する。）

より良いサービスの提供は、より良い労働条件の下でのみ確保されるとの考えから、労働基準法等労働関係法令を遵守することが大切です。

また、法人代表、役員が管理者、児童発達支援管理責任者等の常勤従業者となる場合も、就業場所、従事する業務、勤務時間等を明らかにしてください。



## 第4 運営指導での主な指摘事項⑩

- 事業所ごとに作成すべき勤務予定表（原則として月ごと）が作成されていない。
- 全ての従業者（管理者、医師、看護職員等を含む）が記載された勤務予定表となっていない。
- 勤務予定表に従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、兼務関係等が明記されていない。
- 複数事業所を兼務している職員について、各事業所の勤務時間の記録が不十分。
- 出勤簿に従業者の勤務時間の記載がない。
- 出勤簿と実際の勤務時間が異なっている。

勤務予定表は、月ごとにそれぞれの事業所（施設）で作成する必要があります。作成に当たっては、管理者を含めた当該事業に関わる従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、職種、他の職種等との兼務関係を明確にしたものとしてください。

複数の障害児通所支援等の事業を多機能型として行っている場合は、それぞれの事業の勤務体制を含めた勤務予定表として作成しても差し支えありません。

従業者が複数の事業所や複数の職種を兼務している場合（管理者が児童発達支援管理責任者を兼務している場合を除く）は、事業所ごと、職種ごとの勤務時間を明記する必要があります。

管理者は、常に事業所（施設）の人員基準が満たされているかどうか、勤務予定表等により管理してください。

また、通所給付費等の算定において人員欠如減算の対象となる事業については、従業者の勤務実績時間を把握し、人員基準を満たしているかを毎月確認してください。



- 従業者の労働環境が害されることを防止するための方針が明確化されていない。

職場におけるセクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどにより、従業者の労働環境が害されることのないよう、事業所内での方針の明確化等、必要な措置を講じる必要があります。

（例：ハラスメント対策マニュアルの策定、相談窓口の設置 など）



- 研修が計画的に実施されていない。
- 研修（内部、外部を含む）の実施記録等が保存されていない。
- 非常勤の従業員について研修が実施されていない。

研修については、「障害特性に応じた支援方法」等を内容に盛り込み、従業者の資質向上のための研修機会を計画的に確保してください。実施後は資料等も含め、記録を残してください。

事業所として、取り組むべき研修の内容としては、従業者の技術向上のほかに、職員のモラル、感染症、事故やヒヤリハット、虐待防止、苦情対応などが考えられます。研修に参加できなかった従業者や新規従業者のためなどに記録を残し、個別に対応するなどして従業者の質の向上に努めてください。



## 第4 運営指導での主な指摘事項⑪

### 業務継続計画の策定等 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第36条の2。

第三十九条の二 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

青本P541～542

- 業務継続計画が策定されていない。
- 従業員に対し、業務継続計画の内容の周知、研修及び訓練が実施されていない。
- 業務継続計画は策定されているが、非常災害を想定したもののみであり、感染症を想定した当該計画が策定されていない。

業務継続計画には、次の項目を記載してください。

#### ア 感染症に係る業務継続計画

- ・平時からの備え
- ・初動対応
- ・感染症拡大防止体制の確立

#### イ 災害に係る業務継続計画

- ・平常時の対応
- ・緊急時の対応
- ・他施設及び地域との連携

※想定される災害等は地域によって異なるため、実態に応じて項目を設定してください。

※研修及び訓練を実施した場合には、実施内容について記録を作成してください。



### 定員の遵守 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第37条。

第四十条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

青本P542～543

- 災害、虐待、その他やむを得ない事情が無いにも関わらず、定員を超えてサービス提供を行っている。

障害児通所給付費の減算の有無に関わらず、原則として定員は遵守すべきものです。利用定員を超えた受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の障害児を当該事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存在する場合に限り可能とされていることに留意してください。やむを得ず定員を超過して受け入れる場合は、やむを得ない理由について記録を残すとともに、利用児数に応じた従業員を配置してください。



## 第4 運営指導での主な指摘事項⑫

**非常災害対策** ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第38条。

※赤字については、県独自基準。

第四十一条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、利用者の障害の状態及び地域の自然的社会的条件を踏まえ、想定される非常災害の種類ごとに、その規模及び被害の程度に応じた当該非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害時の関係機関への通報及び関係者との連絡の体制を整備し、それらの内容を定期的に従業者に周知しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、前項の計画に従い、避難又は救出に係る訓練その他必要な訓練を、その実効性を確保しつつ、定期的に行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、非常災害時における利用者等の安全の確保が図られるよう、あらかじめ、市町村、地域住民、障害福祉サービスを行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等と相互に支援及び協力を行うための体制の整備に努めるめるとともに、前項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、非常災害時において、障害者、乳幼児、高齢者等特に配慮を要する者の支援に努めるものとする。

青本P543～544

「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法（昭和23年法律第186号）その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないとされています。

詳細については、最寄りの消防署にご確認ください。



●事業所で想定される非常災害への対応に関する具体的な計画が策定されていない。

「非常災害への対応に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画（以下「非常災害対策計画」という。）をいいます。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者（防火管理者）が行います。



●業務継続計画と非常災害対策計画を一本化して策定していたが、非常災害対策計画に記載すべき項目が一部含まれていなかった。

●事業所が浸水想定区域内に所在しているにもかかわらず、現行の避難計画が洪水を想定したものとなっていないなど、地域の自然的条件を踏まえたものとなっていない。

●非常災害に備えた避難、救出その他必要な訓練が実施されていない。

### 【非常災害対策計画に盛り込む項目例】

- ・施設等の立地条件（地形等）
- ・災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）
- ・災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等）
- ・避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時等）
- ・避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等）
- ・避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間等）
- ・避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等）等）
- ・災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等）
- ・関係機関との連携体制



## 第4 運営指導での主な指摘事項⑬

### 安全計画の策定等 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第38条の2。

第四十一条の二 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する指定児童発達支援事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

青本P544

- 安全計画を策定していない。計画の見直しが行われていない。
- 従業者に対し、安全計画の内容の周知、研修及び訓練が実施されていない。
- 安全計画に基づき実施した研修及び訓練について、記録が作成されていない。
- 安全計画及び計画に基づく取組の内容について保護者へ説明・共有ができていない。

事業所における安全の確保に関する取組については、「児童発達支援ガイドライン」、「放課後等デイサービスガイドライン」、「保育所等訪問支援ガイドライン」、「障害児支援の安全管理に関するガイドライン」、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」をご確認ください。

【参考資料⑧】「障害児支援における安全管理について」  
 （令和6年7月4日付けこ支障第169号こども家庭庁支援局長通知）



### 自動車を運行する場合の所在の確認 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第38条の3。

第四十一条の三 指定児童発達支援事業者は、障害児の指定児童発達支援事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、障害児の降車の際に、前項に規定する方法に加え、当該ブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を用いて障害児の所在の確認を行わなければならない。

青本P544～545

- 送迎や課外活動等のため自動車を使用した際、乗降確認を行っていたが、記録していなかった。

運営基準上、自動車を運行する際の乗降記録を残すことまでは求めていませんが、事故などの緊急時のため、乗降時間や利用児、同行者等、自動車を運行した時の記録を残しましょう。

なお、送迎のために自動車（一部の自動車を除く。）を運行する場合は、**ブザー等の見落とし防止装置の設置が義務化**されており、これにより所在の確認を行ってください。



## 第4 運営指導での主な指摘事項⑭

**衛生管理等** ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第39条。

第四十二条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

青本P545～547

- 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(以下「感染対策委員会」という。)の開催、指針の整備、従業者に対する定期的な研修の実施がなされていない。
- 感染対策委員会の記録や、研修及び訓練の実施記録が不十分。

### ○感染対策委員会

幅広い職種により構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策担当者(看護師が望ましい)を決めておくことが必要です。

感染対策委員会は、事業所の状況に応じ、おおむね**3月に1回以上、定期的に開催し**、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催することが必要です。

感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うこともできます。また、他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営しても差し支えありません。

### ○感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。

＜平常時の対策＞

- ・事業所内の衛生管理
- ・日常の支援にかかる感染対策
- など

＜発生時の対応＞

- ・発生状況の把握
- ・感染拡大の防止
- ・医療機関や保健所、市町村等の関係機関との連携
- ・医療措置
- ・行政への報告
- など

また、発生時における事業所内の連絡体制や関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。

(参考)「障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引き」(厚生労働省)

### ○感染症の予防及びまん延の防止のための研修・訓練

事業所で作成した上記指針に基づき、**研修プログラムを作成し、従業者へ定期的な教育(年2回以上)を行ってください。新規採用時には必ず感染対策研修を実施してください。**研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えありません。

訓練については、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、**訓練を定期的(年2回以上)に行ってください。**



## 第4 運営指導での主な指摘事項⑮

### 身体拘束等の禁止 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第42条。

第四十五条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他障害児の行動を制限する行為(以下この条において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

青本P548～551

- 保護者から身体拘束実施の同意書を徴しているケースについて、カンファレンスの記録が残されていなかった。また、個別支援計画への位置づけもなされていない。
- 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(以下「身体拘束適正化検討委員会」という。)の設置、身体拘束等の適正化のための指針の整備、従業者に対する定期的な研修の実施がなされていない。
- 身体拘束適正化検討委員会の記録や、やむを得ず身体拘束等を行う際の記録が不十分。
- 身体拘束適正化検討委員会で切迫性・非代替性・一時性について検討されていない。

障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはけません。

緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合であっても、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければなりません。

身体拘束適正化検討委員会においては、身体拘束等を実施した事例の分析、身体拘束等の適正性と廃止に向けた方策の検討等を行い、その結果について、従業者へ周知してください。



### 虐待等の禁止 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第43条。

第四十六条 指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

3 指定児童発達支援事業者は、第一項に規定する虐待の予防及び早期発見のため、県及び市町村が行う調査に協力しなければならない。

青本P551～553

- 虐待の防止のための対策を検討する委員会(以下「虐待防止委員会」という。)が設置、開催されていない。
- 虐待防止に係る措置が講じられていない。

## 第4 運営指導での主な指摘事項⑬

- 虐待防止のための研修について、記録されていない。
- 虐待防止委員会に関する記録が不十分。
- 虐待防止委員会の結果について、従業者に周知されていない。

### ○虐待防止委員会

虐待防止委員会の役割は、

- 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）
- 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起りやすい職場環境の確認等）
- 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）の3つがあります。

虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、**専任の虐待防止担当者（必置）を決めておく**ことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましいです。

なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討してください。

また、委員会での検討結果を**従業者に周知徹底する**ことが必要です。

虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要ですが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えありません。

具体的には、次のような対応を想定している。

- ア 虐待（不適切な対応事例も含む）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。
- イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。
- ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。
- エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。
- オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。
- カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。
- キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。

### ○虐待防止のための指針

次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。

- ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方
- イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項
- ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方針に関する基本方針
- オ 虐待発生時の対応に関する基本方針
- カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針



## 第4 運営指導での主な指摘事項⑰

### ○虐待防止のための研修

従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとしてください。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、指定児童発達支援事業所の**虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年1回以上）**するとともに、**新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施**することが重要です。

また、**研修の実施内容について記録**することが必要です。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えありません。



**秘密保持等** ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第45条。

第四十八条 指定児童発達支援事業所の管理者及び従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、管理者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、指定障害福祉サービス事業者等(障害者総合支援法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。)その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ書面により当該障害児又はその家族の同意を得ておかななければならない。

青本P553～554

- 従業者の秘密保持義務について、就業規則又は雇用契約書、誓約書等に明記されていない。
- 従業者の退職後における秘密の保持が就業規則等に明記されていない。

従業者の秘密保持義務について、在職中と併せて当該従業者の退職後における秘密保持義務を就業規則、雇用契約書、誓約書等に明記してください。

また、漏らしてはならない内容が、「障害児及び家族の情報」であることをはっきり明記してください。



- 個人情報の使用について、障害児及び家族等から文書（又は電磁的記録）による同意を得ていない。
- 障害児の家族等から個人情報の使用同意を得る様式になっていない。
- 家族の同意欄が、家族代表となっており、複数名の家族から同意を得る様式になっていない。

事業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報（家族に関するものもあり得ます。）を他の指定障害福祉サービス事業者等と共有するためには、あらかじめ**文書により利用申込者及びその家族から（包括的な）同意を得ておく**ことが必要です。

同意を得る家族については、家族代表としての同意ではなく、個人情報を使用すると思われる家族の同意を得る様式としてください。（家族の同意欄は複数設けること。）



## 第4 運営指導での主な指摘事項⑱

### 苦情解決 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第48条。

第五十一条 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第二十一条の五の二十二第一項の規定により知事又は市町村長(以下この項及び次項において「知事等」という。)が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力するとともに、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、知事等からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を知事等に報告しなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第八十三条の運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

青本P555

- 苦情解決に関する記録様式（報告書、台帳等）が作成されていない。
- 苦情解決の内容が記録様式に記録されていない。
- 苦情の内容で「その後の経過」、「再発防止のための取組み」が記録されていない。
- 事業所として、「再発防止のための取組み」が行われていない。

組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録し、原因の解明（分析）を行うなど再発防止のための取組みを行うこととしてください。

また、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行う必要があることから、研修を行い、併せて次の事項を行うなど積極的な取組を行ってください。

- 苦情解決の要領・マニュアル（手順）の作成（報告書等様式含む）
- 苦情受付の確立・体制の整備
- 再発防止処置（原因の解明、分析）
- 第三者委員の設置
- サービスの評価、満足度調査
- 研修会の開催

また、苦情解決措置については、運営規程や重要事項説明書などに記載し、併せて事業所へ掲示することが望ましいです。



## 第4 運営指導での主な指摘事項⑱

### 事故発生時の対応 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第50条。

第五十三条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

青本P556～557

- 保護者や関係機関への連絡が速やかに行われていない。

事故が発生した場合は、必要な措置（医療機関への搬送等）を行うとともに、事故の状況や措置した内容を、**速やかに障害児の家族に報告**してください。

また、市町村（障害児の給付決定市町村）や岡山県（指定指導権限のある市）への報告が必要です。（軽微なものは除く。）

事故等の記録は、軽微なものであっても、台帳や報告書に記載してください。

組織として迅速かつ適切に対応するため、当該事故の発生日、内容等を記録し、原因の解明（分析）を行うなど、事業所全体で**再発防止のための取組み**を行うことが必要です。

- 事故等の要領・マニュアル（手順）の作成（報告書等様式含む）
- リスクマネジメント体制の確立（リスクの抽出等）
- 再発防止処置（ヒヤリハット事例を含む原因の解明、分析）
- 損害賠償保険の加入
- サービスの評価、満足度調査
- 研修会の開催など



### 記録の整備 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第52条。

第五十五条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 第二十二条第一項の規定による提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の記録

二 児童発達支援計画

三 第三十六条の規定による市町村への通知に係る記録

四 第四十五条第二項の規定による身体拘束等の記録

五 第五十一条第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 第五十三条第二項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

青本P557

- 指定事業所で必要な記録が整備されていない。
- サービス提供に関する諸記録が5年間保存されていない。

## ＜補足＞この他気をつけていただきたい点①

適切な支援提供のために、以下のことについてもご留意ください。

### 提供拒否の禁止 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第8条。

第十五条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではならない。

青本P523

- 利用申込者に対し、正当な理由が無く、サービス提供を拒否している。

原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、**障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止する**ものです。

提供を拒むことのできる正当な理由は、一般的には、以下のとおりとなります。

- ① 当該事業所の従業者の勤務体制からは利用申込みに応じきれない場合
- ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
- ③ 当該事業所の運営規程において、主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない利用申込者から利用申込みがあった場合、その他障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援等を提供することが困難な場合
- ④ 入院治療が必要な場合
- ⑤ 当該事業所の利用定員を超える利用申込みがあった場合



運営規程に定めている「通常の事業の実施地域」又は「主たる対象とする障害の種類」に該当しない利用申込みがあった場合であっても、適切なサービス提供が可能と判断されるときは、利用申込みに応じることは差し支えありません。

なお、利用申込みを断る場合には、その理由を利用申込者に十分に説明し、了解を得た上で、適切な他の指定児童発達支援事業者等を紹介するなどの必要な措置を速やかに講じなければなりません。また、できる限り利用申込者と対応した内容を記録し残すよう努めてください。

### 心身の状況等の把握 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第13条

第二十条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

青本P525

- サービス利用開始時の状況から、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等に変化又は変更があったが、これを適切に把握できていない。

事業者は、障害児の心身の状況やその置かれている環境等（家族の状況、通院や通学先等）に変化や変更があれば、その状況等を適切に把握する必要があります。



## ＜補足＞この他気をつけていただきたい点②

### 取扱方針 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第21条。

第二十七条指定児童発達支援事業者は、第二十八条第一項の児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

3 略

4 略

5 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

6 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）を行うとともに、当該指定児童発達支援事業所を利用する障害児の通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）を受けて、その改善を図らなければならない。

一 当該指定児童発達支援事業所を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

三 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況

四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

五 当該指定児童発達支援事業所を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

七 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

7 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

青本P528～530

●自己評価を実施していない。保護者による評価を受けていない。

●自己評価及び保護者評価について、公表されていない。

#### \*児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

- ・従業者による評価を受けた上で、事業所として自己評価を行うとともに、保護者評価を受けて改善を図る必要があります。
- ・自己評価及び保護者評価並びに評価を受けて図った改善の内容を保護者に示すとともに、公表してください。

#### \*保育所等訪問支援事業所

- ・従業者による評価を受けた上で、事業所として自己評価を行うとともに、保護者評価及び訪問先施設評価を受けて改善を図る必要があります。
- ・自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価並びに評価を受けて図った改善の内容を保護者及び訪問先施設に示すとともに、公表してください。

自らその提供する支援の質の評価を行うことはもとより、**第三者による外部評価の導入**を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図らなければなりません。



＜補足＞この他気をつけていただきたい点③

**健康管理** ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第29条。

第三十四条 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。)は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。この場合において、定期健康診断は少なくとも一年に二回行うものとする。

2 前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の上(左)欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下(右)欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の従業員の健康診断に当たっては、綿密な注意を払わなければならない。



- 障害児の健康診断が行われていない。
- 従業員（常勤、非常勤）の健康診断が行われていない。  
また、健康診断の結果を把握し記録を残すなどの方法により、必要な管理を行っていない。

児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所は、障害児の健康管理の把握に努め、医師、又は看護師等その他適切な者を健康管理の責任者とし、障害児の健康状態に応じて適切な措置を講じてください。



管理者は従業員（施設職員含む）の健康状態について、必要な管理を行うことが必要です。従業員の健康管理については、労働安全衛生規則第43条及び第44条を遵守し、**採用時及び年1回の健康診断の実施**を徹底してください。短時間のパートタイム雇用等で事業主による健康診断の実施が義務付けられていない従業員に関しては、加入している健康保険組合が実施する健康診断等を受診した結果を提出させ記録する等、健康状態を定期的に把握するよう必要な措置を講じてください。

なお、従業員等の健康診断の結果について把握した内容は、運営指導時において確認しますので、全従業員の健康診断の受診日一覧表を作成するなどにより、従業員の受診状況について把握し、保管してください。



## ＜補足＞この他気をつけていただきたい点④

### 管理者の責務 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第34条第2項、第3項。

第三十七条 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

青本P536

- 管理者が従業者への指揮命令及び業務管理を適切に行えていないため、従業者が基準を守れていない。

健全な事業運営のために管理者として、従業者に対して必要な指示や業務等を指揮命令してください。また、利用申込者等からの苦情・相談対応や、従業者の日々の動静を把握することなど、障害児及び従業員の全体の管理を行ってください。



### 掲示 ※基準は児童発達支援を引用。入所支援は入所基準条例第41条。

第四十四条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

青本P548

- 運営規程及び重要事項説明書を事業所内に掲示していたが、現行の内容と一致していない。

重要事項説明書や運営規程など、保護者へ周知する必要があるものについては、事業所の見やすい場所へ掲示又はファイル等を自由に閲覧できる形で備え付けてください。また、内容を変更した場合は、その都度掲示物も更新し、最新のものを掲示してください。



## 第5 運営指導での主な指摘事項①

### 1 届出手続の運用

#### 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

##### 留意事項通知 第一 5加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

指定障害児通所支援事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。

なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。

また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた障害児通所給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然であるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処すること。

赤本第2巻P685

●加算の算定条件を満たさなくなっている（資格を有する職員が異動（退職）した等）にもかかわらず、届出をしていない。

### 2 報酬の算定に関する事項

#### 基本報酬（時間区分ごとの単価）

##### 留意事項通知 第二 1 通則（3の2）

時間区分ごとの単価の取扱いについて

① 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所又は旧主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し行う児童発達支援、旧医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行う児童発達支援並びに共生型障害児通所支援事業所又は基準該当通所支援事業所において行う児童発達支援を除く。以下この（3の2）において同じ。）及び放課後等デイサービスについては、サービス提供時間に応じた報酬を算定する。

② ここでいう「サービス提供時間」とは、現にサービスの提供に要した時間ではなく、**通所支援計画に位置付けられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間として、あらかじめ通所支援計画において定めたものとする。**ただし、現にサービスの提供に要した時間が通所支援計画において定めた時間より短い場合は、

（一）事業所の都合により支援が短縮されたときは、現にサービスの提供に要した時間

（二）障害児やその保護者の事情により支援が短縮されたときは、あらかじめ通所支援計画において定めた時間により算定するものとする。

③ 通所支援計画に位置付けられたサービス提供時間が、現にサービスの提供に要した時間と合致しないことが常態化している場合は、速やかに通所支援計画の見直しを行うことを求める。

赤本第2巻P687～688

●サービス提供に要する標準的な時間について、個別支援計画に定めていない。

個別支援計画上の支援を行うのに要する「標準的な時間」について、計画に定める必要があり、当該提供時間が該当する時間区分で基本報酬を算定します。

- ・個別支援計画に定める「標準的な時間」には、送迎の時間は含みません。
- ・現にサービスの提供に要した時間が計画において定めた時間より短くなってしまった場合、事業所都合でない場合は、計画に定めた提供時間が該当する時間区分で算定します。
- ・現にサービスの提供に要した時間が計画において定めた時間より長くなってしまった場合、基本的には計画に定めた提供時間が該当する時間区分で算定します。利用者や学校等の都合により、通常計画に定めている提供時間とは異なる時間区分で算定する状況が想定される場合、想定される具体的な内容を計画に定め、必要な体制をとっている場合には算定可能です。
- ・全てのサービスにおいて、**30分未満の支援提供は原則報酬の対象外**であることから、基本報酬において時間区分が設定されていない主に重症心身障害児を通わせる事業所や保育所等訪問支援等においても、計画に支援の提供時間を定めてください。

## 第5 運営指導での主な指摘事項②

### 定員超過減算・人員欠如減算

#### 報酬告示別表 第1 注3 (1)

児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1) 障害児の数又は従業者の員数が別に子ども家庭庁長官が定める基準に該当する場合 別に子ども家庭庁長官が定める割合

赤本第2巻P720~724

- 利用定員を超過して障害児を利用させているにもかかわらず、届出がなく、定員超過減算が算定されていない。

<利用定員10人、1月の開所日数が20日の事業所の場合>

- ① 1日当たりの利用実績でみたとき  
 $10人 \times 150\%$  (入所は110%) = 15人 (利用定員を超える受入可能人数5人)  
 →これを超える場合、当該1日について利用児全員につき減算
- ② 過去3月間の利用実績でみたとき  
 $(10人 + 3) \times 20日 \times 3月 = 780人$  (利用定員を超える受入可能人数180人)  
 →これを超える場合当該1月間について利用児全員につき減算

多機能型事業所については、複数のサービスごとに利用定員を定めている場合にあっては、当該サービスごとに、当該利用定員を超える受入れ可能人数を算出します。

赤本第2巻P690~693

- 人員が不足・欠如しているにもかかわらず、届出がなく、人員欠如減算が算定されていない。

- ① 指定基準の規定により配置すべき従業者（児童発達支援管理責任者を除く）については、人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用児童全員について、所定単位数の100分の70（連続して3月以上の月については100分の50）で算定してください。（1割の範囲内で減少した場合は翌々月から減算になります。）
- ② ①以外の人員欠如については、その翌々月から人員欠如が解消された月まで、利用児童全員について、所定単位数の100分の70（連続して5月以上の月については100分の50）で算定してください。

なお、多機能型事業所であって、複数の障害児通所支援の合計数に基づき、配置すべき児童指導員等の員数等を満たしていない場合には、当該複数の障害児通所支援の利用児童全員について減算となります。

赤本第2巻P693~694

## 第5 運営指導での主な指摘事項③

### 身体拘束廃止未実施減算

#### 報酬告示別表 第1 注5

指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第44条第2項又は第3項(指定通所基準第54条の5において準用する場合を含む。)に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

赤本第2巻P726

- 身体拘束等の適正化のための委員会を開催していない、委員会について記録が行われていない。
- 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。

以下①～④のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を指定権者へ提出した後、**事実が生じた月から3月後**に改善計画に基づく改善状況を報告することとし、**事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間**について、**利用者全員**について減算となります。

- ①身体拘束等に係る記録が行われていない
- ②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない場合（**1年に1回以上**の開催）
- ③身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合
- ④身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない場合（**1年に1回以上**の実施）



### 業務継続計画未策定減算

#### 報酬告示別表 第1 注6

指定通所基準第38条の2第1項(指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。)に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

赤本第2巻P726

- 業務継続計画が策定されていない。
- 災害に係る業務継続計画のみ策定されており、感染症に係る業務継続計画が策定されていない。

業務継続計画の策定及び当該計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その**翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで**、**利用者全員**について減算となります。

※経過措置により、令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針」の整備及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算は適用されません。（居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないことを踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算は適用されません。）



## 第5 運営指導での主な指摘事項④

### 児童指導員等加配加算

#### 報酬告示別表 第1 注8

常時見守りが必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数(注9の加算を算定している場合は、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。)に加え、児童指導員、保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る同条第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この第1において同じ。)、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士(手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令に基づく審査・証明事業(平成元年厚生省告示第122号)に規定する手話通訳士をいう。以下同じ。)、手話通訳者、特別支援学校免許取得者(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に規定する特別支援学校の教員の免許状を有する者をいう。以下同じ。))若しくは別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する者(以下この注8において「児童指導員等」という。)又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

赤本第2巻P734~740

- 職員の変動により、加配職員の要件(常勤要件・専従要件)を満たしていないにもかかわらず、加算を算定していた。
- 児童発達支援管理責任者が配置されていない期間について、児童指導員等加配加算を算定していた。

#### 【専従要件について】

- 児童発達支援と放課後等デイサービスを一体的に行う多機能型事業所において、両事業を通じて当該加算の算定に係る加配職員として配置されている場合は、両事業を通じて本加算で求められる職務のみに従事しているため、「専従」の区分で算定可能です。
- 児童発達支援又は放課後等デイサービスと保育所等訪問支援又は居宅訪問型児童発達支援を一体的に行う場合において、両事業を通じて配置されている従業者は、事業所から離れて訪問支援を行うこととなるため、「専従」の区分では算定できません。
- 加配する人員が管理者と児童指導員(又は保育士)を兼務している場合は、「専従」の区分では算定できません。

#### 【5年以上の実務経験について】

- 当該加算における「児童福祉事業に従事した経験」については、児童福祉法に規定された各種事業での経験に加え、幼稚園(特別支援学校に限らない)、特別支援学校、特別支援学級又は通級での指導における教育の経験を含みます。

## 第5 運営指導での主な指摘事項⑤

### 家族支援加算

#### 報酬告示別表 第1 2

イ 家族支援加算(Ⅰ)

ロ 家族支援加算(Ⅱ)

**注1** 指定児童発達支援事業所等において、指定通所基準第5条若しくは第6条、第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号又は第54条の6の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者(栄養士及び調理員を除く。以下この第1において「児童発達支援事業所等従業者」という。)が、**児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者**(法第6条の2の2第8項の通所給付決定保護者をいう。以下同じ。)**の同意を得て**、障害児及びその家族(障害児のきょうだいを含む。以下この注において同じ。)等に対する相談援助を行った場合に、イ又はロそれぞれについて、1日につき1回及び1月につき4回を限度として、イ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれに掲げる所定単位数を加算する。

**注2** 指定児童発達支援事業所等が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所(指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち1以上の事業と指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援の事業を一体的に行う事業所に限る。この第1において同じ。)に該当する場合には、障害児及びその家族等について、第3の2に規定する家族支援加算のイ、第4の1の3に規定する家族支援加算のイ及び第5の1の4に規定する家族支援加算のイを算定した回数とイを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときはイを、第3の2に規定する家族支援加算のロ、第4の1の3に規定する家族支援加算のロ及び第5の1の4に規定する家族支援加算のロを算定した回数とロを算定した回数を通算した回数が1日につき1回又は1月につき4回を超えているときはロを算定しない。

赤本第2巻P746~749

- 個別支援計画に位置付けられていなかった。
- 保護者に事前の説明・同意を得ていなかった。
- 相談援助を行った記録が残っていない又は不十分だった。

**個別支援計画に基づき、あらかじめ給付決定保護者の同意を得た上で**、障害児及びその家族等に対して、障害児の子育てや障害児との生活等に関する必要な相談援助を行った場合に算定することができます。突発的に生じる相談支援は当該加算の対象にはなりません。相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行ってください。



- 相談援助が30分に満たない場合に算定していた。

相談援助が30分に満たない場合は算定できません。ただし、加算(Ⅰ)において居宅を訪問しての相談援助を実施した場合について、家族等の状況を勘案して短時間でも相談援助を行う必要がある場合又は家族等の事情により30分未満となる場合は算定可能です。



- 個別支援計画作成後のモニタリングにおける保護者との面談について算定していた。

個別支援計画作成後のモニタリングについては、運営基準において児童発達支援管理責任者に求められている業務であり、当該加算を算定することはできません。



## 第5 運営指導での主な指摘事項⑥

### 子育てサポート加算

#### 報酬告示別表 第1 2の2

注 指定児童発達支援事業所等において、**あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て**、指定児童発達支援等とあわせて、障害児の家族等に対して、児童発達支援事業所等従業者が指定児童発達支援等を行う場면을観察する機会、当該場面に参加する機会その他の障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し、障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

赤本第2巻P748～751

- 個別支援計画に位置付けられていなかった。
- 保護者に事前の説明・同意を得ていなかった。
- 相談援助を行った記録が残っていないかった又は不十分だった。

**個別支援計画に基づき、あらかじめ給付決定保護者の同意を得た上で**、家族等に対して、障害児への支援とあわせて、**障害児の支援場面の観察や当該場面に参加する等の機会を提供し**、障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助等の支援を行った場合に算定することができます。支援場面に参加する等の機会の提供及び家族等への相談援助を行った場合は、障害児及び家族等ごとに当該機会の提供及び相談援助を行った日時やその内容の要点に関する記録を行ってください。



- 支援場面の観察や当該場面への参加、相談援助を短時間で実施した場合に算定していた。

当該加算の算定に当たっては、**支援を提供する時間帯を通じて保護者等が支援場면을観察すること等が基本**となります。ただし、支援が長時間に渡る場合には、あらかじめ保護者との間で、当該加算の算定に係る相談援助等の取組が必要となる場面（活動等）を調整することなどにより、当該相談援助等を計画的に実施することは差し支えありません。なお、この場合であっても、当該加算の趣旨を十分に踏まえた上で、**30分以上確保する必要がある**ことに留意してください。



- 子育てサポート加算を算定すべきところを、家族支援加算を算定していた。

子育てサポート加算と家族支援加算については、相談援助の実施を評価するという点で似ている加算にはなりますが、趣旨や要件が異なるものとなりますので、各加算の要件を十分確認したうえで、算定してください。

また、子育てサポート加算と家族支援加算を同日に算定することは可能ですが、**子育てサポート加算を算定する時間帯に行う相談援助については、家族支援加算を算定することはできません。**



## 第5 運営指導での主な指摘事項⑦

### 福祉専門職員配置等加算

#### 報酬告示別表 第1 5

- イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)
- ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)
- ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)

**注1** イについては、指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定通所基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号の規定により置くべき従業者(以下この第1において「共生型児童発達支援事業所従業者」という。)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

**注2** ロについては、指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

**注3** ハについては、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。

- (1) 指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士((2)において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。
- (2) 児童指導員等として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

赤本第2巻P752~755

- 職員の変動により、要件を満たしていないにもかかわらず、加算を算定していた。

職員の変動があり、要件を満たさなくなってもかかわらず、加算の取下げを忘れ、算定し続けている事例が散見されます。職員が異動した際や勤務状況に変動があった場合には、当該加算の要件である**資格の保有状況や常勤職員の割合、実務経験年数**などを、管理者が必ず確認し、要件を満たしているかチェックしてください。



- 常勤で配置されている従業者の割合を基準配置職員のみで計算していた。

当該加算においては、基準配置や加配関係なく、対象職種(加算(Ⅰ・Ⅱ)は児童指導員、加算(Ⅲ)は児童指導員もしくは保育士)である従業者で各要件を満たす者が対象となります。



## 第5 運営指導での主な指摘事項⑧

### 欠席時対応加算

#### 報酬告示別表 第17

注 指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、1のハを算定している指定児童発達支援事業所において1月につき当該指定児童発達支援等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。

#### 留意事項通知 第二の2 (1) ①

通所報酬告示第1の7の欠席時対応加算については、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 加算の算定に当たっては、急病等によりその利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。

(二) 「障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き当該指定児童発達支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。

(三) ①の(四)を算定している事業所において、1月につき指定児童発達支援等を利用した障害児の延べ人数が利用定員に営業日数を乗じた数の80%に満たない場合については、重症心身障害児に限り8回を限度として算定可能とする。

赤本第2巻P754~755

- 利用を中止した日の前々日より前に連絡があったにもかかわらず、当該加算を算定している。
- 連絡日の記録が無く、利用予定日の何日前の連絡であるかが分からない。
- 相談援助の記録を作成していない、記録が不十分。
- 1回の電話で2日分のサービスの欠席について連絡があり、2日分算定していた。

利用中止日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合、算定可能となります。なお、1回の電話連絡で複数日分の欠席について連絡を受けた場合であっても、加算を算定できるのは、1回となります。

欠席にあたって連絡調整や相談援助を実施した場合は、利用を中止した利用者の状況、相談援助の内容等の記録を行ってください。



## 第5 運営指導での主な指摘事項⑨

### 送迎加算

#### 報酬告示別表 第1 11送迎加算

- イ 障害児(1のイ又はハを算定している障害児を除く。以下注1から注1の3までにおいて同じ。)に対して行う場合  
 ロ 障害児(1のイ又はハを算定している障害児に限る。以下このロ、注2及び注3において同じ。)に対して行う場合
- (1) 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合
  - (2) スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である障害児(第3を除き、以下「中重度医療的ケア児」という。)の場合

注1～注4 略

#### 子ども家庭庁長官が定める施設基準(平24厚労告269・第4号の3)

- イ 重症心身障害児を送迎する際には、運転手に加え、指定通所基準の規定により置くべき職員(直接支援業務に従事する者に限る。)を1以上配置していること。  
 ロ スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児を送迎する際には、運転手に加え、看護職員(医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児のみの送迎にあっては、認定特定行為業務従事者(社会福祉士及び介護福祉士法附則第10条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。)を含む。)を1以上配置していること。

#### 留意事項通知 第二の2 (1) ⑭

通所報酬告示第1の11の送迎加算については、障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。

- (一) 通所報酬告示第1の11のイについては、障害児(児童発達支援センター又は主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定児童発達支援を受け通所報酬告示第1の1のイ又はハを算定している障害児を除く。)に対して、送迎を行った場合に算定する。  
 (二) ～略。なお、
- ・重症心身障害児が医療的ケア児である場合については、医療的ケア児として本加算を算定するため、運転手に加えて看護職員を伴って送迎する必要があること
  - ・通所報酬告示第1の11のロを算定しているときは、本加算を算定しないことに留意すること。
- (三) 略  
 (四) 略  
 (五) 送迎については、指定児童発達支援事業所等と居宅までの送迎のほか、**利用者の利便性を考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったものについても、この加算を算定して差し支えないものであるが、事前に通所給付決定保護者の同意の上、特定の場所を定めておく必要があること**に留意すること。  
 (六) 略

赤本第2巻P774～777

- 送迎加算の算定にあたって、障害児の居宅又は学校以外の場所と事業所との間の送迎を行う場合に、事前に通所給付決定保護者から書面で同意を得ていなかった。

## 第5 運営指導での主な指摘事項⑩

### 1 共通事項

#### (1) 送迎前

●利用申込者から送迎料金を受け取る場合は事前に運営規程に定めるとともに、重要事項説明書を用いて利用申込者に説明して下さい。

●万が一、送迎時に事故が起きた場合に備えて損害賠償保険への加入等が必要です。なかには送迎時の事故が保障の対象外となる場合がありますので、契約内容の確認が必要です。

●職員が徒歩により付き添い送迎する場合は、経費が生じていない為、加算の対象となりません。

#### (2) 送迎時

●重症心身障害児や医療的ケア児以外の児童への送迎についても安全を確保するために、できる限り運転手の他に1人以上の添乗者を配置するよう努めて下さい。

●指導員の方が運転手・添乗者となることは可能です。

#### (3) 送迎後

●送迎の記録も必要です。

(例) 児童の自宅と事業所間を送迎する場合 (記載例です。様式は問いません。)

児童氏名	送迎	出発	到着	連絡事項等	運転手	添乗者
〇〇 〇〇	迎え	自宅 9:05	事業所 9:25	少し発熱があるのではないかとお母様が心配しておられた。	△△ (EP)	▲▲ (EP)
	送り	事業所 14:10	自宅 14:35	昼食も元気に食べていた旨をお伝えする。	△△ (EP)	▲▲ (EP)

#### 平成24年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A

問109 放課後等デイサービスにおける学校と事業所間の送迎加算の適用に関する条件は何か。

(答)

○ 放課後等デイサービスの送迎加算については、事業所と居宅間の送迎のほか、以下のようなケースの時に、学校と事業所間の送迎を行った場合に加算を算定できる。

\* 以下のいずれかに該当し、それが障害児支援利用計画に記載されている場合(\*1)とする。

保護者等が就労等により送迎ができない場合であって、

① スクールバスのルート上に事業所がない等、スクールバス等での送迎が実施できない場合。

② スクールバス等での送迎が可能であっても、放課後等デイサービスを利用しない他の学生の乗車時間が相当時間延長する等、スクールバスによる送迎が適当でない場合。

③ 就学奨励費で学校と放課後等デイサービス事業所間の送迎手段を確保できない場合。

④ その他、市町村が必要と認める場合(\*2)。

\*1 障害児支援利用計画が作成されていない場合は、学校、事業所、保護者の三者の間で調整し、放課後等デイサービス支援計画に記載していることで足りるものとする。

\*2 ④は例えば、学校長と市町村が協議し、学校と事業所との間の途中までスクールバスによる送迎を行ったが、事業所までまだ相当の距離があり、事業所による送迎が必要であると認められる場合などが考えられる。

## 第5 運営指導での主な指摘事項①

### 延長支援加算

#### 報酬告示別表 第1 12

イ 指定児童発達支援事業所において障害児に対し延長支援を行う場合(口に規定する場合を除く。)

(1) 障害児の場合((2)に規定する場合を除く。)

(2) 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合

ロ 法第6条の2の2第2項に規定する内閣府令で定める施設(指定通所基準第5条第4項の基準を満たしているものに限り、児童発達支援センターを除く。)において障害児に対し延長支援を行う場合

(1) 障害児の場合((2)及び(3)に規定する場合を除く。)

(2) 医療的ケア児の場合((3)に規定する場合を除く。)

(3) 重症心身障害児の場合

ハ 共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所において障害児に対し延長支援を行う場合

(1) 障害児の場合((2)に規定する場合を除く。)

(2) 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合

**注1** イ並びにロの(1)及び(2)については、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、障害児に対して、児童発達支援計画に位置付けられた内容の指定児童発達支援(当該指定児童発達支援を行うのに要する**標準的な時間が5時間のものに限る。**)の提供前又は提供後に別に児童発達支援計画に位置付けられた支援(**当該支援を行うのに要する標準的な時間が1時間以上のものに限る。**以下この12において「延長支援」という。)を行う場合に、障害児の障害種別及び延長支援時間(当該延長支援を行うのに要した時間(当該時間が当該延長支援を行うのに要する標準的な時間を超える場合にあっては、当該延長支援を行うのに要する標準的な時間)をいう。以下この12において同じ。)に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

**注2** イ又はロの(1)若しくは(2)を算定する指定児童発達支援事業所において、延長支援について、障害児又は保護者の都合により延長支援時間が30分以上1時間未満となった場合には、イの(1)又はロの(1)を算定している指定児童発達支援事業所については61単位を、イの(2)又はロの(2)を算定している指定児童発達支援事業所については128単位を、1日につきそれぞれの所定単位数に加算する。

**注3** ロの(3)及びハについては、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援等を行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

赤本第2巻P778~781

●標準的な時間が3時間未満であるにも関わらず、算定していた。

通所報酬告示第1の12のイ又はロ(1)若しくは(2)については、**個別支援計画に定める標準的な時間が5時間としており、あらかじめ保護者の同意を得た上で、延長支援を必要とする理由及び延長支援時間を計画に位置づけている障害児について、支援を行う前後の時間帯において延長支援を行った場合に、障害児の障害種別及び延長支援時間に応じ算定することができます。**

●個別支援計画への延長支援の位置づけがなく、1時間未満の延長支援について算定している。

延長支援時間は、**1時間以上**で設定してください。発達支援の利用時間の前後ともに延長支援を実施する場合においては、**前後いずれも1時間以上の延長支援時間を設定**してください。

加算する単位数の区分の判定に当たっては、**実際に要した延長支援時間による**ことを基本とします。ただし、実際の延長支援時間が個別支援計画に定めた延長支援時間を超える場合にあっては、計画に定めた延長支援時間により算定してください。また、障害児又は保護者の都合により実際の延長支援時間が1時間未満となった場合には、通所報酬告示第1の12の注2に規定する単位数を算定することができますが、この場合にあっては、**30分以上の延長支援が必要**であることに留意してください。

## 第5 運営指導での主な指摘事項⑫

### 関係機関連携加算

#### 報酬告示別表 第1 12の2

- イ 関係機関連携加算(Ⅰ)
- ロ 関係機関連携加算(Ⅱ)
- ハ 関係機関連携加算(Ⅲ)
- ニ 関係機関連携加算(Ⅳ)

**注1** イについては、指定児童発達支援事業所等において、保育所その他の障害児が日常的に通う施設（以下この注において「保育所等施設」という。）との連携を図るため、**あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て**、保育所等施設との間で当該障害児に係る児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、共生型児童発達支援事業所については、1の注11のイ又はロを算定していないときは、算定しない。

**注2** ロについては、指定児童発達支援事業所等において、保育所等施設との連携を図るため、**あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て**、保育所等施設との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の保育所等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

**注3** ハについては、指定児童発達支援事業所等において、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関（以下この注3において「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、**あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て**、児童相談所等関係機関との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

**注4** ハについては、指定児童発達支援事業所等が指定通所基準第2条第13号に規定する多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に第5の1の8に規定する関係機関連携加算を算定しているときは、算定しない。

**注5** ニについては、障害児が就学予定の小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等（以下「小学校等」という。）との連携を図るため、**あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て**、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

赤本第2巻P780～785

- 関係機関との会議の開催について、あらかじめ保護者の同意が見受けられなかった。
- 個別支援計画に関係機関との連携の具体的方法等が記載されていなかった。
- 会議を行った際の記録が作成されていなかった。

**あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た**上で、関係機関との連携を行う必要があります。また、関係機関と連絡調整や会議等を実施した場合は、出席者や開催日時、その内容等を記録してください。



- 障害児相談支援事業所との情報共有について算定していた。

当該加算における関係機関に、**障害児相談支援事業所は含まれません**。通所基準条例第16条において「指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は**障害児相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない**」と定められており、日々の連絡調整やサービス担当者会議への出席依頼等に対して協力を求められていることから、当該加算による評価はされません。



## 第5 運営指導での主な指摘事項⑬

### 初回加算

#### 報酬告示別表 第5 1の3

**注** 指定保育所等訪問支援事業所において、新規に保育所等訪問支援計画を作成した障害児に対して、当該指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が初めて又は初回の指定保育所等訪問支援を行った日の属する月に指定保育所等訪問支援を行った際に児童発達支援管理責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算する。

赤本第2巻P968~969

●児童発達支援管理責任者が同行訪問を行っておらず、電話での連絡調整を行ったとして算定していた。

加算の算定にあたっては、初回又は初回の訪問支援と同じ月の訪問支援に児童発達支援管理責任者が同行する必要があります。



事務連絡  
令和6年7月4日

各  
〔  
都道府県  
指定都市  
中核市  
児童相談所設置市  
〕  
児童支援主管部（局） 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課

### 障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れについて

障害児支援行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、

- ・ 指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所については、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定基準」という。）により、自己評価及び保護者評価を行うとともに、自己評価及び保護者評価並びに評価を受けて図った改善の内容を公表しなければならないこと
- ・ 指定保育所等訪問支援事業所については、指定基準により、自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価を行うとともに、自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価を受けて図った改善の内容を公表しなければならないこと

とされたところです。

これに伴い、自己評価等の具体的な手順、評価項目及び参考様式等を整理し、「障害児通所支援事業所全体の自己評価の流れについて」を作成しましたので、お示しいたします。

また、指定保育所等訪問支援事業所が訪問先施設に対し、保育所等訪問支援における評価制度を説明するに当たっての説明資料も作成しましたので、各事業所においてご活用いただきますようお願いします。

なお、指定保育所等訪問支援事業所においては、令和7年4月1日以降、自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価及びこれらの評価を受けて図った改善の内容を公表していない場合には、未公表減算が適用されることとなるため、ご留意いただくとともに、各都道府県におかれては、当該内容を十分御了知の上、貴管内の市町村及び事業所に対して、各指定都市、中核市及び児童相談所設置市におかれては、当該内容を十分御了知の上、貴管内の事業所に対して、遺漏なく周知していただくようお願いします。

なお、本年度、既に自己評価、保護者評価及び訪問先評価を実施している場合

においては、改めての実施を求めるものではありませんが、本事務連絡でお示しする取組内容等を十分ご理解いただき、日頃の業務の見直しや改善・充実に向けた取組に努めていただきますようお願いいたします。

## 【送付資料】

別添 「障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れについて」

### 参考様式1 児童発達支援関係

- 「(別紙1) 従業者向け評価実施シート」
- 「(別紙2) 保護者向け評価実施シート」
- 「(別紙3) 自己評価総括表」
- 「(別紙4) 保護者評価集計シート」
- 「(別紙5) 事業者用自己評価シート」

### 参考様式2 放課後等デイサービス関係

- 「(別紙1) 従業者向け評価実施シート」
- 「(別紙2) 保護者向け評価実施シート」
- 「(別紙3) 自己評価総括表」
- 「(別紙4) 保護者評価集計シート」
- 「(別紙5) 事業者用自己評価シート」

### 参考様式3 保育所等訪問支援関係

- 「(別紙1) 従業者向け評価実施シート」
- 「(別紙2) 保護者向け評価実施シート」
- 「(別紙3) 訪問先施設向け評価実施シート」
- 「(別紙4) 自己評価総括表」
- 「(別紙5) 保護者評価集計シート」
- 「(別紙6) 訪問施設先評価集計シート」
- 「(別紙7) 事業者用自己評価シート」

## 添付省略

(指導監査課ホームページへ掲載)



○ 日々の支援等への反映 等

○ 以下の観点で、事業所全体で改善・充実にに向けた方策等の検討を行う

- 改善等に向けた今後の見通しの明確化
- 改善等に向けた具体的な方策の検討
- 役割分担や体制等の見直し 等

全従業員による共通理解の下で取組を行うことが重要

○ 保護者（客観的視点による）評価の実施  
○ 従業員による自己評価の実施

○ 保護者評価及び従業員評価の結果を踏まえて、事業所全体で自己評価を実施

○ 以下の観点で、事業所全体で把握と共有を行う

- 事業所の強み（さらに強化・充実を図るべき点等）
- 事業所の弱み（課題・改善すべき点等）

特に、事業所の弱みについては、改善に向けて現状の見直しや理念や方針の再確認を含めた整理を行う

## 手順

### ステップ①

○ 事業者から保護者等に対して、「保護者等向け評価表」を活用してアンケート調査を行う。回答は集計し、特記事項欄の記述を含めてとりまとめる。  
○ 保護者評価は、客観的視点による評価として自己評価の際に活用するべきデータであるため、回答率の向上に努めることが望ましい。

### 保護者等による評価の実施

○ 事業者の従業員が「事業者向け自己評価表」を活用して従業員評価を行う。その際には、「はい」「いいえ」などに評価を手エックするだけでなく、各項目について、「課題は何か」「工夫している点は何か」等についても記入する。  
○ 従業員評価は、できる限り全従業員から提出を求めることが望ましい。

### 従業員による評価の実施

### ステップ②

○ 保護者評価及び従業員評価の結果を踏まえて、事業所全体で各項目ごとに自己評価を実施する。実施の際には、管理者等一部の者で自己評価を行うのではなく、ミーティング等の機会を通じて、従業員同士で意見交換を行いながら自己評価を行うとともに、課題や改善が必要な事項の把握と共有（認識のすり合わせ）を行う等、全従業員による共通理解の下で取組を進めていくことが望ましい。  
○ 全ての項目について自己評価結果を行ったのうち、その結果を踏まえ、自己評価総括表を活用し、事業所の「強み」と「弱み」について分析を行う。  
○ 保護者評価は、客観的視点による評価であることから、事業所全体で自己評価及び分析を行う際には、保護者評価の結果も十分に活用し、事業所の提供している支援等が、利用者側から見えてニーズに応じたものになっているのかという視点も考慮して自己評価等を行うことが重要である。

### 事業所全体による自己評価（課題等の把握・分析含む）

※ 保育所等訪問支援においては、「保護者評価」及び「従業員評価」に加え、「訪問先施設評価」を実施

### ステップ③

### 改善・充実にに向けた検討

○ 事業所全体の自己評価や整理した事業所の強み・弱み等の分析の結果を踏まえて、改善・充実にに向けた今後の具体的な見通しや改善・充実にに向けた具体的な取組を検討・整理する。ここで検討・整理された取組等は、改善・充実に向けて、日々の支援等へ反映されるべきものであることから、ミーティング等の機会を通じて、従業員同士で意見交換を行いながら検討・整理を進めていくことが望ましい。

### ステップ④

### 自己評価結果等の公表

○ 自己評価結果については、「はい」「いいえ」の集計結果を公表することが趣旨ではなく、自己評価の機会を通じて、全従業員による共通理解の下で、事業所の強みや弱み等の分析や、課題の改善やさらなる充実にに向けた取組を進めていきながら、事業所の質の向上を図っていく点が重要である。その観点も踏まえて、インターネットその他の方法による公表や保護者等にフィードバックをする必要があることに留意すること。

### ステップ⑤

### 支援の改善に向けた取組等

○ 改善・充実に向けて検討・整理した内容を踏まえて、日々の支援等への反映を行っていく。

# 保育所等訪問支援における評価制度（自己評価・保護者評価・訪問先施設評価）の導入について

## 評価制度の導入について

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）に基づき実施

- 保育所等訪問支援の効果的な実施やより良い支援の促進のため、**令和6年4月より、指定保育所等訪問支援事業者には、以下①～③の取組の実施が義務付化。**
  - ① 保育所等訪問支援を利用する保護者による支援の提供状況等についての評価「**保護者評価**」
  - ② 実際に訪問支援を受け入れる保育所等による支援の提供状況等についての評価「**訪問先施設評価**」
  - ③ 保護者評価・訪問先施設評価の結果を踏まえた事業者自身による運営状況や支援の提供状況の振り返り・評価「**自己評価**」
- **自己評価・保護者評価・訪問先評価の結果及び改善内容及び改善内容については、概ね1年に1回以上保護者・訪問先施設に示すとともに、インターネット等により公表**することを要する。

## 評価制度の目的等

- 本評価制度は、保護者評価や訪問先施設評価、自己評価の機会を通じて、全従業員による共通理解の下、事業所の強みや弱み等の分析を行うとともに、課題の改善に向けた具体的な取組や支援の質の向上に向けた具体的な取組等の検討を行い、日々の支援に反映することで、より良い支援提供及び事業運営につなげていくことを目的としている。
- 保護者評価・訪問先施設評価の結果は、事業者が自己評価を行う際に、客観的な視点による評価として活用するものである。

## 取組の流れ

※ 保育所等訪問支援事業所の従業員への評価も同時に実施

① 保護者及び訪問先施設による評価 ・ アンケート調査を実施

② 事業所全体での自己評価

- ・ 各評価の結果を踏まえて、事業所全体で課題の分析等を実施
- ・ 評価の結果を踏まえて、事業所の「強み」や「弱み」について分析

③ 改善・充実に向けた取組

- ・ 分析結果を踏まえて、今後の改善・充実に向けた具体的な取組を検討
- ・ 評価及び分析結果等を公表

府子本第 189 号  
30 文科初第 1616 号  
子発 0228 第 2 号  
障発 0228 第 2 号  
平成 31 年 2 月 28 日

都 道 府 県 知 事  
都道府県教育委員会教育長  
指 定 都 市 市 長  
指定都市教育委員会教育長  
中 核 市 市 長  
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長  
附属学校を置く国立大学法人学長  
各 附属学校を置く公立大学法人学長 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社  
を所管する構造改革特別区域法第 12 条  
第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長  
高等専門学校を設置する地方公共団体の長  
高等専門学校を設置する公立大学法人の理事長  
高等専門学校を設置する学校法人の理事長

内閣府子ども・子育て本部統括官  
(公印省略)  
文部科学省総合教育政策局長  
(公印省略)  
文部科学省初等中等教育局長  
(公印省略)  
文部科学省高等教育局長  
(公印省略)  
厚生労働省子ども家庭局長  
(公印省略)  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
(公印省略)

児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、

子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

このような状況から、学校等（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設をいう。）及び障害児通所支援事業所をいう。以下同じ。）及びその設置者や市町村・児童相談所等の関係機関に対しては、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた対応をお願いしているところであるが、本年 1 月に千葉県野田市で発生した小学校 4 年生死亡事案を受け、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について」（平成 31 年 2 月 8 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）が決定され、児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認を実施するなど緊急点検を実施し、抜本的な体制強化を図ることとされた。

こうした対応を受け、増加する児童虐待に対応するため、とりわけ、学校等における児童虐待の早期発見・早期対応、被害を受けた子どもの適切な保護等について、学校等及びその設置者と市町村・児童相談所が連携した対応が図られるよう、下記に掲げる取組の徹底を改めてお願いする。

なお、児童虐待への対応に当たっては、

- ・学校等においては、児童虐待の早期発見・早期対応に努め、市町村や児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行うこと
- ・児童相談所においては、児童虐待通告や学校等の関係機関からの情報提供を受け、子どもと家族の状況の把握、対応方針の検討を行った上で、一時保護の実施や来所によるカウンセリング、家庭訪問による相談助言、保護者への指導、里親委託、児童福祉施設への入所措置など必要な支援・援助を行うこと
- ・市町村においては、自ら育児不安に対する相談に応じるとともに、市町村に設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関として、支援を行っている子どもの状況把握や支援課題の確認、並びに支援の経過などの進行管理を恒常的に行い、自ら相談支援を行うことはもとより関係機関がその役割に基づき対応に当たれるよう必要な調整を行うこと
- ・警察においては 110 番通報や児童相談所等の関係機関からの情報提供を受け、関係機関と連携しながら子どもの安全確保、保護を行うとともに、事案の危険性・緊急性を踏まえ、事件化すべき事案については厳正な捜査を行うこと

等といった固有の責務を関係機関それぞれが有しており、こうした責務を最大限に果たしていくことを前提として下記の連携などの取組を進めることが必要である。

都道府県においては管内市区町村、所轄の私立学校及び関係機関へ、都道府県教育委員会・指定都市教育委員会においては管内市区町村教育委員会、所管の学校及び関係機関へ、指定都市・中核市・児童相談所設置市においては関係機関へ、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人においては附属学校へ、独立行政法人国立高等専門学校機構並びに高等専門学校を設置する地方公共団体、公立大学法人及び学校法人においてはその設置する学校へ、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体においては認可した学校へそれぞれ周知いただきたい。

なお、本通知については、警察庁生活安全局と協議済であることを申し添える。

## 1. 今回事案を踏まえて対策の強化を図るべき事項

### (1) 要保護児童等の通告元に関する情報の取扱いについて

市町村・児童相談所においては、保護者に虐待を告知する際には子どもの安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から、通告元（児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項に規定する児童虐待に係る通告を行った者をいう。）は明かせない旨を保護者に伝えることを徹底すること。

### (2) 要保護児童等の情報元に関する情報の取扱いについて

学校等及びその設置者においては、保護者から情報元（虐待を認知するに至った端緒や経緯をいう。以下同じ。）に関する開示の求めがあった場合は、情報元を保護者に伝えないこととするとともに、児童相談所等と連携しながら対応すること。

さらに、市町村・児童相談所においては、子どもの安全が確保されない限り、子どもからの虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えないこと。

現に、保護者との関係等を重視しすぎることによって、子どもの安全確保が疎かになり、重大な事態に至ってしまう事例が生じていることに十分留意すべきである。

<児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化『2新たなルールの設定』>

### (3) 保護者からの要求への対応について

学校等は、保護者が、児童虐待の通告や児童相談所による一時保護、継続指導等に関して不服があり、保護者から学校等に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、複数の教職員等で対応するとともに、即座に設置者に連絡した上で組織的に対応すると同時に、設置者と連携して速やかに市町村・児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携して対応すること。

学校等の設置者は、保護者が、児童虐待の通告や児童相談所による一時保護、継続指導等に関して不服があり、保護者から学校等又はその設置者に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、児童相談所・警察等の関係機関や弁護士等の専門家と情報共有することとし、関係機関が連携して対応すること。

また、学校等又はその設置者と関係機関が連携して対応した結果については、要保護児童対策地域協議会（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下同じ。）において、事案を共有し、今後の援助方針の見直し等に活用すること。

<児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化『2新たなルールの設定』>

### (4) 定期的な情報共有に係る運用の更なる徹底について

学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供については、本通知と同日付けで「学

校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）を发出し、要保護児童等（要保護児童対策地域協議会において、児童虐待ケースとして進行管理台帳に登録されており、学校等に在籍する子ども。）の出欠状況や欠席理由等について、学校等から市町村又は児童相談所へ定期的に情報提供を行うこととし、その適切な運用をお願いしたところである。

当該通知の運用に当たっては、当該要保護児童等に関して、不自然な外傷、理由不明の欠席が続く、虐待の証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境の変化など、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握した時は、定期的な情報提供の期日を待つことなく、市町村又は児童相談所へ情報提供又は通告すること及び学校等又はその設置者から情報提供を受けた市町村又は児童相談所は、当該学校等又はその設置者から更に詳しく事情を聞き、組織的に評価した上で、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うこととともに「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有することについて、徹底されたい。

また、学校等は保護者等から要保護児童等が学校等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校等が定期的な家庭訪問等により本人に面会でき、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村又は児童相談所に情報提供することについても、徹底されたい。

（なお、障害児通所支援事業所におけるこれらの取扱いは、原則として当該障害児通所支援事業所をほぼ毎日利用している子どもを想定しているが、障害児通所支援事業所の利用頻度が低い又は利用が不定期である子どもについては、本取扱いに準じた取扱いとすることとし、具体的な内容については、別途お示しする。）

その際、学校等又はその設置者から情報提供を受けた市町村又は児童相談所は、当該学校等又はその設置者から更に詳しく事情を聞き、組織的に評価した上で、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うとともに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること。

※詳細は、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省総合教育政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省高等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）を参照されたい。

<児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策『関係機関（警察・学校・病院等）間の連携強化』>

<児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策の更なる徹底・強化『2新たなルールの設定』>

#### （5）児童虐待に関する研修の更なる充実について

3.（1）記載のような研修の機会を活用するとともに、児童相談所の職員を講師に招くなどして、研修の充実努めるほか、学校長等の管理職に対しても、児童虐待に関する具体的な事例を想定することなどによる実践的な研修に取り組まされたい。

## 2. ケース対応において留意すべき事項

### (1) 学校等からの通告・相談における連携

市町村・児童相談所は、学校等又はその設置者からの通告は、地域、近隣住民あるいは家族、親族からの相談とは異なり、通告した機関が特定される可能性が高いことを説明すること。学校等又はその設置者からは通告の事実を保護者に伝えないようにすること。その際、保護者に対する対応方法について、市町村・児童相談所と事前に綿密な協議を行った上で、連携した対応を図りたい。

<子ども虐待対応の手引き 第3章通告・相談の受理はどうか 1. 通告・相談時に何を確認すべきか

(4) 通告・相談者別の対応のあり方 ⑥『保育所、学校等からの通告相談』>

### (2) 保護者への告知の方法

保護者に虐待の告知をすることで、保護者の怒りが子ども本人に向かい、さらなる虐待を誘発することを避けるよう何よりも注意すること。在宅での援助を続けることを前提に虐待の告知を行う場合は、子どもの安全は守られるという見通しを持って行うことが不可欠であり、そのためには、援助の方向性を示すことで養育を改善することはできると保護者が感じられるような方針を持って説明をすることなどを心がけること。

また、虐待の告知をした後、「余計なことは言うな」などと保護者が子どもの口を封じるなどして、子どもが正直に話さなくなることもあり得るので、その点も念頭に置いて、子どもの所属する機関（学校等）などと連携しながら子どもの様子に十分な注意を払うこと。

保護者が虐待の告知を受け止められず、虐待であることを否認して養育態度を改める姿勢がないような場合には、子どもの保護を図るなど、在宅での援助という方針自体を再検討しなければならないこと。 <子ども虐待対応の手引き『告知の方法』>

<子ども虐待対応の手引き 第4章調査及び保護者と子どもへのアプローチをどう進めるか 2. 虐待の告知をどうするか

(4) 告知の方法 ①『虐待通告を受けて在宅で支援する場合の告知』>

### (3) 一時保護解除後の対応

一時保護解除等により子どもが家庭復帰した後、児童相談所への来所が滞ったり、家庭訪問を拒んだり、不在が続くなど支援機関との関係が疎遠になるときは、子どもにとっての危機のサインであると考えられる必要があるため、学校等及びその設置者と市町村・児童相談所の間において、子どもから直接SOSを出せるような方法を確認しておくとともに、特に学齢期以降の子どもには関係機関の連絡先を伝えておくよう対応されたい。

<子ども虐待対応の手引き 第10章施設入所及び里親委託中の援助 5. 家庭復帰の際の支援

(4) 家庭復帰後のケア>

### 3. 児童虐待防止対策の強化を図るべき事項

#### (1) 児童虐待防止に係る研修の実施について

児童虐待を発見しやすい立場にある教職員等に対する児童虐待に関する研修の実施を促進されたい。

学校等及びその設置者におかれては、教職員等が、虐待を発見するポイントや発見後の対応の仕方等についての理解を一層促進するため、以下の研修について受講を勧奨されたい。

また、都道府県・市町村におかれては、主催する児童虐待防止に関する各種研修会について、教職員等の参加を呼びかけ、受講を促進されたい。

なお、教職員等を対象とした研修事業（国庫補助事業）は以下のとおりであるので、積極的に活用されたい。

＜児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策『児童虐待に関する研修の充実』＞

#### ○子どもの虹情報研修センター主催 『教育機関・児童福祉関係職員合同研修』

学校や教育委員会で児童虐待に携わる者、市町村で児童虐待を担当する者、児童相談所職員による合同研修

#### ○都道府県主催 『虐待対応関係機関専門性強化事業』

地域で活動する主任児童委員、保育所職員、児童養護施設職員、ケースワーカー、家庭相談員等の子どもの保護・育成に熱意のある者を対象とした児童虐待等に関する専門研修。

(以上)

府子本第 190 号  
30 文科初第 1618 号  
子発 0228 第 3 号  
障発 0228 第 3 号  
平成 31 年 2 月 28 日

都 道 府 県 知 事  
都道府県教育委員会教育長  
指 定 都 市 市 長  
指定都市教育委員会教育長  
中 核 市 市 長  
児童相談所設置市市長  
附属学校を置く国立大学法人学長  
各 附属学校を置く公立大学法人学長 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所管する構造改革特別区域法第 12 条  
第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長  
高等専門学校を設置する地方公共団体の長  
高等専門学校を設置する公立大学法人の理事長  
高等専門学校を設置する学校法人の理事長

内閣府子ども・子育て本部統括官  
(公印省略)  
文部科学省総合教育政策局長  
(公印省略)  
文部科学省初等中等教育局長  
(公印省略)  
文部科学省高等教育局長  
(公印省略)  
厚生労働省子ども家庭局長  
(公印省略)  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
(公印省略)

学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

こうした中、平成 30 年 3 月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受けて、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、学校、保育所等と市町村、児童相談所との連携の推進を図るため、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」に基づく運用をお願いしているところであるが、本年 1 月に千葉県野田市で発生した小学校 4 年生死事案を踏まえ、今般、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」（別添）を定め、一層推進すべき取組として周知徹底を図るものであるため、適切な運用を図られたい。

都道府県においては管内市区町村、所轄の私立学校及び関係機関へ、都道府県教育委員会・指定都市教育委員会においては管内市区町村教育委員会、所管の学校及び関係機関へ、指定都市・中核市・児童相談所設置市においては関係機関へ、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人においては附属学校へ、独立行政法人国立高等専門学校機構並びに高等専門学校を設置する地方公共団体、公立大学法人及び学校法人においてはその設置する学校へ、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体においては認可した学校へそれぞれ周知いただきたい。

なお、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成 30 年 7 月 20 日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）については廃止する。

また、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

(別添)

## 学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針

### 1 趣旨

本指針は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校（以下「学校」という。）、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設をいう。以下同じ。）及び障害児通所支援事業所（以下「学校・保育所等」という。）から市町村又は児童相談所（以下「市町村等」という。）への児童虐待防止に係る資料及び情報の定期的な提供（以下「定期的な情報提供」という。）に関し、定期的な情報提供の対象とする児童、情報提供の頻度・内容、依頼の手続等の事項について、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「虐待防止法」という。）第 13 条の 4 の規定に基づく基本的な考え方を示すものである。

### 2 定期的な情報提供の対象とする児童

#### (1) 市町村が情報提供を求める場合

要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第 25 条の 2 に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下「協議会」という。）において、児童虐待ケースとして進行管理台帳（注）に登録されており、かつ、学校に在籍する幼児児童生徒学生、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設及び障害児通所支援事業所に在籍する乳幼児（以下「幼児児童生徒等」という。）を対象とする。

（注）進行管理台帳とは、市町村内における虐待ケース等に関して、子ども及び保護者に関する情報やその状況の変化等を記載し、協議会において絶えずケースの進行管理を進めるための台帳であり、協議会の中核機関である調整機関において作成するものである。

#### (2) 児童相談所が情報提供を求める場合

児童相談所（児童福祉法第 12 条に規定する児童相談所をいう。以下同じ。）が管理している児童虐待ケースであって、協議会の対象となっておらず、かつ、学校・保育所等から通告があったものなど、児童相談所において必要と考える幼児

児童生徒等を対象とする。

### 3 定期的な情報提供の頻度・内容

#### (1) 定期的な情報提供の頻度

定期的な情報提供の頻度は、おおむね1か月に1回を標準とする。

#### (2) 定期的な情報提供の内容

定期的な情報提供の内容は、上記2(1)及び(2)に定める幼児児童生徒等について、対象期間中の出欠状況、(欠席した場合の)家庭からの連絡の有無、欠席の理由とする。

### 4 定期的な情報提供の依頼の手続

#### (1) 市町村について

市町村は、上記2(1)に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校・保育所等に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3(2)に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

#### (2) 児童相談所について

児童相談所は、上記2(2)に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校・保育所等に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3(2)に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

### 5 機関(学校・保育所等を含む。)間での合意

(1) 上記4により、市町村等が学校・保育所等に対し、定期的な情報提供の依頼を行う場合は、この仕組みが円滑に活用されるよう、市町村等と学校・保育所等との間で協定を締結するなど、事前に機関の間で情報提供の仕組みについて合意した上で、個別の幼児児童生徒等の情報提供の依頼をすることが望ましいこと。

(2) 協定の締結等による機関間での合意に際しては、本指針に掲げる内容を基本

としつつも、より実効性のある取組となるよう、おおむね1か月に1回程度を標準としている定期的な情報提供の頻度や、対象となる幼児児童生徒等の範囲について、定期的な情報提供の内容をより幅広く設定するなど、地域の実情を踏まえたものにする事。

- (3) 学校は、市町村等と協定の締結等により機関間での合意をしたときは、その内容等を設置者等（私立学校にあっては当該学校の所轄庁を含む。以下同じ。）に対しても報告すること。

## 6 定期的な情報提供の方法等

### (1) 情報提供の方法

学校・保育所等は、市町村等から上記4の依頼文書を受けた場合、依頼のあった期間内において、定期的に上記3に定める定期的な情報提供を書面にて行う。

### (2) 設置者等への報告等

学校が市町村等へ定期的な情報提供を行った場合は、併せて設置者等に対してもその写しを送付すること。また、市町村等へ定期的な情報提供を行うに際しては、地域の実情に応じて設置者等を経由することも可能とする。

## 7 緊急時の対応

定期的な情報提供の期日より前であっても、学校・保育所等において、不自然な外傷がある、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象となる幼児児童生徒等から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境に変化があったなど、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村等に情報提供又は通告をすること。

また、学校・保育所等は保護者等から対象となる幼児児童生徒等が学校・保育所等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村等に情報提供すること。

なお、障害児通所支援事業所におけるこれらの取扱いは、原則として当該障害児通所支援事業所をほぼ毎日利用している幼児児童生徒等を想定しているが、障害児通所支援事業所の利用頻度が低い又は利用が不定期である幼児児童生徒等については、本取扱いに準じた取扱いとすることとし、具体的な内容については、別途お示しする。

## 8 情報提供を受けた市町村等の対応について

### (1) 市町村について

- ① 学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた市町村は、必要に応じて当該学校・保育所等から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報を複数人で組織的に評価する。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校・保育所等での相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

- ② ①の評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら又は関係機関に依頼して家庭訪問を行う、個別ケース検討会議を開催するなど状況把握及び対応方針の検討を組織として行うとともに「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること。
- ③ 対応が困難な場合には児童相談所に支援を求めるとともに、専門的な援助や家庭への立入調査等が必要と考えられる場合は、速やかに児童相談所へ送致又は通知を行う。
- ④ 協議会においては、市町村内における全ての虐待ケース（上記2（2）の場合を除く。）について進行管理台帳を作成し、実務者会議の場において、定期的に（例えば3か月に1度）、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うことを徹底すること。

### (2) 児童相談所について

- ① 児童相談所が学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた場合

ア 学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた児童相談所は、必要に応じて当該学校・保育所等から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報について援助方針会議等の合議による組織的な評価を行うとともに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校・保育所等で

の相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

イ アの評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら家庭訪問を行う、個別ケース検討会議の開催を市町村に求めるなど状況把握及び対応方針の検討を組織として行う。

ウ 必要に応じて立入調査、出頭要求、児童の一時保護等の対応をとる。

- ② 市町村が学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた場合、市町村の求めに応じて積極的に支援するものとする。

## 9 個人情報保護に対する配慮

- (1) 虐待防止法においては、市町村等から児童虐待に係る情報の提供を求められた場合、地方公共団体の機関は情報を提供することができると従前から規定されていた一方、児童虐待の兆しや疑いを発見しやすい立場にある民間の医療機関、児童福祉施設、学校等は提供できる主体に含まれておらず、これらの機関等が児童虐待に係る有益な情報を有しているような場合であっても、個人情報保護や守秘義務の観点を考慮し、情報提供を拒むことがあった。

児童虐待が疑われるケースについては、児童や保護者の心身の状況、置かれている環境等の情報は、市町村等において、児童の安全を確保し、対応方針を迅速に決定するために必要不可欠であることから、「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第63号)においては、地方公共団体の機関に加え、病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関する機関や医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者(以下「関係機関等」という。)も、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該児童相談所長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされた。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない(虐待防止法第13条の4)。

- (2) このため、学校・保育所等から市町村等に対して、定期的な情報提供を行うに当たって、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第16条及び第23条においては、本人の同意を得ない限

り、①あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならず、②第三者に個人データを提供してはならないこととされている。しかしながら、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされており、虐待防止法第 13 条の 4 の規定に基づき資料又は情報を提供する場合は、この「法令に基づく場合」に該当するため、個人情報保護法に違反することにならない。

なお、地方公共団体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用又は提供禁止の除外規定として、「法令に定めがあるとき」等を定めていることが一般的であり、虐待防止法第 13 条の 4 に基づく情報提供は「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例にこのような除外規定がある場合には条例違反とはならないと考えられる。

ただし、幼児児童生徒等、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう十分な配慮の下、必要な限度で行わなければならないので留意すること。

また、当該情報提供は、虐待防止法第 13 条の 4 の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法（明治 40 年法律第 45 号）や関係資格法で設けられている守秘義務規定に抵触するものではないことに留意されたい。

- (3) 市町村が学校・保育所等から受けた定期的な情報提供の内容について、協議会の実務者会議及び個別ケース検討会議において情報共有を図ろうとする際は、市町村において、学校・保育所等から提供のあった情報の内容を吟味し、情報共有すべき内容を選定の上、必要な限度で行うこと。

また、協議会における幼児児童生徒等に関する情報の共有は、幼児児童生徒等の適切な保護又は支援を図るためのものであり、協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととされているので、このことに十分留意し、協議会の適切な運営を図ること。

## 10 その他

市町村等が学校・保育所等以外の関係機関に状況確認や見守りの依頼を行った場合にも、当該関係機関との連携関係を保ち、依頼した後の定期的な状況把握に努めるものとする。

(参考)

児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）

（資料又は情報の提供）

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

障障発 0228 第 1 号  
平成 31 年 2 月 28 日

都 道 府 県  
各 指 定 都 市 御中  
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長  
( 公 印 省 略 )

### 障害児通所支援事業所における緊急時の対応について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

本日、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成 31 年 2 月 28 日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）及び「児童虐待防止対策に係る学校等・教育委員会等と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成 31 年 2 月 28 日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）を發出し、市町村又は児童相談所への児童虐待防止に係る資料及び情報の提供を行う施設について、障害児通所支援事業所も対象としたところです。

両通知において、緊急時の対応として、「なお、障害児通所支援事業所におけるこれらの取扱いは、原則として当該障害児通所支援事業所をほぼ毎日利用している幼児児童生徒等を想定しているが、障害児通所支援事業所の利用頻度が低い又は利用が不定期である幼児児童生徒等については、本取扱いに準じた取扱いとすることとし、具体的な内容については、別途お示しする。」としていたところですが、具体的な内容は下記のとおりですので、都道府県におかれては管内市町村及び管内市町村所管の障害児通所支援事業所に、指定都市及び児童相談所設置市にあっては、管内の障害児通所支援事業所に、それぞれ周知の上、取扱いに遺漏なきようよろしくお取り計らい願います。

周知にあっては、各障害児支援担当部局と十分に連携の上実施いただくよう願います。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であり、内容について子ども家庭局と協議済みであることを申し添

えます。

## 記

障害児通所支援事業所において、障害児支援利用計画上利用が予定されていた幼児児童生徒等が、その理由の如何にかかわらず、利用の予定されていた日に欠席し、当該欠席日から数えて休業日を除き7日以上の間、当該幼児児童生徒等の状況を把握できない場合は、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村等に情報提供すること。

ただし、保護者以外の者から当該幼児児童生徒等の状況が把握できた場合（保育所等と併行通園をしている場合の保育所等への確認等）は上記の取扱いをしないことができる。

以上

事務連絡  
令和6年7月4日

各  
〔都道府県  
指定都市  
中核市  
児童相談所設置市〕  
障害児支援主管部(局) 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課

児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援における  
支援プログラムの作成・公表の手引きについて

障害児支援行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年4月1日より、児童発達支援、放課後等デイサービス及び居宅訪問型児童発達支援（以下「児童発達支援等」という。）の総合的な支援の推進及び事業所の提供する支援の見える化を図ることを目的として、新たに、5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画（以下「支援プログラム」という。）の作成及び公表が求められております（令和7年4月1日以降に、公表及び都道府県への届出がされていない場合には、支援プログラム未公表減算が適用されます）。

これに伴い、「児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引き」を作成いたしましたので、お示しいたします。

都道府県におかれましては、御了知の上、貴管内の市町村及び事業者にも周知をお願いいたします。

児童発達支援等における  
支援プログラムの作成及び公表の手引き

こども家庭庁 支援局 障害児支援課

## 児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引き

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、総合的な支援の推進と、事業所が提供する支援の見える化を図るため、運営基準(※)において、5領域(「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」との関連性を明確にした、事業所における支援の実施に関する計画(以下「支援プログラム」という。)を作成し、公表することが求められることとなった。

本手引きは、支援プログラムの作成・公表において基本的な事項を示すものである。各事業所は、本手引きの内容を踏まえつつ、創意工夫を図りながら、事業所が行う支援や取組等の実施に関する支援プログラムの作成及び公表を行っていただきたい。

(※) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)

### 1. 目的

支援プログラムの作成及び公表により、事業所における総合的な支援の推進と、事業所が提供する支援の見える化を図ることを目的とする。

### 2. 対象事業

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援

### 3. 支援プログラムの作成における留意点について

- ・ 支援プログラムの作成に当たっては、支援プログラムで定める内容が、個々の個別支援計画につながっていくものであることを踏まえ、管理者や児童発達支援管理責任者のみで作成するのではなく、直接支援に従事する職員等の意見も聴きながら作成すること。
- ・ 支援プログラムは、以下のような役割が期待されることから、これらの観点も踏まえて作成すること。
  - ① 全職員が、自事業所の理念や支援方針、提供する支援等について、共通理解を深めるための役割。
  - ② 事業所の提供する支援内容の見える化により、支援を必要とするこどもや家族のサービス選択に資する役割。
- ・ 複数の事業を一体的に行う多機能型事業所の場合には、それぞれの事業ごとに支援プログラムを作成すること。

### 4. 支援プログラムの記載項目について

支援プログラムの作成に当たっては、以下の項目を網羅した内容となるよう作成する。様式については、別添資料1において、「支援プログラム参考様式」をお示しするが、支援プログラムの趣旨を踏まえ、それぞれの事業所が創意工夫の上、様々な形式により作成して差

し支えない(書面による作成ではなく、事業所ホームページ等において必要な内容を示すことでも可。)。なお、別添資料2「支援プログラムの様式パターンのイメージ」も参考にされたい。

(事業所における基本情報)

- ① 事業所名
- ② 作成年月日
- ③ 法人(事業所)理念
- ④ 支援方針
- ⑤ 営業時間
- ⑥ 送迎実施の有無

(支援内容)

- ⑦ 本人支援の内容と5領域の関連性
- ⑧ 家族支援(きょうだいへの支援も含む。)の内容
- ⑨ 移行支援の内容
- ⑩ 地域支援・地域連携の内容
- ⑪ 職員の質の向上に資する取組
- ⑫ 主な行事等

以上①～⑫の項目を網羅した支援プログラムを作成すること。なお、これらの項目に加えて、事業所の判断により別の項目を加えても差し支えないものとする。

## 5. 各項目における記載の内容

「4. 支援プログラムの記載項目について」で示した各項目についての記載の内容は以下のとおり。なお、「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」の各項目に係る記載の観点については、「個別支援計画記載のポイント」(令和6年5月17日子ども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡)の内容も参考とすること。

(事業所における基本情報)

- ① 事業所名  
事業所名を記載すること。
- ② 作成年月日  
作成又は見直しを行った年月日を記載すること。
- ③ 法人(事業所)理念  
法人又は事業所理念を記載すること。
- ④ 支援方針  
事業所における支援方針を記載すること。

- ⑤ 営業時間  
事業所の運営規定に定める営業時間を記載すること。
- ⑥ 送迎実施の有無  
送迎実施の有無について記載すること。

(支援内容)

- ⑦ 本人支援の内容と5領域の関連性  
支援内容と5領域を関連付けて記載すること。  
なお、支援内容と5領域を関連付ける際の記載方法については、様々な形式が想定され、その方法については問わないものとする。  
(例)
  - ・領域ごとの欄を設け、関連する支援内容を記載する方法
  - ・記載されている支援内容に対して、各領域を関連付ける方法
- ⑧ 家族支援(きょうだいへの支援も含む。)の内容  
事業所において取り組んでいる家族に対する支援について記載すること。
- ⑨ 移行支援の内容  
事業所において取り組んでいる移行に向けた支援について記載すること。  
なお、移行に向けた支援は、必ずしも保育所等への具体的な移行だけを念頭においたものではなく、ライフステージの切り替えを見据えた取組、事業所以外での生活や育ちの場の充実に向けた取組、地域とつながりながら日常生活を送るための取組(地域の保育所等や子育て支援サークル、児童館、地域住民との交流)等も含まれる。
- ⑩ 地域支援・地域連携の内容  
事業所において取り組んでいる地域支援・地域連携の取組について記載すること。  
なお、児童発達支援センターや地域の中核的役割を担う事業所においては、地域の保育所等や障害児通所支援事業所への後方支援(地域支援)の取組等を実施している場合には、その取組についても記載をすること。
- ⑪ 職員の質の向上に資する取組  
事業所の提供する支援の質を確保するため、事業所内研修の実施や、外部研修への派遣等、職員の質の向上に資する取組について記載すること。
- ⑫ 主な行事等  
事業所において実施している主な行事等について記載すること。  
なお、行事形式の開催ではなく、通常の活動において季節に合わせた活動(例えば、節分、ひな祭り、クリスマス会、夏の水遊び等、季節に応じた活動など)を取り入れている場合も想定されることから、記載については、行事に限定されるものではない。

## 6. 支援プログラムの公表について

令和6年4月1日より、運営基準において、支援プログラムの作成及び公表が求めてお

り、事業所においては、本手引きを参考にしながら、作成に取り組まれない。支援プログラムの作成後は、事業所のホームページに掲載する等、インターネットの利用その他の方法により広く公表するとともに、公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ること。

なお、令和7年4月1日以降に、支援プログラムの公表及び都道府県への届出がされていない場合には、支援プログラム未公表減算が適用されるため留意されたい。

以上

支援プログラムの様式パターンのイメージ(参考①)

※各様式は参考であり、実際の様式については、各事業所において、支援プログラムの作成の目的等を踏まえて作成されたい。

その他パターン①

例えば、児童発達支援センター等、クラス分けを行っている場合等には、5領域と支援内容の関連性について、それぞれのクラスごとに記載する方法も考えられる。

〇〇事業所 支援プログラム				
営業時間				送迎実施の有無
法人理念				
支援方針				
支援内容				
対象児 項目	I	II	III	
	0歳・1歳・2歳児(〇〇クラス)	3歳・4歳・5歳児(〇〇クラス)	3歳・4歳・5歳児(〇〇クラス)	
本人支援	健康・生活			
	運動・感覚			
	認知・行動			
	言語 コミュニケーション			
	人間関係・社会性			
地域支援・地域連携 (地域交流・園外活動)				
移行支援				
家族支援				
職員の質の向上				
主な行事等				

作成日〇年〇月〇日

その他パターン②

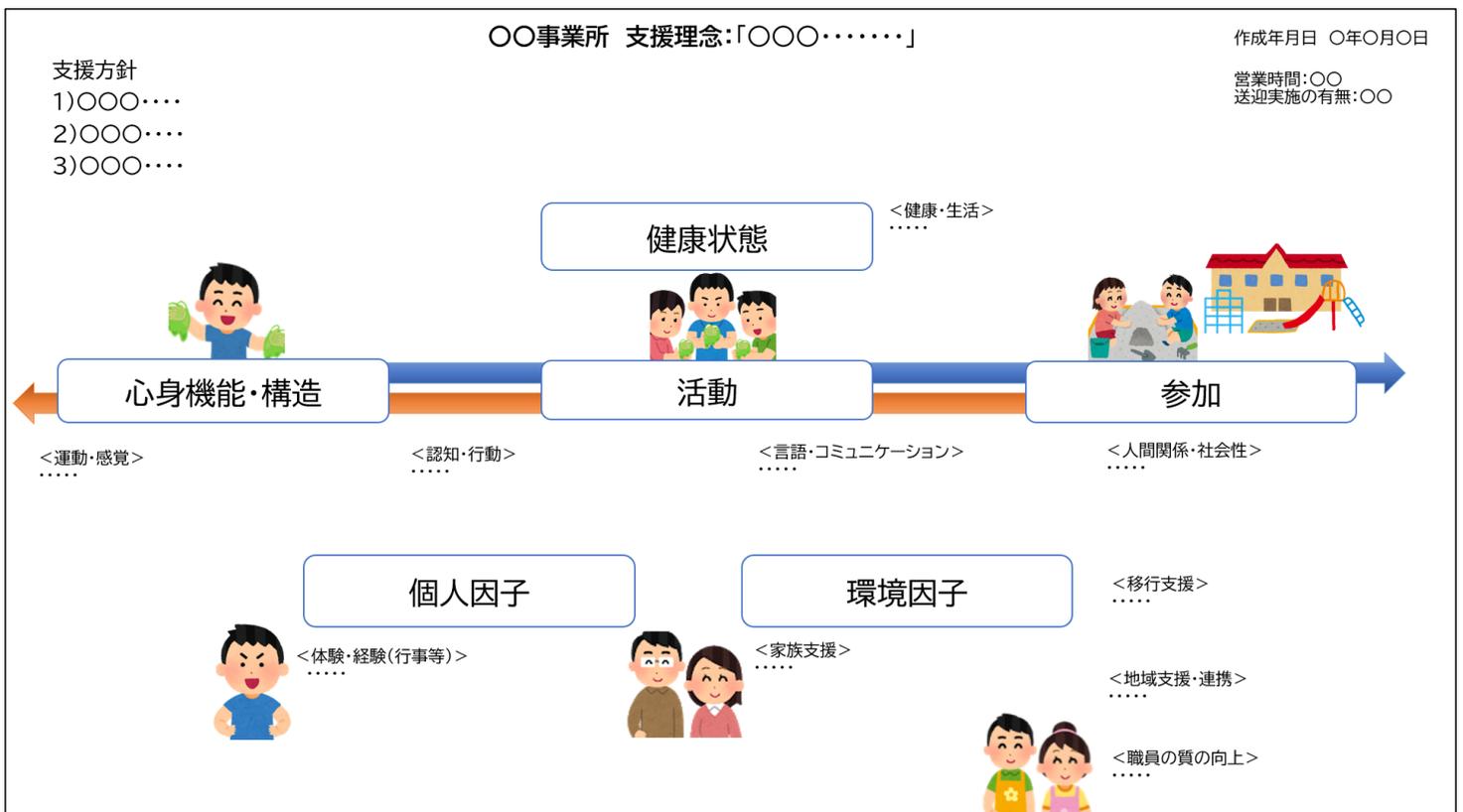
事業所の提供する活動プログラムを記載の上、それぞれの活動の中で行われる支援内容と5領域の関連性について記載する方法も考えられる。

〇〇事業所 支援プログラム			作成日	〇年〇月〇日
法人理念				
支援方針				
営業時間		送迎実施の有無		
プログラム	支援内容(5領域)			
朝の会				
リズム				
散歩				
サーキット				
アート				
給食				
家族支援				
移行支援				
地域支援・地域連携				
職員の質の向上				
主な行事等				

支援プログラムの様式パターンのイメージ(参考②)

その他パターン③

支援の見える化を図ることも目的であることから、イラストを活用することにより、支援内容と5領域の関連性や、支援の目的等がわかりやすく伝わるように工夫する等して記載する方法も考えられる。



事務連絡  
令和6年5月17日

各  
都道府県  
指定都市  
中核市  
児童相談所設置市

障害児支援主管部(局) 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う  
個別支援計画作成にあたっての留意点及び記載例について

障害児支援行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、適切なアセスメントの実施とこどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「運営基準」という。）において、児童発達支援ガイドライン等に基づく5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」をいう。以下同じ。）の視点を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について、個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で支援を提供いただくこととしたところです。あわせて、支援については、インクルージョン（障害児の地域社会への参加・包摂）の観点も踏まえた内容とし、この点についても個別支援計画に記載していくことが求められることになり、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更について」（令和6年3月15日発出事務連絡）において、参考様式等をお示したところです。

本事務連絡では、本改定の内容を踏まえて作成いただく個別支援計画について、記載のポイント及び参考記載例をお示いたします。これらの記載のポイントや参考記載例は、発達支援の4つの支援内容（「本人支援」「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」）の具体例や、「本人支援」と5領域との関連性の明確化、さらにインクルージョンの観点を盛り込み、モデル例として示すものであり、実際の作成に当たっては、こどもと家族に必要と考えられる支援について十分に検討し作成されるようお願いいたします。

都道府県等におかれましては、御了知の上、市町村及び管内の事業所に周知をお願いいたします。

(別添資料)

別紙1 個別支援計画の記載のポイント

別紙2 個別支援計画の記載のポイント

別紙3 個別支援計画（参考記載例）

参考様式版

添付省略

## 個別支援計画の記載のポイント

### **【個別支援計画全般に係る留意点】**

- 個別支援計画の作成に当たっては、こどもの意思の尊重（年齢及び発達の程度に応じた意見の尊重等）及びこどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成することが必要である。
- それぞれの記載項目について、こどもと家族の意向とアセスメントを踏まえて、つながりを持って作成していくことが必要である。「利用児及び家族の生活に対する意向」も踏まえて「総合的な支援の方針」を設定し、それを受けた「長期目標」「短期目標」、それを達成するための「支援目標及び具体的な支援内容等」を設定すること。
- 5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」以下同じ。）の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、5領域の視点を網羅した支援を行うことが必要である。この際、5領域の視点を持ちながら、こどもと家族の状況を多様な観点・情報から総合的・包括的に確認・分析してそのニーズや課題を捉え、そこから必要な支援を組み立てていくことが重要であり、単に5領域に対応する課題や支援への当てはめを行うだけのアセスメント・計画作成にならないよう留意すること。  
なお、発達支援は個々のこどもへのアセスメントを踏まえたオーダーメイドの支援を行うものであり、支援目標や支援内容がそれぞれのこどもについて同一のものとなることは想定されないこと。
- 「支援目標及び具体的な支援内容等」においては、発達支援の基本となる「本人支援」「家族支援」「移行支援」について必ず記載すること。また、「地域支援・地域連携」（例：医療機関との連携等）については、必要に応じて記載することとするが、関係者が連携しながらこどもと家族を包括的に支援していく観点から、当該事項についても積極的に取り組むことが望ましい。
- アセスメントに基づくこどもの状態像の把握を適時に行いながら、PDCA サイクル（Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）で構成されるプロセス）により支援の適切な提供を進めることが必要である。個別支援計画の作成後も、こどもについての継続的なアセスメントによりこどもの状況等について把握するとともに、計画に基づく支援の実施状況等の把握を行い、モニタリングの際には、作成した個別支援計画に定めた支援目標に対する達成状況等の評価を行い、これを踏まえて個別支援計画の見直しを行うこと。  
この観点からは、支援目標や支援内容の記載が長期にわたり同一であることは想定されないこと。

## 【各記載項目の留意点】

### <利用児及び家族の生活に対する意向>

- こども本人や家族の意向を聴いた上で、家族より得た情報やこどもの発達段階や特性等を踏まえて、整理して記載する。

### <総合的な支援の方針>

- 1年間を目途に（それ以上の期間も可）、以下の観点も踏まえながら、こどもや家族、関係者が共通した状況や課題への認識と支援の見通しやイメージを持つことができるよう、事業所としてのこども等の状況の見立てとどのように支援をしていくのかという方針を記載する。
  - ・ 障害児支援利用計画、障害児支援担当者会議（セルフプランの場合には、事業所間連携加算等も活用し、複数の利用事業所を集めた支援の連携のための会議）で求められている事業所の役割
  - ・ 支援場面のみではなく、家庭や通っている保育所や幼稚園、放課後児童クラブ等（以下「保育所等」という。）、学校等での生活や育ちの視点
  - ・ 保育所等の併行利用や移行、同年代のこどもとの仲間づくり等のインクルージョン（地域社会への参加・包摂）の視点
  - ・ こどもが事業所を継続的に利用している場合には、個別支援計画のモニタリング結果を踏まえたPDCAサイクルによる支援の適切な提供の視点

### <長期目標>

- 総合的な支援の方針で掲げた内容を踏まえ、概ね1年程度で目指す目標を設定して記載する。

### <短期目標>

- 長期目標で掲げた内容を踏まえ、概ね6か月程度で目指す目標を設定して記載する。

### <支援目標及び具体的な支援内容等>

- こどもの利用頻度や発達の程度に応じて、欄の増減等のアレンジは適宜行うこととして差し支えない。

### <項目>

- 「本人支援」「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」を項目欄に記載する。
- 「本人支援」「家族支援」「移行支援」については必ず記載する。「地域支援・地域連携」については、必要に応じて記載することとするが、各事業所において積極的に取り組むことが望ましい。

## ◎本人支援

- アセスメントやモニタリングに基づき、こどもが将来、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにする観点から、本人への発達支援について、5領域との関連性を含めて記載する。
- 5領域との関連性については、5つの領域全てが関連付けられるよう記載すること。相互に関連する部分、重なる部分もあると考えられるため、5つの欄を設けて、個々に異なる目標を設定する必要はないが、各領域との関連性についての記載は必ず行うこと。
- 保育所等との併行利用や複数の障害児通所支援事業所を組み合わせ利用している場合は、保育所等や他の事業所での支援内容とお互いの役割分担を踏まえた上で、自事業所における支援について記載する。

## ◎家族支援

- こどもの成長・発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させる観点から、家族支援について記載する。

### 【家族支援の例】

- ・ こどもの発達状況や特性の理解に向けた相談援助、講座やペアレントトレーニングの実施
- ・ 家族の子育てに関する困りごとに対する相談援助
- ・ レスパイトや就労等の預かりニーズに対応するための支援
- ・ 保護者同士の交流の機会の提供（ピアの取組）
- ・ きょうだいへの相談援助等の支援
- ・ 子育てや障害等に関する情報提供 等

## ◎移行支援

- インクルージョン（地域社会への参加・包摂）を推進する観点から、支援の中に「移行」という視点を取り入れ、こどもや家族の意向等も踏まえつつ、保育所等の他のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、同年代のこどもとの仲間づくり等の「移行支援」について記載する。
- 移行支援は、必ずしも保育所等への具体的な移行だけを念頭に置くものではなく、入園・入学等のライフステージの切り替えを見据えた将来的な移行に向けた準備や、事業所以外の生活や育ちの場である保育所等の併行利用先や学校等での生活や支援の充実、こどもが地域で暮らす他のこどもと繋がりながら日常生活を送ることができるようにすること等、利用児童の地域社会への参加・包摂に係る支援が含まれるものであること。

### 【移行支援の例】

- ・ 保育所等への移行に向けた、移行先との調整、移行先との支援内容等の共有や支援方法の伝達、受入体制づくりへの協力や相談援助への対応等の支援
- ・ 具体的な移行又は将来的な移行を見据えて支援目標や支援内容を設定しての本人への発

達支援（※）

- ・進路や移行先の選択についての本人や家族への相談援助や移行に向けての様々な準備の支援（※）
  - ・保育所等と併行利用を行っている場合や、就学児の場合に、こどもに対し障害特性等を踏まえた一貫した支援を行うため、併行利用先や学校等とこどもの状態や支援内容等についての情報共有や支援内容等（例：得意不得意やその背景の共有、声掛けのタイミング、コミュニケーション手段等）の擦り合わせを行う等の連携・支援の取組
  - ・地域の保育所等や子育て支援サークル、地域住民との交流 等
- （※）移行支援の視点を持った本人支援や家族支援を行う場合、「項目」の欄は切り分けることなく、「本人支援」「家族支援」と「移行支援」を併記することで差し支えない。

### ◎地域支援・地域連携

- こどもと家族を中心に、包括的な支援を提供する観点から、そのこども・家族の生活や育ちの支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等と連携した取組について、記載する。
- 個別支援計画であり、計画の対象であるこども・家族への支援に係る取組を記載するものであることに留意すること。

#### 【地域支援・地域連携の例】

- ・こどもが通う保育所等や学校等との情報連携や調整、支援方法や環境調整等に関する相談援助等の取組（※）
  - ・こどもを担当する保健師や、こどもが通う医療機関等との情報連携や調整等の取組
  - ・こどもに支援を行う発達障害者支援センターや医療的ケア児支援センター、地域生活支援拠点等との連携の取組
  - ・こどもが利用する相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、他の障害児通所支援事業所との生活支援や発達支援における連携の取組 等
- （※）移行支援の取組として記載している場合は、再掲する必要はない。

### <支援目標>

- 支援期間終了の際（モニタリング時）に、到達できているであろう「こども本人や家族の状況」を具体的な到達目標として記載する。
- こども本人や家族の意向等だけでなく、アセスメントの結果も踏まえて、必要と考えられる支援ニーズも含めて目標設定を行うこと。
- 到達目標については、主語はこども本人や家族となるよう記載することを基本とする。なお、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」については、支援方針の立て方や連携体制のとり方によって、主語が事業所・関係機関・関係者等にもなりうるため、柔軟に取り扱うこと。

#### <支援内容>

- 支援目標（具体的な到達目標）で設定した目標に向けて、事業所がどのような支援、工夫、配慮を行うのかを具体的に記載する。
- 「本人支援」については、具体的に設定した支援内容と5領域との関連性を記載する。支援内容と関連する5領域が複数にまたがる場合には、関連する領域を全て記載する。
- 「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」については、家族や関係機関への具体的な働きかけや取組等について記載する。なお、これらの項目については5領域との関連性の記載は不要である。

#### <達成時期>

- 支援目標を達成するために必要となる期間を設定する。
- 個別支援計画については、6か月に1回以上の見直しが求められているため、達成時期についても最長6か月後までとする。1～3か月で達成する目標も積極的に検討していくこと。

#### <担当者・提供機関>

- 主として支援を提供する担当者の氏名や職種等を記載する。
- 「移行支援」や「地域支援・地域連携」において、関係機関との連携を行うことを支援内容として設定している場合には、具体的な連携先である機関名等を記載する。

#### <留意事項>

- 支援内容に設定した取組が、加算の算定を想定している取組である場合には、算定する加算や頻度等について記載する（例：子育てサポート加算、家族支援加算、関係機関連携加算等）。
- 個別支援計画とは別途計画を作成することが必要な加算についても、個別支援計画との関連性を記載する（例：専門的支援実施加算、自立サポート加算等）。
- 家族の役割、支援の進め方等、支援について補足事項があれば記載する。

#### <優先順位>

- こどもや家族の意向も踏まえた上で、こどもの支援ニーズと課題、現在と当面の生活の状況等を踏まえて、「本人支援」の各支援内容に関して取組の優先順位を設定する。こどもの発達段階や特性等についてこどもや家族と共通理解を図り共に考えながら設定することが望ましい。
- 優先順位として番号を振ることのほか、二重丸や丸等で優先度を示すこととしても差し支えない。また、優先度がつけられない又は判断できない場合には空欄にすることや、同一の番号とすることとしても差し支えない。
- 「家族支援」「移行支援」「地域支援・地域連携」については、優先順位の記載は不要である。

事務連絡  
令和4年12月26日

各都道府県・市町村保育主管課  
各都道府県・指定都市・中核市障害児支援担当課 御中

厚生労働省子ども家庭局保育課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

### 保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について

令和4年11月30日、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号。以下「改正省令」という。）が公布され、令和5年4月1日より施行されます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第8条及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第10条の規定により、児童福祉施設及び家庭的保育事業所等（以下「保育所等」という。）が他の社会福祉施設を併設している場合であっても、入所している者の居室、各施設に特有の設備、入所している者の保護に直接従事する職員（以下「特有の設備・専従の人員」という。）については併設する施設の設備・職員を兼ねることができないこととされております。

この規定に基づき、例えば、保育所等に児童発達支援事業所が併設されている場合において、保育所等を利用する児童と児童発達支援事業所を利用する障害児とともに、「特有の設備」である当該保育所等の保育室において保育することは、仮に両児童を保育するのに必要な保育士や面積が確保されている場合であっても、認められないこととなっております。

今般、こうした点について、地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会（令和3年12月取りまとめ）における議論も踏まえ、保育所等の設備や職員を活用した、社会福祉サービスを必要とする児童等の社会参加への支援が進むよう、改正省令第一条及び第五条の規定により、上記規定に例外規定を設け、必要な保育士や面積を確保することを前提に、利用児童の保育に支障が生じない場合に限り、保育所等について他の社会福祉施設との併設を行う際に、特有の設備・専従の人員についても共用・兼務できることとしました。

同様に、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第5条等において、児童発達支援事業所等（児童発達支援事業所、児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターをいう。以下同じ。）において障害児の発達支援に従事する職員について、専従規定

が設けられているため、保育所等に児童発達支援事業所等が併設されている場合に、当該職員が保育所等を利用する児童に支援を行うことができないことから、同条等について、改正省令第三条の規定により、障害児の支援に支障がない場合に限り、保育所等を利用する児童への支援も行うことができることとしました。

つきましては、具体的な留意事項等について以下のとおり整理していますので、各都道府県・市区町村の保育担当部局におかれては貴管内の保育所等に対して、各都道府県・指定都市・中核市障害児支援担当課におかれては貴管内の児童発達支援事業所等に対して、当該内容を十分御了知の上、遺漏なく周知していただくようお願いいたします。

## 記

### 1. 実施に当たっての具体的な留意事項等

#### ①児童発達支援事業所等との併設・交流について

(1) 保育所等と児童発達支援事業所等が併設されている場合において、各施設に特有の設備・専従の人員の共用・兼務を行う際は、以下の要件を満たす必要がある。

- ・ 保育所部分、児童発達支援事業所等部分のそれぞれにおいて、各事業の対象となる児童の年齢及び人数に応じて各事業の運営に必要となる職員が配置されていること（例：保育所の満3歳児40人が、併設する児童発達支援事業所の障害児20人と交流する場合、保育士の人員の基準については、それぞれ、保育所として満3歳児40人の基準である保育士2人以上、児童発達支援事業所として障害児20人の基準である保育士4人以上を満たしている必要がある。）
- ・ 交流を行う設備（保育室等）については、各事業の対象となる児童の年齢及び人数に応じて各事業において必要となる面積を合計した面積が確保されていること（例：交流を行う保育室の面積について、それぞれの面積基準に基づき、保育所として30㎡必要、児童発達支援事業所として20㎡必要な場合、保育室の面積は50㎡以上必要となる。）

(2) また、改正省令により、例えば、保育所と児童発達支援事業所等が、一日の活動の中で、設定遊び等において、こどもが一緒に過ごす時間を持ち、それぞれの人員基準以上の保育士等が混合して支援を行う等、一体的な支援が可能となるが、その交流の際、「障害児の支援に支障がない場合」として留意すべき点は以下の通りである。

- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第27条第1項に規定される「児童発達支援計画」において、保育所等との交流における具体的なねらい及び支援内容等を明記し、障害児又はその保護者に対して説明を行い、同意を得ること
- ・ 障害児一人一人の児童発達支援計画を考慮し、一日の活動の中で発達支援の

時間が十分に確保されるように留意すること

- ・ 通所する障害児やその保護者に対して、交流のねらいや障害児が共に過ごし、互いに学び合うことの重要性を丁寧に説明すること
- ・ 障害児の発達状態及び発達の過程・特性等を理解し、一人一人の障害児の障害種別、障害の特性及び発達の状況に応じた適切な支援及び環境構成を行うこと
- ・ 交流を行うにあたり、複数のグループに分かれて交流することや、一部の障害児のみが交流を行うことも想定されるが、その際には障害児の障害特性や情緒面への配慮、安全性が十分に確保される体制を整えるよう留意すること
- ・ 交流を行う際の活動等については、障害児の障害特性や発達の段階等の共通理解が図られた上で設定されることが望ましいことから、交流する保育所等の保育士等も交えながら検討していくこと
- ・ 支援を行う際には、「児童発達支援ガイドライン」の内容を参照し、また、「保育所保育指針」（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）等の内容についても理解することが重要であること

## ②児童発達支援事業所等以外の社会福祉施設との併設・交流について

- 保育所等のサービスの対象である乳幼児を対象として通所での預かりを行う、一時預かり事業、病児保育事業及び地域子育て支援拠点事業を行う施設と保育所等が併設されている場合において、各施設に特有の設備・専従の人員の共用・兼務を行う際、①（１）で示した要件に準じた要件を満たす場合には、「その行う保育に支障がない場合」として取り扱って差し支え無い。
- なお、上記①、②を踏まえ、保育所等とその併設先となる児童発達支援事業所等及び上記の児童発達支援事業所等以外の社会福祉施設（以下「社会福祉施設等」という。）において、共用・兼務が可能となる各施設に特有の設備・専従の人員及びその際の留意事項は別紙の参考①、②のとおりであるので留意すること。

## 2. その他

### ①運営費の公定価格上の算定方法について

例えば、保育所において、児童発達支援事業所等の障害児と交流する場合における保育所への公定価格上の算定方法としては、あくまで交流しているものと整理し、保育所に対しては元々の利用児童数分のみを算定すること。

### ②施設整備等に係る財産処分との関係について

保育所等と社会福祉施設等の併設・交流に当たり、補助金等の交付を受けて整備

された保育所等について、本来の事業の目的として使用せずに他の用途に使用する場合は、施設等の転用として財産処分の手続が必要となるが、本来の事業目的に支障を及ぼさない範囲で他の用途に使用する場合には一時使用に該当する場合には手続が不要となるため、「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」（令和3年3月31日付け通知）1（4）で示した取扱いも踏まえ適切な手続を行うこと。

③多様な社会参加の支援に向けた保育所等の活用等について

今回の改正省令と関連する取組として、「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」（令和3年3月31日付け通知）において、空きスペースを活用し、本来の業務に支障の無い範囲であれば積極的な事業の実施が可能である旨お示ししているところであり、当該通知に沿って、引き続き、保育所等の地域資源を活用し、こども食堂の実施等、多様な社会参加への支援に向けた取組を進めていきたい。

また、保育所等の多機能化や他の機関との連携に関しては、②でお示した社会福祉施設等以外にも、放課後児童クラブ、利用者支援事業等の施設等との併設・交流も考えられるが、その際に共用・兼務が可能となる設備・人員の考え方については、「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（改訂版）」（令和4年6月）において既にお示ししているところであり、当該ガイドラインに沿って取組を進めていきたい。

以上

○本件についての問合せ先

<保育所等に関する事>

厚生労働省子ども家庭局保育課

T E L : 03-5253-1111 (内線 4852, 4853)

E-mail : [hoikuka@mhlw.go.jp](mailto:hoikuka@mhlw.go.jp)

<児童発達支援事業所等に関する事>

厚生労働省厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課障害児・発達障害者支援室 障害児支援係

T E L : 03-5253-1111 (内線 3037, 3102)

## 【参考①：保育所等の人員及び設備基準】

- 改正省令により、保育所等と社会福祉施設等（児童発達支援事業所等（児童発達支援事業所、児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターをいう。）並びに1②に掲げる一時預かり事業、病児保育事業及び地域子育て支援拠点事業を行う施設をいう。以下同じ。）が併設されている場合において、社会福祉施設等の児童への支援にも用い又は支援も行うことが可能となる保育所等に特有の設備・専従の人員は下線部。
- なお、下線部以外の各施設に特有の設備・専従の人員以外の設備・人員については、「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（改訂版）」（令和4年6月）において、共用・兼務が可能であることを既に示している。

	人員	設備
保育所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>保育士</u></li> <li>・ 嘱託医</li> <li>・ 調理員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>乳児室・ほふく室</u></li> <li>・ <u>屋外遊技場</u></li> <li>・ <u>保育室・遊戯室</u></li> <li>・ 医務室</li> <li>・ 調理室</li> <li>・ 便所</li> <li>・ 軽便消火器等の消化器具、非常口その他非常災害に必要な設備</li> </ul>
小規模保育事業 (A・B型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>保育士</u></li> <li>・ 嘱託医</li> <li>・ 調理員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>乳児室・ほふく室</u></li> <li>・ <u>屋外遊技場</u></li> <li>・ <u>保育室・遊戯室</u></li> <li>・ 調理設備</li> <li>・ 便所</li> <li>・ 軽便消火器等の消化器具、非常口その他非常災害に必要な設備</li> </ul>
小規模保育事業 (C型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>家庭的保育者</u></li> <li>・ 嘱託医</li> <li>・ 調理員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>乳児室・ほふく室</u></li> <li>・ <u>屋外遊技場、</u></li> <li>・ <u>保育室・遊戯室</u></li> <li>・ 調理設備</li> <li>・ 便所</li> <li>・ 軽便消火器等の消化器具、非常口その他非常災害に必要な設備</li> </ul>
家庭的保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>家庭的保育者</u></li> <li>・ 嘱託医</li> <li>・ 調理員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>乳幼児の保育を行う専用の部屋</u></li> <li>・ <u>屋外における遊戯等に適した広さの庭</u></li> <li>・ 調理設備</li> <li>・ 便所</li> <li>・ 軽便消火器等の消化器具、非常口その他非常災害に必要な設備</li> </ul>
事業所内保育事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>※定員 20 名以上：保育所の基準と同様</li> <li>※定員 19 名以下：小規模保育事業（A・B型）と同様</li> </ul>	

【参考②：社会福祉施設等の人員及び設備基準】

- 改正省令により、社会福祉施設等において、保育所等との併設・交流に当たり、保育所等の児童への支援にも用い又は支援も行うことが可能となる各施設に特有の設備・専従の人員は下線部。
- なお、下線部以外の各施設に特有の設備・専従の人員以外の設備・人員については、「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（改訂版）」（令和4年6月）において、共用・兼務が可能であることを既に示している。

	人員	設備	留意事項
児童発達支援	<p>【児童発達支援センター（福祉型）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 嘱託医</li> <li>・ <u>児童指導員又は保育士</u></li> <li>・ 機能訓練担当職員</li> <li>・ 看護職員</li> <li>・ 栄養士</li> <li>・ 調理員</li> <li>・ 児童発達支援管理責任者</li> </ul>	<p>【児童発達支援センター（福祉型）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>指導訓練室</u></li> <li>・ <u>遊戯室</u></li> <li>・ <u>屋外遊技場、医務室、相談室</u></li> <li>・ <u>調理室</u></li> <li>・ <u>静養室</u></li> <li>・ <u>聴力検査室</u></li> <li>・ <u>指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品</u></li> <li>・ <u>消化設備その他非常災害に際して必要な設備</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記1①に記載の具体的な留意事項等を踏まえること。</li> </ul>
	<p>【児童発達支援事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>児童指導員又は保育士</u></li> <li>・ 機能訓練担当職員</li> <li>・ 看護職員</li> <li>・ 児童発達支援管理責任者</li> </ul>	<p>【児童発達支援事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>指導訓練室</u></li> <li>・ <u>指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品</u></li> <li>・ <u>訓練に必要な機械器具等</u></li> <li>・ <u>消化設備その他非常災害に際して必要な設備</u></li> </ul>	
医療型児童発達支援	<p>【児童発達支援センター（医療型）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>保育士</u></li> <li>・ <u>児童指導員</u></li> <li>・ <u>理学療法士又は作業療法士</u></li> <li>・ 機能訓練担当職員</li> <li>・ 看護職員</li> <li>・ 児童発達支援管理責任者</li> </ul>	<p>【児童発達支援センター（医療型）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>指導訓練室</u></li> <li>・ <u>屋外訓練場</u></li> <li>・ <u>相談室</u></li> <li>・ <u>調理室</u></li> <li>・ <u>浴室及び便所には手すり等身体機能の不自由を助ける設備</u></li> <li>・ <u>消化設備その他</u></li> </ul>	

		<p><u>非常災害に際して必要な設備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>医療法に規定する診療所に必要とされる設備</u></li> </ul>	
一時預かり事業	<p>【一般型】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>保育従事者（保育所に準じ、子どもの人数に応じた数）</u></li> </ul> <p>【地域密着 II 型】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>乳幼児を処遇する者</u></li> </ul>	<p>【一般型】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>必要な設備（保育所に準じ、子どもの人数に応じた設備（医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く））</u></li> <li>※ <u>食事の提供を行う場合は、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備</u></li> </ul> <p>【地域密着 II 型】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>実施場所で兼務が可能な人員</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>保育従事者について、一体的に行う保育所の職員による支援を受けることができ、当該職員が保育士である場合に兼務可能。</u></li> </ul>
病児保育事業	<p>【病児対応型】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>病児の看護を担当する看護師等</u></li> <li>・ <u>保育士</u></li> </ul> <p>【病後児対応型】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>病後児の看護を担当する看護師等</u></li> <li>・ <u>保育士</u></li> </ul> <p>【体調不良児対応型】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>看護師等</u></li> </ul>		
地域子育て支援拠点事業	<p>【一般型】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>子育て親子の支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（専任である2名を除く。）</u></li> </ul> <p>【経過措置（小規模型指定施設）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>育児、保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する者（専任である1</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>適当な設備</u></li> <li>・ <u>授乳コーナー、流し台、ベビーベッド等</u></li> </ul>	

	<p>名を除く。)</p> <p>【連携型】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子育て親子の支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（専任である1名を除く。）</li> </ul>		
--	---	--	--

こ支障第 169 号  
令和 6 年 7 月 4 日

各  
〔 都道府県  
指定都市  
中核市  
児童相談所設置市 〕  
障害児支援主管部(局) 御中

こども家庭庁支援局長  
( 公 印 省 略 )

### 障害児支援における安全管理について

障害児支援行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

障害児通所支援事業所や障害児入所施設等（以下「事業所等」という。）における安全の確保に関する取組については、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)において、都道府県が条例で定めることとされている指定通所支援の事業及び運営に関する基準並びに指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準のうち、「児童の安全の確保」に関するものについては、国が定める基準（府令）に従わなければならないこととされており、国が定める基準（府令）（※1）において、こどもの安全の確保を図るため、安全計画の策定が義務付けられているところです。

また、事故発生時には、速やかに、都道府県、市町村（障害児通所支援事業所のみ）、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととされています。

さらに、今般、令和 5 年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業「障害児支援における安全管理等に関する調査研究」において、「障害児支援における安全管理に関するガイドライン（案）」（以下「ガイドライン（案）」という。）が策定されました。

障害児支援における安全の確保に関する取組については、既に、「児童福祉施設における事故防止について」（昭和 46 年 7 月 31 日児発第 418 号厚生省児童家庭局長通知）や「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成 14 年 3 月 28 日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）、「障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」（令和 5 年 7 月 4 日こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）等において示しておりましたが、今般、改めて、安全計画の策定をはじめとした安全管理対策や日々の支援における事故防止の取組、事故発生時の地方自治体への報告や事故発生後の対応について、下記のとおり整理するとともに、ガイドライン（案）を踏まえ「障害児支援の安全管理に関するガイドライン」を策定しました。

ガイドラインにおいては、特に重大事故が発生しやすい場面ごとの注意点や、事故が発生した場合の具体的な対応方法を盛り込んでおり、これを各事業所等における安全管理対策の参考としていただくよう、各都道府県におかれては、当該内容を十分御了知の上、貴管内の市町村及び事業所等に対して、各指定都市、中核市及び児童相談所設置市におかれては、当該内容を十分御了知の上、貴管内の事業所等に対して、遺漏なく周知していただくようお願いいたします。

なお、本調査研究の報告書において、「障害児入所施設・障害児通所支援事業所においても、教育・保育施設等と同じく国へ重大事故を報告する仕組みが重要である。重大事故の実態や要因の把握・分析のため、報告された重大事故に関する情報は集約・データベース化されることが必要である」と提言されていることも踏まえ、事故防止や再発防止策を推進し、よりこどもの安全確保の取組を進めていく観点から、今後、教育・保育施設等と同様に、国に重大事故を報告する仕組み及び事故情報を集約し公表する仕組みの構築について検討していくこととしています。

これらの仕組みについては、検討が進み次第、追ってお示しすることとしておりますが、基本的には、教育・保育施設等と同様の仕組み（※2）の導入を検討していくこととしておりますので、仕組みの導入に向けての準備の観点から、今後、国が重大事故の報告を求めるに当たっての様式のイメージとして、教育・保育施設等における重大事故の国への報告様式（別紙2）をお示しします。

（※1）下記の3府令

- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）
- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）
- ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）

（※2）教育・保育施設等（※）においては、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和6年3月22日こ成安第36号、5教参学第39号）等に基づき、教育・保育施設等で重大事故（①死亡事故、②意識不明事故、③治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故）が発生した場合、市町村・都道府県を通じて、国への報告が必要とされており、国において集約した事故情報は、「教育・保育施設等における事故情報データベース」として、こども家庭庁 Web サイトで公表している。

URL：<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/database/>

(※) 以下の施設・事業をいう。

- ・認定こども園（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）
- ・幼稚園 ・認可保育所
- ・家庭的保育事業
- ・事業所内保育事業（認可）
- ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ・子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）
- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ・認可外保育施設（企業主導型保育施設、地方単独保育施設、その他の認可外保育施設）
- ・認可外の居宅訪問型保育事業
- ・小規模保育事業
- ・居宅訪問型保育事業
- ・一時預かり事業

(別添資料)

- 別紙 1 「障害児支援の安全管理に関するガイドライン」  
別紙 2 教育・保育施設等における重大事故の国への報告様式

添付省略

(参考)

URL: [「障害児支援における安全管理等に関する調査研究」報告書](#)

## 記

### 1. 安全計画の策定等について

- 指定障害児通所支援事業所及び指定障害児入所施設等（以下「事業所等」という。）は、障害児の安全の確保を図るため、指定基準（※）において、
- ・ 事業所等の設備の安全点検、職員や障害児等に対する事業所等外での活動、取組等を含めた事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他事業所等における安全に関する事項についての計画（以下単に「安全計画」という）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じること
  - ・ 職員に対し、安全計画について周知するとともに、職員の研修及び訓練を定期的実施すること
  - ・ 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うこと
- とされている（令和6年4月1日から義務化）。

(※) 下記の2府令

- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準
- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

- 安全計画の具体的な内容としては、
  - ・ 事業所等の設備（備品、遊具、防火設備、避難経路等）や、散歩コースや公園など定期的に利用する場所も含めた事業所等内の安全点検
  - ・ 通常の支援の場面、リスクが高い場面（午睡、食事、プール・水遊び等）、緊急対応が必要な場面（災害、不審者の侵入、火事等）における役割分担や留意点を明確にしたマニュアルの策定・共有
  - ・ こどもに対する安全対策の周知（事業所等の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等）
  - ・ 保護者に対する説明・情報共有（安全計画や安全に関する取組の説明・共有等）
  - ・ 職員の研修・訓練（地震・火災・地域特性に応じた様々な災害を想定した避難訓練、救急対応の実技講習、不審者の侵入を想定した実践的な訓練、事故予防に関する研修の受講等）
  - ・ 再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハット事例の収集・分析・対策や職員間での共有等）
  - ・ その他の安全確保に向けた取組（地域住民や地域の関係者・関係機関と連携した取組、登降園システムを活用した安全管理等）
 などが挙げられる。

#### （安全計画）

- 事業所等においては、安全確保に関する取組を計画的に実施するため、地方自治体から発出されている事務連絡等も参考にしながら、各年度において、当該年度が始まる前に、安全計画を定めることが求められている。
- 安全計画の策定に当たっては、「障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」（令和5年7月4日こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）を参考にするとともに、安全計画の記載例については、ガイドラインを参考にすること。

【参考：安全計画の作成の例 ガイドライン p 37～40】

#### （安全点検）

- 事業所等の設備等の安全点検については、安全計画やマニュアルの策定時のみならず、少なくとも毎学期1回（年3回）以上の頻度で定期的に点検を行うことが重要である。安全点検の際には、事前に、活動や事業所等の状況に応じたチェックリストを活用し、一人ではなく複数名で点検することが望ましい。
- 安全点検の結果、危険箇所が見つかった場合には、すぐに対策について話し合い、改善策を講じるとともに、日頃から、事業所等や活動の中で、安全が確保されるよう環境整備を進めることも必要である。

【参考：安全管理のチェックリストの例 ガイドライン p 41、42】

#### （マニュアル策定・共有）

- 活動や事業所等の状況に応じ、リスクが高い場面（例：午睡、食事、プール・水遊び、移動、送迎、事業所外活動時等）、緊急対応が必要な場面（災害、不審者の侵入、火事や事故等）など、各場面に応じた、役割分担や留意点を明確にした安全管理に関するマニュアルを作成し、職員に周知徹底するとともに、対応が必要な際にすぐに確認できるよう、目に留まる場所に掲示しておくことが必要である。
- 定期的な見直しとあわせて、緊急時に職員が適切に対応できるよう、平時からマニュアルの内容の確認や実践につながる訓練等の実施を行うことも必要である。

【参考：緊急時の対応・体制の確認 ガイドライン p 34】

【参考：災害時対応マニュアルの例 ガイドライン p 47、48】

（こどもに対する安全対策の周知）

- こどもの特性や発達に応じた方法により、こども自身が安全や危険を認識しやすいようにするとともに、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について伝えることが重要である。

【参考：こどもに対する安全対策の周知 ガイドライン p 7】

（保護者に対する説明・情報共有）

- 事業所等内や活動における事故のリスクや、事故発生時の対応を含む事業所等の安全管理について、契約時等に保護者に説明しておくことが重要である。

【参考：保護者への説明・共有 ガイドライン p 7、8】

（職員の研修・訓練）

- 安全計画やマニュアルを体得できるよう、例えば、読み合わせをする、指差し確認をする、ロールプレイング等の実践的な研修や訓練を行うなどといった取組が重要である。その際、状況に応じた対応ができるよう、例えば、災害に関する避難訓練は、地震・火災だけでなく、地域特性に応じた様々な災害を想定して具体的に行うことや、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED（自動体外式除細動器）、「エピペン®」等の使用）や送迎時の安全等についても実技講習を行うことなど、実践的な研修・訓練を行うことが重要である。
- 地方自治体が行う研修や訓練（オンラインで共有されている事故予防に資する研修動画も含む。）については、常勤・非常勤にかかわらず、事業所等の全職員が受講することが重要である。

【参考：全従業員を対象とした実践的な訓練や研修の実施 ガイドライン p 6、7】

（地域住民や地域の関係者・関係機関との連携）

- 事故発生時の協力体制や連絡体制を整えるとともに、関係づくりに日頃から努める必要がある。行方不明時の捜索、災害時の協力等、地域の人など職員以外の力を借り、こどもの安全を守る必要が生じる場合もあることから、事故

発生時の協力体制や連絡体制を整えるとともに、日頃から顔の見える関係づくりを進め、緊急時の協力・援助の依頼についても検討しておくことが重要である。

【参考：地域や関係機関等との連携 ガイドライン p 8】

(安全管理に関する組織的体制)

- 事故の発生防止は組織で対応することが重要であり、事業所等の管理者等によるリーダーシップの下、組織的に対応できる体制（例：安全管理委員会の設置や責任者・担当者の配置等）を進めることが重要である。

【参考：安全管理に関する組織的な体制、安全管理委員会の設置  
ガイドライン p 5、6】

## 2. 日々の支援における事故防止の取組について

- 「障害児支援における安全管理等に関する調査研究」報告書においては、発生する事故について、サービスごとに、以下のような傾向がみられたと報告されている。

### 【児童発達支援センターや児童発達支援事業所】

重篤な事故は、食事時の誤嚥や窒息、自らの転倒・衝突、遊具・窓等からの転落・落下、アナフィラキシー・アレルギー等により発生している。また、自らの転倒・衝突、こども同士の衝突、他児からの危害、玩具・遊戯施設・設備の安全上の不備等で、事故が起りやすい状況にある。

### 【放課後等デイサービス事業所】

重篤な事故は、行方不明・見失い中（溺水等）、食事時の誤嚥や窒息、遊具・窓等からの転落・落下、医療的ケアに関すること、病気（てんかん発作等を含む。）、自らの転倒・衝突、こども同士の衝突、交通事故等により発生している。

### 【障害児入所施設】

全体に事故の発生率が高くなっており、生活全般で幅広い安全対策を行う必要がある。

- また、支援の時間が長くなることや、集団支援を行う場合には、より事故が起りやすい傾向があったことも報告されている。

(場面ごとの注意点)

- まずは、事業所等の活動内容や1日・年間のスケジュール、場所・環境を振り返り、それぞれの場面に、どのような危険があるかなどについて、事業所内で話し合い、全職員で共通認識を図ることが重要である。
- その上で、午睡、食事、プール・水遊び、移動、送迎、事業所外活動時など、活動の場所や内容を踏まえ、活動の場面に応じて、事故の発生防止に取り組む

ことが重要である（※）。

（※）活動場面と事故の発生防止の取組例

活動場面	事故の発生防止の取組例
睡眠	仰向け寝、口の中の異物の有無の確認 定期的なこどもの呼吸・体位・睡眠状態の確認
食事	こどもの咀嚼・嚥下機能や食行動の発達状況、喫食状況、アレルギー等の情報の職員間の共有等
プール・水遊び	監視者とプール指導者を分けて配置、色のはっきりした帽子等の装着等
送迎時	チェックシートの運転手席への備え付け、目視、点呼、乗降車確認、記録等
散歩・外遊び	手をつなぐ等の配慮、常時の人数確認、飛び出しの危険があるこどもの場合は必要に応じて一対一対応、先頭と最後に職員を配置等

【参考：事故の発生防止・予防・対応のための場面ごとの注意点  
ガイドライン p 9～30】

（障害の特性に応じた留意事項）

- それぞれのこどもの障害特性、発達、興味関心等を理解することは、危険の予測や事故の防止につながる。そのため、こどもの障害特性や発達の段階等の理解を深め、こどもに関わる全ての職員で漏れなく共有し、支援に当たることが必要である。

【参考：障害の特性に応じて留意する事項 ガイドライン p 32、33】

### 3. 事故発生時の地方自治体への報告について

- 事業所等は、指定基準において、支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、
  - ・ 障害児通所支援事業所の場合は、都道府県、市町村、当該こどもの家族等に、
  - ・ 障害児入所施設等の場合は、都道府県、当該こどもの家族等に、
 連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととされている。
- 事業所等は、事故発生に適切に対応できるよう、
  - ・ 障害児通所支援事業所の場合は、指定権者である都道府県並びに支給決定の実施主体である市町村及び当該事業所の所在する市町村が、
  - ・ 障害児入所施設等の場合は、指定権者及び支給決定の実施主体である都道府県が、

どのような事故の場合に報告を求めているかや、事故が発生した場合にどのような方法により報告を求めているかについて、必ず都道府県や市町村のホームページ等で確認し、適切な対応を行う必要がある。

- また、事業所等は、当該事故が消費者事故等（※）に該当する場合は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）に基づき、消費者庁に対し通知しなければならないこととされており、詳細は、「消費者事故等の通知の運用マニュアル」を参照すること。

（※）消費生活において消費者に被害が発生した事故や事故を引き起こすような事態のことであり、消費者の生命・身体に被害を与えるものと財産に影響を与えるものがある。

【参考資料】消費者庁「消費者事故との通知の運用マニュアル」（平成 21 年 10 月 28 日制定）

URL：[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/centralization\\_of\\_accident\\_information/assets/centralization\\_of\\_accident\\_information\\_240312\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/centralization_of_accident_information/assets/centralization_of_accident_information_240312_01.pdf)

#### 4. 事故発生後の対応について

##### （1）事業所等の対応

- 事業所等は、事故が発生した場合は、事故後の検証を行い、事故の要因等を分析し、これまでの取組について改善すべき点を検討し、事故の再発防止の取組を進めることが求められる。
- 具体的には、事故後の検証を踏まえ、
  - ・ 既に発生した事故が防げるものだったのか
  - ・ 今後、類似の事故の発生を防止するためには何をすべきかという視点で、具体的に再発防止策の検討を行うことが必要である。
- 策定した再発防止策については、事業所等の安全点検の実施箇所や安全管理のマニュアル等に確実に反映させるとともに、従業員間での共有を図り、その後の取組状況に応じて、随時見直しを図ることが必要である。
- 事業所等においては、死亡事故等の重大事故はもとより、それ以外の事故（地方自治体で検証を行わない重大事故や重大事故以外の事故）であっても、自ら事故後の検証を行い、事故の再発防止の取組を進めることが重要である。
- また、ヒヤリ・ハット事例の収集・分析も、重大事故の発生を防止する上で非常に有効である。ヒヤリ・ハット事例を報告する組織内の仕組み（報告手順や様式等）を整えるとともに、報告しやすい雰囲気づくりや、定期的な

職員会議等におけるヒヤリ・ハット事例や安全対策についての共有等も重要である。

【参考：ヒヤリ・ハット事例の収集・分析の重要性 ガイドライン p 5】

## (2) 地方自治体の対応

- 事故の報告を受けた都道府県や市町村は、死亡事故等の重大事故が発生した場合は、情報収集や事業所等の安全確保の指導等を行うことが必要である。
- 死亡事故等の重大事故の場合は、事故後の検証を行い、事故の要因等を分析し、事業所等に対し、再発防止策の検討を求め、事業所等から報告を受けながら、重大事故の再発防止の取組を進めることが求められる。

以上

事務連絡  
令和6年8月9日

各  
都道府県  
指定都市  
中核市  
児童相談所設置市

障害児支援主管部(局) 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課

「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の  
優先考慮の手引き」について

障害児支援行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

こども家庭庁の発足と同時に施行されたこども基本法においては、全てのこどもについて、その年齢及び発達の数度に依じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることが基本理念として掲げられています。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、障害児支援におけるこどもの最善の利益を保障するため、運営基準（※）において、障害児通所支援事業所や障害児入所施設（以下「事業所等」という。）に対し、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの意見の尊重と最善の利益の優先考慮の下での個別支援計画の作成や個別支援会議の実施、支援の提供を進めていただくこととしたところです。

具体的には、事業所等は、①こどもが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、適時に、日々の支援の内容や将来の生活に関して、こどもや保護者の意向を丁寧に把握し、その意思をできる限り尊重するための配慮をするとともに、②個別支援計画の作成に当たっては、例えば、個別支援会議の場にこどもや保護者を参加させたり、個別支援会議の開催前に担当者等がこどもや保護者に直接会ったりするなど、こどもの年齢及び発達の数度に依じて、こどもや保護者の意見を聴くことが求められています。

また、令和4年度障害者総合福祉推進事業「障害児入所施設及び障害児通所支援事業所を利用する障害のある子どもの権利擁護の在り方に関する調査研究」においては、「障害児入所施設及び障害児通所支援事業所を利用する子どもの意見形成支援・意見表明支援のための手引き（案）」（以下「手引き案」という。）が作成されています。

こうした動きも踏まえ、今般、事業所等における日々の支援の場面において、こどもの意思を尊重し、こどもの意見を聴き、最善の利益を優先考慮した取組がより一層図られるよう、手引き案の内容を踏まえ、「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・

最善の利益の優先考慮の手引き」(別添)を作成しました。

各事業所等において、こどもの意思を尊重し、最善の利益を優先考慮した取組を進めるに当たって参考としていただくよう、各都道府県におかれては、当該内容を十分御了知の上、貴管内の市町村及び事業所等に対して、各指定都市、中核市及び児童相談所設置市におかれては、当該内容を十分御了知の上、貴管内の事業所等に対して、遺漏なく周知していただくようお願いいたします。

なお、本手引きは、事業所等に限らず、保育所や医療機関など、障害のあるこどもの支援に当たる関係機関・関係者においてもご活用いただける内容となっておりますので、適宜、必要な関係機関・関係者にも周知いただくようお願いいたします。

(※) 下記の3府令

- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)
- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号)
- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)

(別添資料)

障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き

(参考)

「障害児入所施設及び障害児通所支援事業所を利用する障害のある子どもの権利擁護の在り方に関する調査研究報告書」(厚生労働省 令和4年度障害者総合福祉推進事業)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001113514.pdf>

## 障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き

(令和6年8月)

### 目次

1. こどもの権利擁護に関する基本的な考え方 .....	2
2. 障害児支援に求められるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現に向けた取組.....	3
3. 障害児支援に求められるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現に向けた取組の進め方 .....	3
(1) こどもの育ちについての理解.....	5
(2) 信頼関係の構築.....	5
(3) 豊かな経験を通じた選択肢と選択の機会の提供（意思形成支援） .....	8
(4) 意思表出支援.....	10
(5) 意見形成支援.....	12
(6) 意見表明支援.....	13
(7) 意見実現支援.....	13
4. こどもの権利擁護に関する取組を進めるに当たっての事業所・施設の組織運営における留意点 ...	14
(1) 職員のこどもの権利擁護に関する意識の向上.....	14
(2) 職員の知識・技術等の向上.....	14
(3) こどもの権利擁護に関する組織体制の整備 .....	14
(4) こどもに対する権利擁護に関する説明等 .....	15
(5) こどもの権利擁護に関する支援の記録の作成・保存・活用.....	15
(6) 関係機関・関係者との連携.....	15
(7) 事業所・施設の運営へのこどもの参画.....	16
(8) 障害児入所施設の生活単位・活動単位の小規模化 .....	16

## 1. こどもの権利擁護に関する基本的な考え方

---

児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）は、こどもの基本的人権を国際的に保障するため1989年に定められており、現在では、日本を含めた世界196の国・地域が締約している世界的な条約である。18歳未満の児童（こども）を権利を持つ主体と位置づけ、大人と同様、ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めている。子どもの権利条約は、「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの最善の利益」「子どもの意見の尊重」「差別の禁止」の4つを原則としている。また第12条第1項では、「その児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する」と規定されている。

令和5年4月、こども家庭庁が発足し、あわせて、こども政策を総合的に推進するための「こども基本法」が施行された。こども基本法では、基本理念として、子どもの権利条約の4原則にもあるように、①差別的取扱いを受けることがないようにすること、②福祉に関する権利が等しく保障されること、③自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること、④意見の尊重・最善の利益の優先考慮等、こどもの権利擁護に関することが明記された。

また、こども基本法では、こども施策をしっかりと進めていくため、こども施策の基本的な方針となる「こども大綱」を策定することが定められた。こども大綱により、すべてのこども・若者が、身体も心も元気に、周りの人とよい関係で、将来にわたって幸せに生活できる「こどもまんなか社会」を目指していくこととなった。

令和4年に改正・令和6年4月に施行された改正児童福祉法（以下「令和4年改正児童福祉法」という。）においては、社会的養護の下にあるこどもの権利擁護に係る取組として、こどもの権利擁護の環境整備を行うことを都道府県の業務として位置づけ、都道府県知事又は児童相談所長が行う措置等の決定時において、こどもの意見聴取等を行うことが規定された。また、こどもの意見表明等を支援するための事業（意見表明等支援事業）を制度に位置づけ、都道府県はその体制整備に努めることとされた。さらに、これらの取組を進めるに当たって、令和5年12月に「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」（以下「スタートアップマニュアル」という。）が策定されており、こどもの意見形成や意見表明の支援に関する取組や方法について示されているところである。

障害児支援の分野においても、令和6年4月から、障害児通所支援事業や障害児入所施設の運営基準において、事業所・施設に対し、こどもの意思の尊重、こどもの意見の尊重とこどもの最善の利益の優先考慮の下での個別支援計画の作成や個別支援会議の実施、支援の提供を求めている。障害のあるこどもは、障害の特性等により自分の意見を表明することが難しい場合も多いことから、スタートアップマニュアルに加え、障害のあるこどもの特性等を踏まえたこどもの意見形成や意見表明の支援に関する取組や方法について示し、日々の障害児支援の場面において、こどもの意思や意見の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮が適切になされるよう、「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」を作成した。

また、障害のあるこどもの支援に当たっては、保護者の意見や意向を優先・尊重した支援になりやすいことも想定される。保護者の意見や意向を丁寧に把握し、尊重することは非常に重要であるが、権利の主体はあくまでこどもであることを十分に理解し、こどもに寄り添い、こどもの意思をくみ取り、こどもの意見を聴き、こどもの最善の利益の実現を目的として支援していくことが必要である。

こどもの支援に関わる事業所・施設の職員は、このことを十分に理解し、こどもの権利擁護に関する学びを続けていくことが必要である。

各事業所・施設において、障害のあるこどもの意思や意見の尊重、こどもの最善の利益を優先考慮した支援の提供がより一層図られるよう、本手引きを参考に、取組を進めていただきたい。

## 2. 障害児支援に求められるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現に向けた取組

---

障害児支援事業所・施設においては、障害児支援におけるこどもの最善の利益を保障するため、運営基準により、こどもの意見の尊重と最善の利益の優先考慮の下での個別支援計画の作成や個別支援会議の実施、支援の提供が求められている。

具体的には、事業所・施設は、①こどもが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個別支援計画の作成時をはじめ、適時に、日々の支援の内容や将来の生活に関して、こどもや保護者の意向を丁寧に把握し、その意思をできる限り尊重するための配慮をするとともに、②個別支援計画の作成に当たっては、例えば、個別支援会議の場にこどもや保護者に参加してもらったり、個別支援会議の開催前に担当者等がこどもや保護者に直接会ったりするなど、こどもの年齢や発達の程度に応じて、様々な形でこどもや保護者の意見を聴くことが考えられる。

なお、その際は、言葉だけでなく、身体の動きや表情、発声なども観察し、こどもの意見を尊重することが重要である。

事業所・施設の職員が、これらの取組を含め、日々の支援を行うに当たっては、3. 以降に記載する様々な留意点や取組例を参考に、こどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現に向けて実践していくことが必要である。

## 3. 障害児支援に求められるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現に向けた取組の進め方

---

こどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現に向けては、「こどもとの信頼関係の構築」―「意思形成支援」―「意思表出支援」―「意見形成支援」―「意見表明支援」―「意見実現支援」を丁寧に進めていくことが重要であり、日常生活や個別面談等を通じてこどもと関わりながら、個別にコミュニケーションをとっていくことが想定される。

障害のあるこどもにおいては、必ずしも言語的なコミュニケーションが可能ではないことや、様々な事情で余暇や文化的活動の経験が限られてきた場合がある。また、こどもによっては、これまでの育ちの中で主体性が育っておらず、意思の表出に関わる意欲が委縮している場合等もある。

支援に当たる事業所・施設の職員は、こうした場合があることにも留意しながら、まずはこどもの育ちについて理解した上で、こどもとの信頼関係を構築し、愛着を土台として、安全・安心な環境の中でこどもの自己肯定感を育てていくことが重要である。

また、こどもが、遊びや豊かな活動等を通じて様々な経験を積み重ねながら、自分が権利の主体であることを理解するとともに、様々な選択肢があることを学ぶことや、自分で選択する経験を増やしていくことが土台となることを認識して「意思形成支援」をしていくことが重要である。

その上で、日常の遊びや活動、生活場面の中で、こどもが表出したことに応答し、こどもが受け止められたと実感し、また表出したいと思えるようなコミュニケーションの繰り返しの中で、こどもの自己肯定感を育てていくことが重要である。それぞれのこどもの独自の意思表示の方法を理解し、育まれた意思が、言葉やそれ以外の方法で表出されるように工夫し、「意思表出支援」をしていくと同時に、様々な経験を通して「意見形成支援」を積み重ねていくことが大切である。

さらに、こどもの形成された意見を言語化し、こどもにその内容を必ず確認した上で、こどもが思っていることを他の人にも伝わるように言語化・通訳し伝えていくことなどによって「意見表明支援」を行っていくとともに、こどもが表明した意見を反映していくよう「意見実現支援」に努め、こどもが自ら判断し行動することを支えていくことが重要である。

この際、年齢や発達の特徴等により、言葉による意思の表出が困難であるこどもに対しては、手話やトーキングエイド、文字盤や絵カードなどの様々なコミュニケーションツールの活用など適切な合理的配慮の実施により、意思表出を支援していくことが重要である。また、意見を言えないと決めつけるのではなく、こどもとともに時間を過ごしている事業所・施設の職員が、こどもとの間で信頼関係を構築する過程で、こどもの生活スタイルや選好等を理解し、それらをもとにそのこどもの意思を推察することや、言葉のみならず、その態様や行動変化など客観的な状況をくみ取るにより意見形成や意見表明を支援していくことが重要である。

また、こどもが表明する意見と職員がそのこどもの最善の利益と考えることに相違が生じる場合、将来も見据えたこどもの最善の利益を考え、こどもの意見や希望を実現できないこともある。そのような場面においては、こどもの意見を否定せず、意見を受容し傾聴することが重要であり、事業所・施設の各職員が役割分担を行い対応することや、事業所・施設の職員以外の意見表明等支援員<sup>1</sup>(※)を活用することも考えられる。

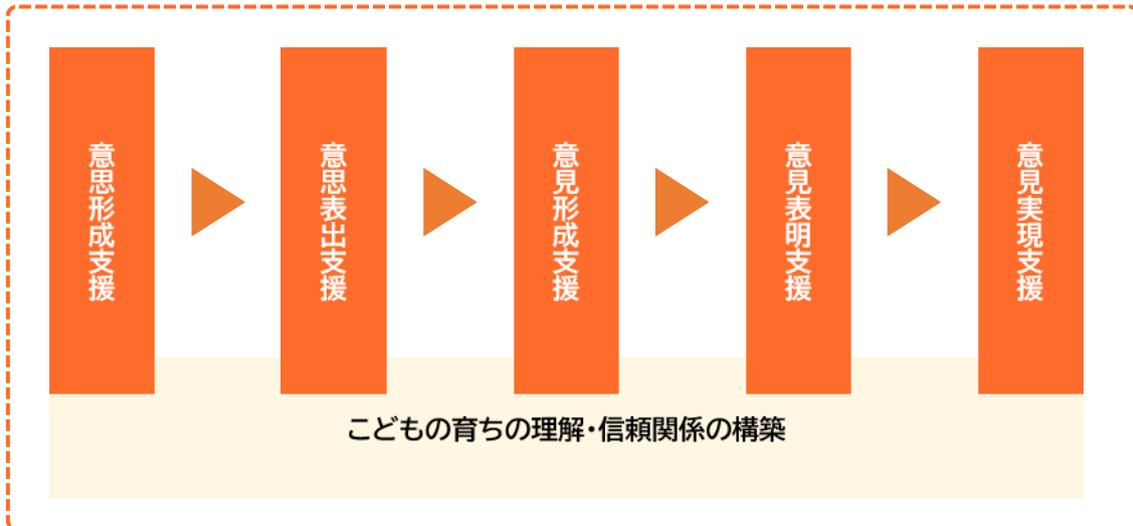
障害のあるこどもの中には表現することが難しいこどももいる。また、表現をしていても本人の意図とは違う言葉遣いになってしまうこどももいる。そのため、その都度こどもに意思を確認することが必要である。その際、大人主導の誘導的な関わりになりやすいことを職員が意識した上で、こどもに確認を行っていくことが重要である。

これらの「信頼関係構築」から「意見表明支援」までのプロセスが常に繰り返されることで、こどもの自己肯定感や自尊心の向上につながり、こども自身が困難な課題に直面した際にも、「自分ならできる」という自己効力感をもって対応することができる。こどもが本来持っている力が湧き出され、自分らしく生きていくというエンパワメントにつながっていく。これらが、こども自身の意見形成や意見表明の実現、こどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現につながっていくものである。

上述した流れを下図に示すとともに、これらの取組の実施に当たっての基本的な考え方や方法等について、以下（１）から（８）までに示す。

---

<sup>1</sup> 独立性を担保するとされており、あくまでもこども主導で、こども側だけに立って、その真のニーズが達成できるようにこどもをエンパワメントしていく役割を担う。



## (1) こどもの育ちについての理解

乳幼児期に必要な支援は、大人とこどもの安定した愛着関係の構築である。大人との安定した愛着関係が構築されることで、人への期待や信頼感が育ち、こどもが自分の存在を肯定し、他者との適切な関係を形成するための基礎となる。

そのため、こどもの思いや要求を受け止め、こどもの状態や経緯を捉えてこどもの気持ちに寄り添い、共感し、また時には励ますなど、こどもと受容的・応答的に関わることで、こどもは安心感や信頼感を得て、甘えたいときに甘えられる、嫌なときは嫌と言える、怒りたいときは怒ることができる等の自己主張ができるようになっていく。

その上で、こども自身がより多くの体験・経験を積み、自分らしく生活できるよう、こどもが自分でできそうなことに取り組み、成功体験を増やすことも重要である。大人に支えられながら「自分でできた」という経験を積み重ねることで、達成感につながり、もっと色々なことをしたいというこどもの意欲を引き出し、ひいては自分に自信が持てるようになり人生を前向きに進んでいけるようになる。

また、年齢や発達の段階に応じて、こどもが自ら判断し行動することを保障することも重要であり、その際、大人は、こどもの力を信じて見守るという姿勢で、こどもの主体的な活動を大切にすることが重要である。つまりきや失敗の体験も経ながら、自己決定・自己責任の経験を重ねて大人になっていく。

こうした経験を積み重ねることで、こども自身が自らをエンパワメントし、本来の自分の力を発揮していこうとする力を引き出していくことが重要である。

## (2) 信頼関係の構築

こどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の実現に向けた取組の前提として、支援を行う事業所・施設の職員等とこども本人に十分な信頼関係が構築できていることが重要である。

職員は、こどもが気持ちを素直に出せる関係性を作っていける存在となるよう、こどもが安心できる人間関係を形成するように努める必要がある。

こどもとの信頼関係を構築していくに当たっては、まずは何よりも「傾聴」することが重要である。

「傾聴」するに当たっては、こどもの存在そのものを認め、こどもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、こどもを理解する必要がある。一見表出が非常に乏しいこどもであっても、こども一人一人の成育環境、性格、心身の状況、成長・発達の状況、特性等を踏まえ、そのこどもの感情や意思の表出方法に合わせ、こどもの表出することを傾聴する。たとえ、耳をふさぎたくなるような話であっても、職員はそのこどもの心情に想いを馳せながら傾聴し、一見実現不可能と考えられる意見でも「そう考えているんだ」といった受容の姿勢が必要である。

こどもの意見や気持ちを傾聴する際、職員は、こどもが安心して自分のペースで本音を話せるように、安全な場所を選定して、こどもから表出される意見を丁寧に確認しながら、こどもが不安な気持ちを軽減できるように、あるいは受け止められたと実感できるようにじっくりと傾聴する姿勢が大切である。

こどもが表明した内容を理解できない場合、職員は、聴き返すことはもとより、図や絵を描いたり人形を用いて遊んだりしながらコミュニケーションを図る等の創意工夫が求められる。そのこどもに一番適したコミュニケーション方法を見つけ、その内容を理解できるまで諦めずに理解しようとするのが重要になる。

「今日はどんな遊びをして楽しむか」など、小さなことであっても、こどもの思いや意見を丁寧に傾聴しながらこどもの意思表示や自己決定を促し続けること、そしてこどもが成功体験などを積み重ねることを通して、自己肯定感や自尊感情、自己効力感や自己責任感などを形成しながら自己実現を図っていけるよう、取り組んでいくことが求められる。

以下、こどもとの信頼関係の構築に関する取組例を示す。

#### ア. こどもと信頼関係を築くコミュニケーション

- ・ 親しみをもって日常の挨拶を交わす。
- ・ こどもと目線を合わせて、表情を読み取りながらコミュニケーションをとる。
- ・ 何気ない会話や、眼差しなどの非言語コミュニケーションを通して「大切な存在である」というメッセージを伝え続ける。
- ・ 遊びを通して信頼関係が構築されることや、こどもが身体や表情を用いて意思を表出することにつながることを理解し、こどもと一緒に遊びを楽しむ。
- ・ 握手をする、肩に手をかけるなど、こどもの状態や年齢に応じたスキンシップをする。
- ・ 職員からの働きかけに応答してくれたら、喜んだり、感謝の気持ちを表現したりする。
- ・ こどもの困りごとについて、適切な援助を行い、一緒に問題の解決を図る。
- ・ 対人コミュニケーションの楽しさを感じられるよう、こどもの発言に同意したり、笑いやユーモアを交えながら笑顔で明るく関わったりするなど、肯定的な関わりを心がける。
- ・ 小さな訴えでもしっかり聞く姿勢を持つなど、こどもと向き合う・寄り添う姿勢や意思を表情と言動・行動で伝えていく。
- ・ こども自身が大変な状況にある時、辛い時などは周囲に助けを求めてよいことや、その場合どのように助けを求めればよいかを教える。
- ・ こどもの欲求、思いや願いを敏感に察知し、その時々々の状況やこれまでの経緯を捉えながら、

時にはあるがままを温かく受け止め、共感し、また時には励ますなど、子どもと受容的・応答的に関わる。

- ・ 職員が子どもとの活動や生活を楽しむ。
- ・ 子どもが表出する感情や言動のみを取り上げるのではなく、理由や背景を理解する。
- ・ 子どもが意見を表明しても受け止められないと、「言っても仕方がない」となり、意見を表明すること自体を諦めてしまう可能性があるため、どんな些細なことでも、子どもが表明したものを可能な範囲で実現できるよう支援する。

## イ. 生活の中における意識

- ・ いつでも安心して休息できる雰囲気やスペースを確保し、静かで心地よい環境の下で、子どもが心身の疲れを癒すことができるようにする。
- ・ 一日の生活全体の流れを見通し、発散・集中・リラックスなど、静と動の活動のバランスや調和を図る。
- ・ 可能であれば、一人の子どもに特定・少数の職員が関わる体制とすることや、事業所・施設の職員による子どもの受け持ち制にすること等により、それぞれの子どもが「自分のことをしっかり気にかけてもらえている」という安心感を得られたり、職員との信頼関係を形成しやすくしたりする。
- ・ 子ども一人一人の居場所が確保されている。
- ・ 生活する場所が脅かされない安全な場であることを、子どもが意識できるようにする。

## ウ. 遊びの工夫

- ・ 子どもの気持ちは、遊びや生活の様々な場面で表出されているものであることから、それらを積極的に受け止め、様々な表現の仕方や感性を豊かにする経験となるようにする。
- ・ 子どもが試行錯誤しながら様々な表現を楽しむことや、自分の力でやり遂げる充実感などに気付くことができるよう、温かく見守るとともに、適切に援助を行う。
- ・ 子どもが遊びの中で満足感や達成感を得られ、時には疑問や葛藤を感じ、さらに自発的に身の回りの環境に関わろうとする意欲や態度の源となるよう、子どもの年齢や発達段階に応じて、子どもが夢中になって楽しむことができる遊びを提供する。
- ・ 子どものリズムやペースに合わせたレクリエーションや運動を行うとともに子どもの年齢や発達の段階に応じた図書や玩具などの遊具、遊びの場を用意する。
- ・ 遊びの時間や自然と触れ合える外遊びを職員との十分な交流を交えて提供する。

## エ. おやつや食事場面における工夫

- ・ おやつや食事場面を通して、子どもが居場所や親密感を感じられるようにするため、楽しんでおやつや食事ができるよう心がける。
- ・ 一人一人の子どもが食べやすい環境や食べ方、食器等に配慮するとともに、子どもの嗜好に合わせ、食器を選んで購入する、リクエストされたメニューを準備する等、子どもの希望に沿うよう心がける。

- ・ 準備や片付け等、一人一人のこどもに合った役割を準備し、その役割を果たした際には、感謝の言葉を伝える。

#### オ. 環境の整備

- ・ 活動スペースや居室をはじめ、建物の内外装、設備、家具什器、庭の樹木、草花など、こどもを取り巻く環境を綺麗に保つとともに、綺麗で適切な環境を常に維持するために、軽度の修繕は迅速に行う。
- ・ 壁にこどもの作品や写真、賞状を飾ることで、こどもが「自分が大切にされている」と感じるようにする。

#### カ. こどもの自己領域と所有物の確保（主に障害児入所施設）

- ・ でき得る限り他のこどもとの共有の物をなくし、個人所有とし、こどもが「自分の所有物」という認識や喜びを得られるようにする。
- ・ 食器や日用品など、一人一人のこどもの好みに応じて個々に提供する。
- ・ 個人の所有物について記名する場合は、こどもの年齢や意向に配慮する。
- ・ 個人の所有物が保管できるよう、個々にロッカーやタンス等を整備する。
- ・ こどものパーソナルスペースには、こどもの意向が反映されるようにする。

### （3）豊かな経験を通じた選択肢と選択の機会の提供（意思形成支援）

こどもが、多くの経験をする事で選択肢を拡げられるように、生活場面や活動等においてより多くの体験の場を準備することが重要である。

また、障害のあるこどもは、障害の特性等により、自分の気持ちを表現することが難しい場合も多いことから、大人側の想いに基づく機会を一方向的に提供してしまうことがあるため、こども時代に自分で選ぶ機会を失いやすい。このため、こどもから選ぶ機会を奪わず、日常生活や社会生活の中でその機会を創出し、こどもが選ぶ機会に参画できるよう働きかけていくことが重要である。

こどもがより多くの体験をすることができるよう、まずは、「この支援者とだったらやってみたい」というようなこどもの安心感と信頼感を育み、様々な体験の機会を準備することが重要である。そして、こどもが参加したい体験を自ら選び、支援者と一緒に参加し、肯定的な体験を積み重ねていくことで、こども自身が「自分で選び、自分で決めた」と思えるような機会を設定し、やり遂げることにより自己を肯定できるよう、支援を行うことが重要である。その際、こどもが選ぼうとする、チャレンジしようとする体験に関する情報を、そのこどもの年齢や発達の段階、障害の特性等に応じて、こどもにわかりやすく伝えることが大切である。

具体的には、以下のような働きかけや支援が考えられる。

#### ア. 活動場面における配慮事項や選ぶ機会の提供

- ・ こどもの意向や発達の段階に合わせた活動や、個別・集団での活動を織り交ぜた活動を準備し、自発的に活動ができるように支援する。

- ・ つまずきや失敗の体験を大切に、こどもが主体的に解決していくプロセスを通して、自己肯定感を形成しながら、自己実現を図ることができるよう支援する。
- ・ こども一人一人に役割を与え、活動の中で成功体験などを積み重ね、責任感を形成しながら活躍できるよう支援する。
- ・ 障害種別や特性により、歩行や移動など活動に参加するに当たって必要となる用具や支援内容が大きく異なることを前提に、用具や支援内容が本人の状況や意向に合うものとなるよう配慮する。
- ・ 苦手な音や他者の動き等の刺激を考慮し、利用する交通機関や座る位置等に配慮する。また、こどもの特性に応じ、公共の場でこどもが困らないよう必要な用具を検討し使用する。
- ・ こどもが様々な活動を選択して取り組む経験を積んでいくために、こどもの希望に応じた活動や多彩な活動を用意するとともに、こどもがリラックスした雰囲気の中で自ら選択した活動を行うことができるよう活動環境を工夫する。
- ・ 行事などの企画・運営にこどもが主体的に関わり、こどもの意見を反映しながら、こどもと一緒に行事を作り上げていく。
- ・ 行事の開催に当たっては、行事当日だけでなく、事前の準備や行事後の振り返りをこどもと一緒に行うとともに、行事の後には、写真を一緒に見ること等を通じて、思い出が残るような工夫をする。
- ・ 創作活動では、表現する喜びを体験できるようにするとともに、日頃からできるだけ自然に触れる機会を設け、季節の変化に興味を持つことができるようにするなど、豊かな感性を養えるよう支援する。
- ・ 身近な自然や身の回りの事物に関わる中で、発見や心が動く経験が得られるよう、いろいろな感覚を働かせることを楽しむ遊びや素材を用意するなどの環境を整える。
- ・ 公共交通機関の活用や公共の場での活動など、施設外の活動も実施する。

#### イ. 生活場面における配慮事項や選ぶ機会の提供（主に障害児入所施設）

- ・ 日課を含めた生活全般について、こどもの意思を尊重するとともに、日常的にこどもと話し合う機会を設け、生活改善に向けての取組を行う。
- ・ こども自身が自分の生活について主体的に考えて、自主的に改善していくことができるような活動（施設内のこども会、ミーティング等）を行うことができよう支援する。
- ・ 生活の中で様々な音、形、色、手触り、動き、味、香りなどに気付いたり、感じたりできるような環境を整備する。
- ・ こどもが好みに応じて衣服やシャンプー、タオル等を選び、購入することができるよう配慮する。
- ・ 季節や生活場面に応じた衣服の選択や整理、衣替えを含む保管等ができるよう支援する。

#### (4) 意思表出支援

「意思表出支援」は、形成された意思が言葉やそれ以外の方法で表出されるように工夫した支援を行うことである。「意思表出支援」に当たっては、支援者が、こどもが日常的に表出している様々な意思を見落とさずに汲み取ることが重要である。

傾聴やその他の関わりで得たこどもとの信頼関係と、心理的・物理的に安全な環境を前提とし、こどもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、こどもを理解するように努めることが必要である。

障害のあるこどもについては、こどもの障害の特性や発達段階等をよく理解し、職員間で共有したうえで、こどもが発する日々の小さなサインから心身の些細な変化まで気付けるよう、一人一人のこどもの意思の表出を理解する必要がある。また、こども一人一人に合わせた環境の配慮も必要である。

##### <こどもの日々の小さなサインや心身の些細な変化の例>

- 好きな音楽が流れると親指の先がぴくぴく動く。
- 声がすると、目で声のする方を追っている。
- オムライスを食べるときは進みが早く、カレーライスを食べるときは進みが遅い。
- 大きな音がする部屋には入りたがらない。
- 散歩している時、犬が見えたら、口元や目元が緩んだ。
- 表情は変わらなかったが、クリスマスツリーの電飾の方に顔を向けており、電飾が消えると顔を別の方に向けていた。

こうした、こどもの目の動き、開き方、口元の緩み、声の出し方（声音、声質）、繰り返す、何度も要求する、泣く、その場から離れる、ずっと居続ける、自ら見に行く、触りに行くといった細やかな変化や行動を捉え、事業所・施設の職員は、以下のような方法により、こどもの考えや思いを汲み取ることが求められる。

##### <こどもの考えや思いを汲み取る方法の例>

- 声の調子や雰囲気、行動などのわずかな違いから、こどもの気持ちを探る。
- 言葉を発することができないこどもの健康状態や精神状態を常に意識しながら支援に当たる。
- 指先、呼吸の速度、力のゆるみ等、わずかな動きであっても表現として汲み取り、こどもの感情を推測する。
- 表情や目の輝き、雰囲気から、こどもの喜怒哀楽の感情を推測する。
- 「絵カード」「写真」「現物」「言葉で表示」「指さし」等の様々な手段を用意し、こどもが自分で意見の表出ができるよう工夫を行う。
- 複数・多職種の職員間で、一つ一つの場面におけるこどもの表現や言葉を共有し、こどもの表現や言葉の真意を推測し、考えや思いを汲み取る意思を推測。

また、事業所・施設の職員は、こどもの障害特性や状態に合わせ、配慮や工夫をしながら、こどもの意思表出を支援していくことが求められる。以下に、こどもの障害特性や状態に応じた配慮事項を示しているが、これらはあくまでも一例であり、障害の種類は同じであっても、その程度や必要とする配慮・ニーズは一人一人異なるため、柔軟に対応していくことが重要である。

##### <障害特性に応じた配慮事項>

- 知的障害のある子どもに対しては、非言語的な「絵カード」や身振り手振りといった「サイン」等で子どもが意思を表出できるよう配慮する。具体的には、子どもに何かを伝える場合は、言葉で伝えられると覚えられないことがあるため、「絵カード」や「サイン」のほか、模倣をするなどして伝える。言葉で伝えるときは、具体的に一つずつ伝える。また、「絵カード」や「サイン」については、子どもが安心してリラックスしている場面で、遊びながら、身に付けられる機会を設けることが望ましい。
- 発達障害のある子どもに対しては、予定等の見通しを分かりやすく伝えることや、感覚の特性（感覚の過敏や鈍麻）に留意し、安心できる環境をつくる必要がある。見通しを持つためには、一つずつ伝えたり、1番目・2番目というように順番に伝えたりするよう心がける。また、言葉で伝えられると覚えられないことがあるため、メモ等を用いて常に確認できる形で伝えたりするよう配慮する。気になる予定や視覚や聴覚等の感覚から入る情報がある場面は避け、話していることに集中できる場を準備する。
- 視覚障害のある子どもに対しては、聴覚、触覚及び保有する視覚等を十分に活用しながらコミュニケーションが行われるように配慮する。仕草、ジェスチャー、点字等、子どものコミュニケーション手段に合わせて配慮する。
- 聴覚障害のある子どもに対しては、視覚的な情報や保有する聴覚等を十分に活用しながらコミュニケーションが行われるように配慮する。サイン、ジェスチャー、手話等、子どものコミュニケーション手段に合わせる配慮をする。
- 精神的に強い不安や緊張を示す子どもに対しては、活動内容や環境の設定を創意工夫する必要がある。子どもにとって信頼できる職員と一緒に活動しながら、少しずつ場に慣れていったり、人間関係を広げていったりする等の配慮が必要である。少人数でゆったりと落ち着いた受容的な環境を用意することや、事前に一緒に練習すること等の配慮も必要である。
- 病弱・身体虚弱の子どもや医療的ケアが必要な子ども、重症心身障害のある子どもに対しては、病気の状態等に十分に考慮し、適宜休息等を取り入れるなど、子どもの心身に負担がないような配慮が必要である。
- 重症心身障害のある子どもに対しては、意思表示の困難さに配慮し、子どもの小さなサインを読み取るよう努める必要がある。音声のほか、目の動きや表情、筋緊張の状態変化など、かすかな表出となる場合が多く見られることから、生理的指標（酸素飽和度・心拍数・血圧・体温・脳波・筋電図など）を利用してその子どもの意思を捉えたり、視線入力意思伝達装置やバイタルサインによる会話等、ICTを活用して表現を促したり、遊び等を通じて表出されるサインを読み取ったりするなど、様々な工夫により子どもの意思を汲み取ることが重要である。
- 複数の種類の障害を併せ有する子どもに対しては、それぞれの障害の特性に配慮した支援が必要である。

#### <トラウマを受けた子どもに対する配慮事項>

- トラウマを受けた子どもに対しては、強いストレス経験や衝動的な経験をしてきたことにより、生じているかもしれない不穏状態や不安・緊張状態に注意を向け、子どもにとって安全・安心な環境を整える必要がある。

○ こどもの目の前の言動は、そのこどもが出さざるを得ない言動であり、こどもの言動の背景にある考えや気持ちを理解する必要があるが、簡単なことではないため、職員間や外部の専門家を招いてケースカンファレンス等を開き、チームでこどもの状態像の検討や理解を進めるように心がけるなどの仕組みが必要である。職員は、こどもを理解し、支援技術を身に付けるとともに、こどもとの肯定的な関わりや、こどもの長所を褒めるなどストレングスの視点でのコミュニケーションを心がけることが重要である。

事業所・施設において大事なことは、こどもが意思を表出しやすい場づくりや雰囲気づくりである。日常的なコミュニケーションの中で、聴かれる権利を保障したコミュニケーションが取られていることや、当たり前前に聴かれる状況をいかに作っていくかが、意見形成や意見表出につながっていく。

こどもが意思を表出し、表出した意思が受け止められたと実感し、また表出したいと思うことを繰り返していくことが重要であり、これがこどもの自己肯定感を育てていくことにもつながっていくものである。

一見反応が乏しいと思われるこどもであっても、こうした取組や支援を通じて、周囲からの働きかけを受け止め、意識し、感じ、意思の表出につながっていく可能性があることから、日々の支援の場面において、こどもの小さなサインや心身の些細な変化を見落とさず、こどもと関わっていくことが重要である。

## (5) 意見形成支援

こどもが何らかの意見表明をしたいと考えた場合に、誰かに伝えたいことを意識化したり言葉にしたりできるようにするのが「意見形成支援」である。表明したい気持ちの言語化を苦手としているこどもは少なくないことから、こどもが納得のいくまで十分に時間をかけてじっくり話を聴き、意見をまとめる手助けをする必要がある。

その際は、こどもと普段の生活を共にしたり、一緒に遊んだりするなどの方法により、こどもが自分の関心や好き嫌いを自由に表現できる関係性を構築すること等を通し、意見形成を支援することが重要である。

### <意見形成支援の例>

- こどもが悩みごとや話したいことがあった際に気軽に話せるように「話を聞いてくださいカード」の設置を行う。
- こどもたちが司会進行や書記を務めるこども会議を定期的で開催し、活動計画（やりたいこと・食べたい物・行きたい場所）を話し合うなどの取組を実施する。
- 発語はあるものの、自分の気持ちを言葉にすることに抵抗感があるこどもに対して、「意思表示カード」を用意し、カードを見せれば伝えられるように支援する。
- 言語によるコミュニケーションが苦手なこどもに対しては、SNS やアプリを使い、文字によるコミュニケーションを行う。
- 「写真」や「絵カード」をこどもの目線に合わせて、手の届きやすいところに掲示し、「〇〇がやりた

い」という要求をこどもから訴えられるよう環境設定を行う。

- 発語がないこどもや、「自分の気持ちを察してほしい」と待ちの姿勢が強いこどもに対しては、「絵カード」や「写真」をこどもの手の届きやすいところに用意し、「〇〇がやりたい」という要求を伝えられるよう工夫する。

## (6) 意見表明支援

「意見表明支援」は、「意思表出支援」や「意見形成支援」等を通して把握できたこどもの関心や好き嫌い等を踏まえ、こどもがその思いや気持ちを言語化したり表現したりすることを支援するものである。また、意見を表明したいものの、言語的な表出をすることが困難なこどもについては、事業所・施設の職員が、こどもの求めに応じて、その内容をこどもに確認した上で、その意見を代弁することも必要である。

### 〈意見表明支援の例〉

- 特別支援学校への進学を進められていたこどもが、本心では、普通校に進学した後、専門学校に進学したいと考えており、その旨を里親と放課後等デイサービスの職員には伝えることができた。その後、里親と放課後等デイサービス職員が、そのこどもの意見を学校教員に伝え、希望通りに普通校に進学することができた。

## (7) 意見実現支援

こどもは、自分が表明した意見を大人が傾聴してくれた経験や、表明した意見が実現する肯定的な体験を積み重ねることによって、「意見を表明してよかった」「また表明してみたい」という気持ちを育んでいく。

しかしながら、こどもが表明した意見（主観的な最善の利益）と、大人がこどもの将来を考慮し最善と考える対応（客観的な最善の利益）が必ずしも一致するとは限らない。こどもの発達にとって明らかに不利益だと考えられる場合には、周りの大人が抑止しなければならない。「こどもの最善の利益」という観点から、判断能力や経験が十分に備わっていないこどもの意見が必ずしも「客観的な最善の利益」とはならないケースにおいては、こどもの不利益につながらないよう大人が回避する必要がある。

こうした「こどもの最善の利益」と、こどもが自分のことを自分で決める権利をどこまで尊重するかは、こどもの意向や年齢、発達の段階や判断能力、意見の内容など様々な要素を勘案し、考えていくことが必要である。

事業所・施設の職員は、常にこどもの言動を受け止め、傾聴し、こどもの自分で自分のことを決める権利を大切にしながら、こどもが表明した意見を実現できるよう努めるとともに、こどもの最善の利益を考慮した場合、実現できない場合があっても、こどもに丁寧に説明し理解を求めるなど、こどもが「自分の意見を最大限尊重してくれた」と思えるような支援に努めることが重要である。

## 4. こどもの権利擁護に関する取組を進めるに当たっての事業所・施設の組織運営における留意点

---

### (1) 職員のこどもの権利擁護に関する意識の向上

こどもの「意思形成支援」「意思表示支援」「意見形成支援」「意見表明支援」などを行うに当たっては、まずは、職員がこどもの権利擁護の意義や重要性を理解し、なぜこどもの意思形成や意思表示、意見形成や意見表明などを支援する必要があるのか、それにより何が実現されるのか等の基本的な意識を向上させることが求められる。

(2)「職員の知識・技術等の向上」とあわせ、研修等で理解を深めていくとともに、研修等の受講の動機づけや、日々の支援の場面において常にこどもの権利を意識した関わりができるようにすることをねらい、法人や事業所・施設の基本理念や運営方針への明記、こどもの権利擁護の重要性を記した掲示物の掲示、施設長やスーパーバイザー等による日頃からの権利擁護の重要性の発信等を進めることも非常に効果的である。

### (2) 職員の知識・技術等の向上

職員にこどもの権利擁護を大切にする意識があっても、これを実現するには一定の知識・技術等の向上が必要となる。

本手引きも活用して研修を実施するとともに、「意思形成支援」「意思表示支援」「意見形成支援」「意見表明支援」に関する事例検討を積み重ねることが重要である。また、書籍による文献学習、事業所・施設内部の勉強会、実地研修（OJT）や外部研修の受講等、具体的な研修計画を立て、これに基づき取組を進めていくことも重要である。こうした取組は、事業所・施設全体の権利擁護の意識醸成や支援力の向上にも効果的である。

こうした研修や学習機会の提供が個々の事業所・施設、法人のみでは難しい場合は、市区町村や都道府県、社会福祉協議会といった公的機関が実施する研修を活用することも有用である。

### (3) こどもの権利擁護に関する組織体制の整備

事業所・施設において、こどもの権利擁護の取組をより組織的に進めるため、責任者の配置や会議の設置等の仕組みを構築することにより、個々の職員の意識や判断に過度に依存せず、どのこどもにも一定・同様に権利擁護に関する支援を提供できるようになることが期待できる。

例えば、こどもの権利擁護に関する責任者を配置し、責任者を中心として、個々のこどもの意思の確認方法やこどもの意見の実現に向けたプロセスについて検討したり、このような権利擁護に関する事項について検討する会議を定期的で開催したりすることなどが考えられる。

また、事業所・施設は、こどもや家族からの苦情について、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置や第三者委員の配置等の必要な措置を講じることが求められている。こどもの権利擁護に関する苦情についても、こどもの権利擁護に関する支援を行う職員と、苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員とが協働して対応することが必要である。

#### (4) こどもに対する権利擁護に関する説明等

事業所・施設の職員は、こどもに対し、こどもが意見を表明しその意見が尊重される権利の主体であることや、権利擁護に関する苦情解決の手順等について、可能な限り分かりやすい方法で説明する必要がある。

#### (5) こどもの権利擁護に関する支援の記録の作成・保存・活用

こどもの「意思形成支援」「意思表出支援」「意見形成支援」「意見表明支援」を進めるためには、こどものこれまでの生活環境や家族関係、人間関係や嗜好等の情報を把握しておくことが重要であり、これらの情報が本人の意向を推定する手がかりとなる。

また、こどもの日常生活における意見表明の方法や、こどもの特定の表情や行動から読み取れる意向、感情等について記録・蓄積し、本人の意向を推定する際の根拠とすることが重要である。意見形成・意見表明が難しい場合でも、「このときのエピソードには、こどもの意向を読み取る上で重要な『様子』が含まれている」という場合がある。そういった、客観的に整理や説明ができないような「様子」を記録に残し、積み上げることは、こどもの理解と適切なアセスメントにつながり、また「意思形成支援」「意思表出支援」「意見形成支援」「意見表明支援」における重要な参考資料にもなる。

また、今後の支援において役立て、よりこどもの権利擁護の取組の充実を図るため、なぜそのような「意思形成支援」「意思表出支援」「意見形成支援」「意見表明支援」を行ったのかについての判断の根拠や支援の結果について記録しておくことも重要である。

なお、こうした記録の際には、その意見がこども本人のものであるか、保護者のものであるかを明記しておくことが、こどもを権利の主体とした支援を行うに当たり重要である。

また、これらの記録の作成・保存や活用については、組織全体として進めることが大切である。

##### <記録の作成・保存・活用の例>

- アイコンタクトや視線、表情、仕草、身体の動き、行動等の感情の表出方法や、快・不快の反応や好みなど、些細なものであってもを記録として残し、会議等の場も活用し、職員間で共有する。
- 記録を作成する際は、こどもの反応だけでなく、学校行事や天候の情報もあわせて記録を行い、多角的にこどもの様子を分析できるように工夫する。
- こども本人及び保護者の承諾を得た上で、画像や動画で本人の様子を記録し、こどもの表情や様子をより正確かつ客観的に記録し、関係者間で共有する。

#### (6) 関係機関・関係者との連携

事業所・施設は、保護者のほか、他の関係機関・関係者と連携して、こどもの権利擁護に関する取組を進めることが重要である。関係機関・関係者等との連携に当たっては、(2)の研修等の機会や(自立支援)協議会の場の活用などを通じて、連携の体制を構築していくことが重要である。

## (7) 事業所・施設の運営へのこどもの参画

事業所・施設で行われる活動や、事業所・施設の運営に関する事項は、管理者や職員が様々な要素を考慮し決めていくことが前提である。一方で、特に子どもへの支援に関することは、主体である子ども自身の意見を取り入れていくという観点や、子どもが「自分の意見が取り入れられ役に立った」という自己肯定感を得たり、意見を表明することの大切さや有意義さを体感できたりするという観点から、事業所・施設の運営に関する事項の検討の場に、子どもを参画させ、一緒に検討することも考えられる。

例えば、職員等で構成される会議等の場に、子どもも参加し意見を言ってもらうことや、子どもが集まって意見を言い合う会を定期的で開催し、そこで出た意見のフィードバックを職員が受けるなどといった方法が考えられる。

## (8) 障害児入所施設の生活単位・活動単位の小規模化

こどもの権利擁護の取組を適切に進めるには、その前提として、こどもとの信頼関係の構築が極めて重要である。そして、信頼関係の構築のためには、「この職員・この大人なら信頼できる」「話を聞いてくれる」「自分の身近なところで一緒にいてくれる」という、特定の大人を中心とした継続的で安定した関係性を築くことが大きな一助になると考えられる。

上記の観点から、障害児入所施設においては、生活単位をより小規模なユニット単位としたり、本体施設とは別の建物・敷地にサテライトを設置したりすること等により、子どもと大人（職員）がより密接な関係性を構築できる環境を整え、子どもが意見や気持ちを表現しやすくなるように対応していくことが考えられる。

なお、この点は、障害児入所施設が、子どもができる限り良好な家庭的環境において支援を受けることができるよう努めなければならないとされているとともに、より家庭的な環境による支援を促進する観点から小規模グループケアやサテライト型について報酬上評価が行われていることも踏まえ、取組を進めていくことが大切である。